

西予市都市計画マスタープラン  
計 画 書

西予市

平成31年3月

令和2年9月改定



# 西予市都市計画マスタープラン 目次

## 第1編 はじめに

第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって.....	1-1
1. 策定の背景.....	1-1
2. 本計画の位置づけ.....	1-3
3. 本計画の構成.....	1-4
第2章 計画の方向性.....	1-5
1. 本計画の役割.....	1-5
2. 対象区域.....	1-5
3. 計画期間.....	1-5
4. 人口の見通し.....	1-6
第3章 西予市の現況と課題.....	1-7
1. 地勢・沿革.....	1-7
2. 都市計画の状況.....	1-8
3. 人口の動向.....	1-11
4. 土地利用・都市機能・開発の動向.....	1-13
5. まちづくりの課題.....	1-21

## 第2編 全体構想

第1章 まちの将来像.....	2-1
1. 将来像.....	2-1
2. 将来まち構造.....	2-3
3. まちづくりの目標.....	2-7
第2章 部門別・まちづくりの方針.....	2-10
1. 土地利用.....	2-11
2. 都市施設.....	2-15
3. 自然・景観.....	2-18
4. 防災・減災.....	2-18

### 第3編 地域別構想

第1章	地域区分の設定.....	3-1
第2章	地域別構想.....	3-2
第1	宇和地域.....	3-2
第2	野村地域.....	3-14
第3	三瓶地域.....	3-27
第4	明浜地域.....	3-37
第5	城川地域.....	3-46

### 第4編 実現化方策

第1章	都市計画マスタープラン実現化の基本的な考え方.....	4-1
第2章	実現化方策.....	4-2
第3章	これからの地域づくりに向けて（市民の役割）.....	4-6

### 資料編

## 第1編 はじめに

---



## 第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって

### 1. 策定の背景

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、市の都市計画（まちづくり）の基本的な方針を示すものです。この都市計画マスタープランに沿って、まちづくりの方向性や土地利用の規制・誘導、道路、公園、下水道などの具体的な都市計画が定められます。

平成16年に旧5町の合併により誕生した西予市（以下「本市」という。）では、平成19年に策定した「西予市都市計画マスタープラン」に基づき、まちづくりや地域づくりを進めてきました。

西予市都市計画マスタープランの策定から10年が経過し、人口減少や過疎化が進むとともに、国において様々な都市計画制度が改正される等、私たちの「まち」を取り巻く情勢は大きく変化しています。

また、都市計画マスタープランの上位計画となる愛媛県による「西予都市計画区域マスタープラン」の変更（平成29年4月）や本市の行政運営における最上位計画である「第2次西予市総合計画」の策定（平成28年4月）、さらに、自然災害に対する総合的かつ計画な取り組みの指針となる「西予市国土強靱化地域計画の策定（令和2年3月）」が行われました。

このような状況を踏まえ、本市全体にわたる都市計画（まちづくり）を新たに展望し、まちづくりの長期的な方向性を示す「西予市都市計画マスタープラン（改訂版）」（以下「本計画」という。）を策定します。

なお、都市再生特別措置法第81条に基づき作成する西予市立地適正化計画は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針や、居住の誘導及び都市機能の誘導に関する事項について位置づけ、都市計画マスタープランの一部とみなす計画として作成しています。

本都市計画マスタープランは、平成31年3月に公表しましたが、平成30年7月豪雨による災害の復興を踏まえて、改定を行いました。

## 西予市の都市計画・まちづくりに関する考え方

本市では、以下の考え方を基本とし、都市計画・まちづくりに取り組みます。

(1) 強く競争力のある経済を築く

都市は、市民の経済活動の基盤となります。健全で持続的な都市経営のもとで仕事を生み、育て、市民の経済活動を活性化していけるように、強く競争力のある経済を築きます。

(2) 中心市街地の活力を確保する

まちの活性化や賑わいの創出と、行政コスト・都市経営コストの抑制に向けて、人が集まるところをまちの中心とした集約型都市構造を実現するため、市全体を支える中心市街地の活力を確保します。

(3) 農村地域の繁栄を促進する

本市は、多様な地形のもとで川沿いや海辺に農村地域が生まれ、平坦な土地では市街地が形成されてきました。これからも、本市を支える農村地域の繁栄を促進します。

(4) 持続可能な交通を促進する

地域と地域をつなぎ、市民の日常生活や日常の移動を支える、持続的な公共交通を促進します。

(5) 質の高い情報通信基盤を支持する

高度情報社会の中で地域が活力を持ち、発展していくためには、情報の的確な収集・分析、地域の情報発信・PRが必要であり、質の高い情報通信基盤を支持します。

(6) 質の高い住宅の幅広い選択を提供する

生涯暮らせるまちづくりの実現に向けて、一人ひとりが暮らしたい場所に暮らすことができるよう、質の高い住宅の幅広い選択を提供します。

(7) グッド・デザインを要求する

誰もが住みたいと思えるまちづくりに向けては、民間企業とも連携した人が集まるまちデザインが重要であり、そのためのグッド・デザインを追求します。

(8) 健全なコミュニティを促進する

人口減少の中、本市の財政事情は非常に厳しい状況であり、地域の暮らしの質を高めるためには、地域が自立した取組が必要です。地域コミュニティの維持・活性化を図り、健全なコミュニティを促進します。

(9) ジオパークを推進する

本市は旧5町の合併により誕生しましたが、旧町が個別に発展してきたこともあって、合併の効果が十分発揮されていません。そのような中、市を統一する「四国西予ジオパーク」の価値を再認識し、産業振興や様々な学習につなげるよう、ジオパークを推進します。

(10) 自然災害の課題に対処する

自然に囲まれた本市は、土砂災害や津波災害、洪水等の水害など、様々な自然災害のリスクが懸念されます。本市が誇る豊かな自然や多様性の中で、安心した暮らしを確保するため、災害リスクとの共生を目指し、自然災害の課題に対処します。

(11) 自然環境を保全・活用する

本市の最大の魅力である豊かな自然や多様な地形を守り、後世に継承し、本市が将来にわたって発展し続けていくことができるよう、自然環境を保全・活用します。

(12) 歴史的環境を保全・活用する

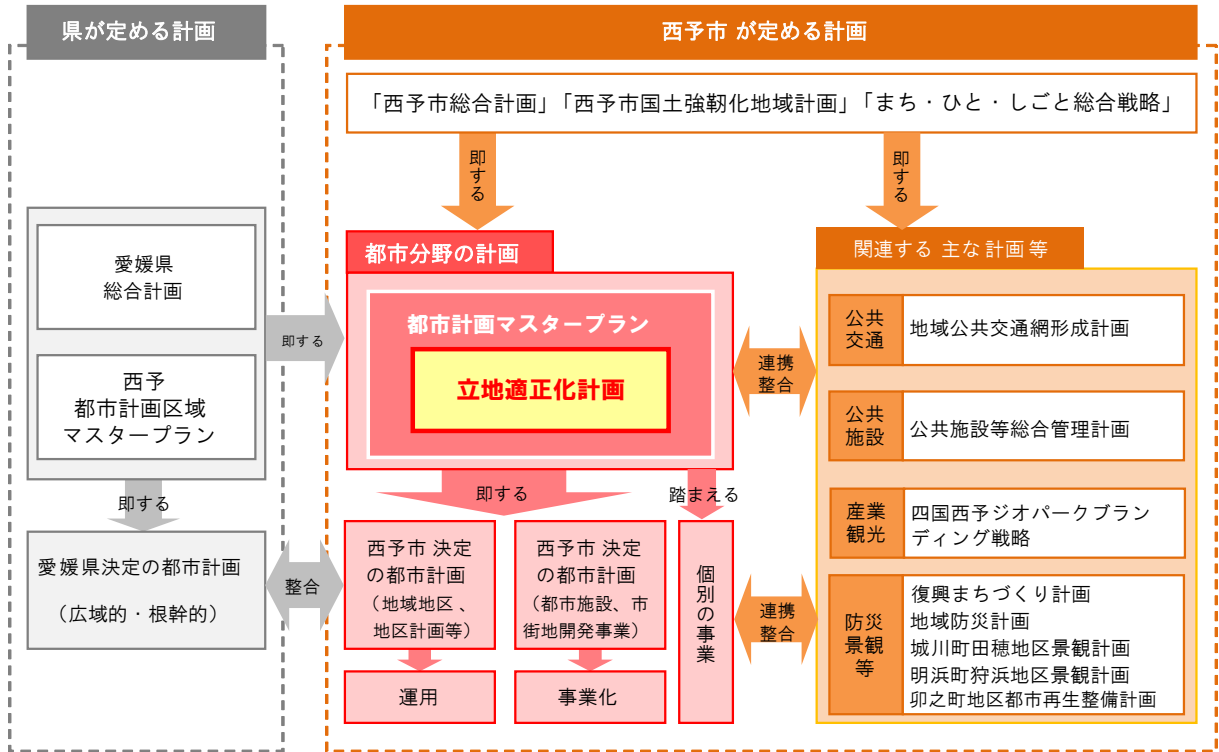
本市は南予の中心として活躍した歴史を脈々と受け継いでおり、卯之町地区など歴史的資源が地域の環境や質を高めている場所が多く見られます。このような歴史的環境を保全・活用します。

※上記は、現在の社会情勢や将来の見通し等を踏まえて、西予市として取り組むべき都市計画・まちづくりの考え方を示したものです。



## 2. 本計画の位置づけ

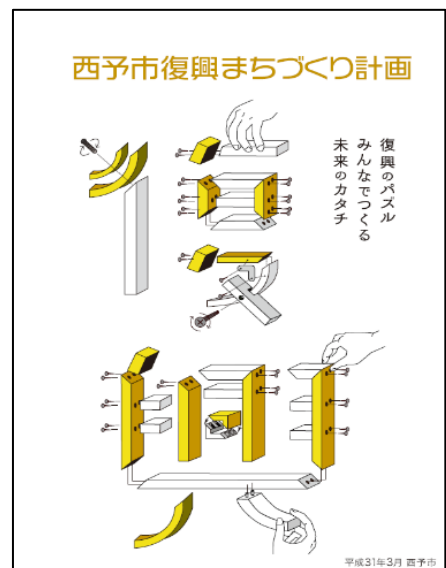
本計画は、「西予都市計画区域マスタープラン」や「第2次西予市総合計画」等の上位・関連計画との連携を図り定めるものです。



本市では、平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けました。特に野村地区では被害が大きく、肱川の氾濫により、市街地が浸水しました。

このため、平成30年7月豪雨からの復興に向けた基本方針や基本的な施策を位置付けた、「西予市復興まちづくり計画」を平成31年3月に策定しています。

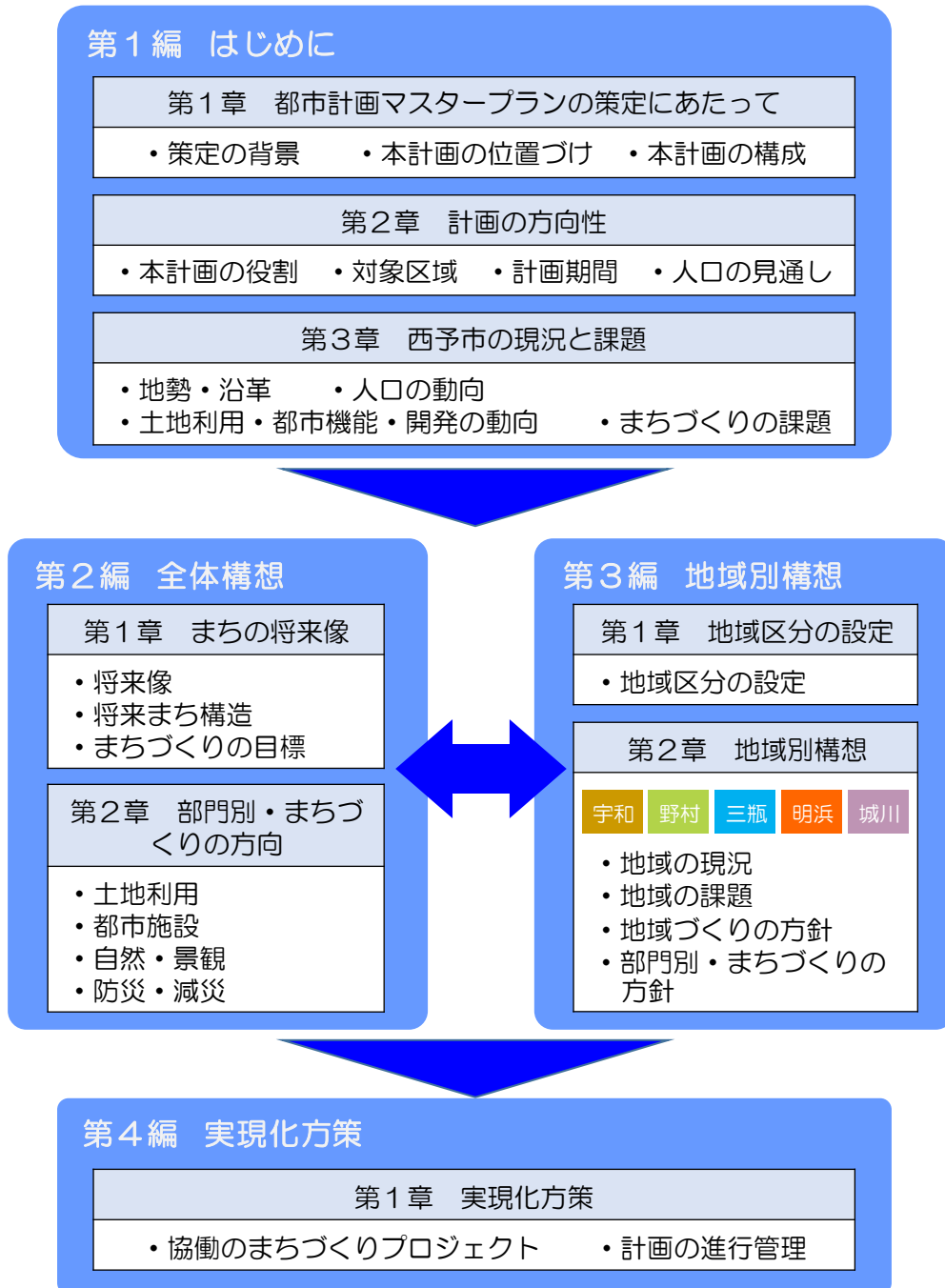
本計画は、「西予市復興まちづくり計画」と連携して策定しています。



### 3. 本計画の構成

本計画は、大きく分けて「はじめに」、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」の4つで構成しています。

「全体構想」では、市域全体のまちづくりの方向性を示しており、「地域別構想」では、市域を旧5町の地域に分けて、地域別にまちづくりの方向性を示しています。



## 第2章 計画の方向性

### 1. 本計画の役割

本計画の役割は、以下のとおりです。

#### ①目指すべきまちづくりの方向性を示す

本市が目指すべき「まちの姿」を市民、団体・事業者等、行政が共有できるように、分かりやすく示します。

#### ②まちづくりを担う「市民」、「団体・事業者等」、「行政」の役割を示す

本市が目指すまちの姿を実現していくために、市民、団体・事業者等、行政が取り組むべき事項を整理し、それぞれの役割分担を示します。

#### ③個別の都市計画・まちづくりの調整を図る

都市計画法に基づく個別具体の都市計画の決定または変更を行う際の方針として定めるとともに、都市計画区域外における都市計画法によらないまちづくりの事業等も含めて、市全体のまちづくりに関する各種計画・施策・事業の全体調整を図ります。

### 2. 対象区域

本市は旧宇和町・野村町・三瓶町・明浜町・城川町が合併して誕生した市であり、このうち旧宇和町・野村町・三瓶町の一部に都市計画区域が指定されています。

本計画は、市全体で目指すべきまちづくりの方向性を示し、その実現を図るものです。そのため、都市計画区域に限らず、本市全体を計画対象区域とします。

### 3. 計画域間

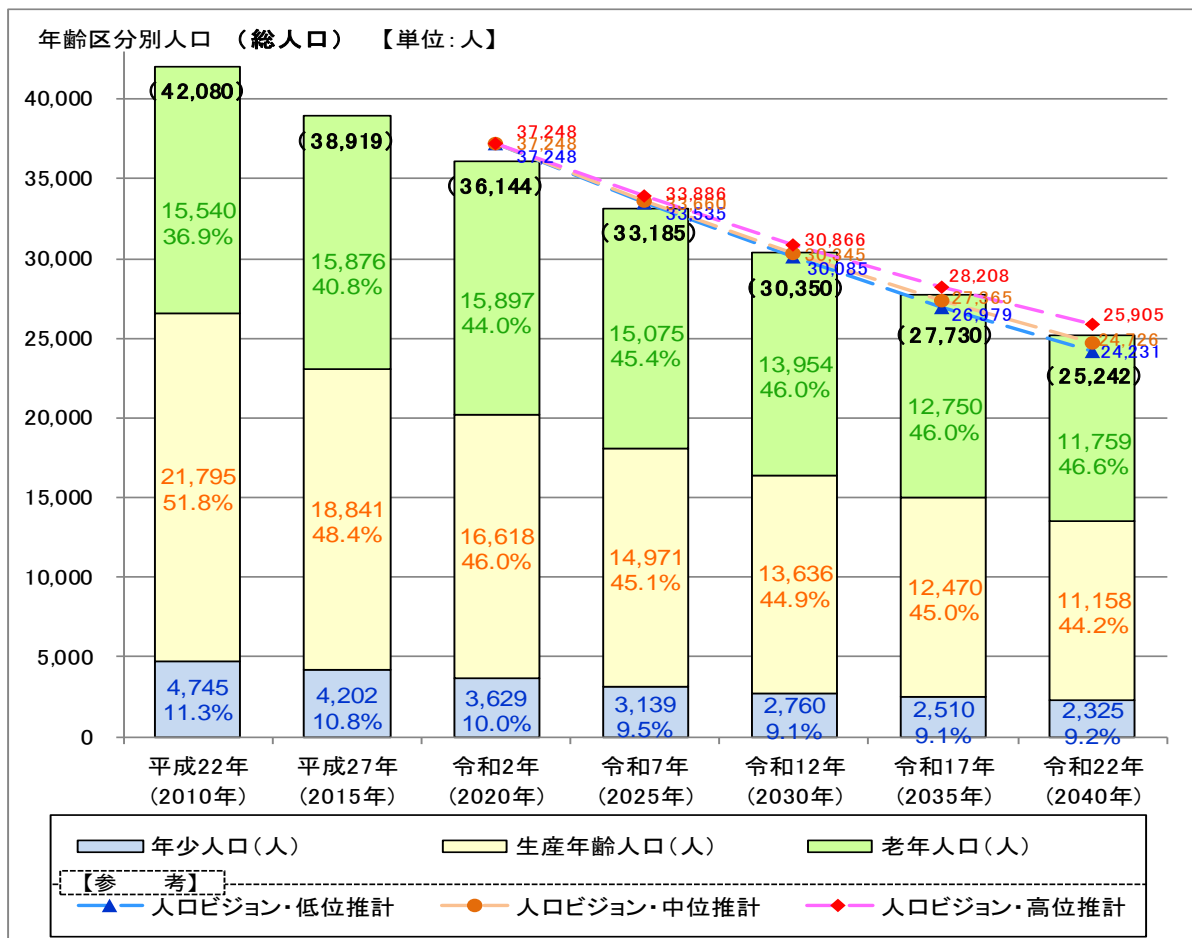
おおむね20年先を見据えて、平成30（2018）年度～令和22（2040）年度を計画期間とします。

## 4. 人口の見通し

本市の人口は、平成27年時点で38,919人となっており、これまで一貫して減少が続いています。

将来人口の見通しについては、現実的な推計値に基づいてまちの将来を見据えるため、国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月）」の推計値を用いることとします。

将来人口の見通し **令和22(2040)年に約25,000人**



また、人口減少の抑制に向けた指針である「第2期西予市人口ビジョン」では、令和22(2040)年の人口について、人口動態が現状よりも悪化した場合の低位推計<sup>注1</sup>では24,231人、人口動態が現状のまま進んだ場合の中位推計では24,726人、人口動態が現状よりも改善した場合の高位推計<sup>注2</sup>では25,905人になると推計しています。

注1 低位推計：出生数が現在よりも10.0%減少（合計特殊出生率が1.67から1.50へ）、人口移動が多い20～34歳で市外転出が現状よりも1.0%増加。

注2 高位推計：2030年に現在の合計特殊出生率1.67から2.00に段階的に上昇、2035年以降はその状態を維持。現状の社会減少率が2045年までに段階的に半減、2045年以降はその状態を維持。

※「第2期西予市人口ビジョン」の2020年の数値は、2019年12月末現在の住民基本台帳人口の値

## 第3章 西予市の現況と課題

本計画は、令和22（2040）年度までを計画期間とする長期的な計画です。

そのため、まちの現況及び将来の見通しを十分に分析し、まちが抱える課題や解決すべき課題を明らかにした上で、目指すべきまちづくりの方針やまち構造、課題解決のための施策等を設定することが重要です。

ここでは、本市における都市の現況と将来人口の見通しを踏まえ、本市の現況と課題を整理します。

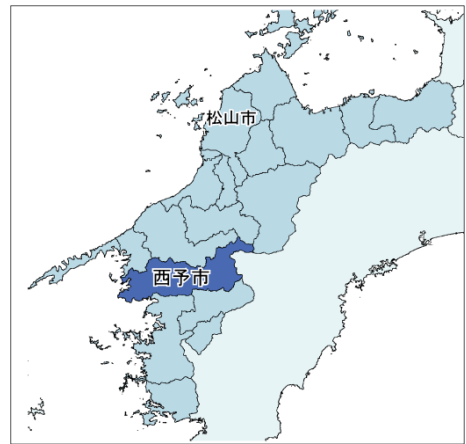
### 1. 地勢・沿革

#### (1) 位置・沿革

本市は、愛媛県の南部、南予地方の中心に位置し、北側は八幡浜市、大洲市、内子町、久万高原町に、南側は宇和島市、鬼北町に、東側は高知県に接しています。

生活経済圏は、本市と八幡浜市、大洲市、内子町、伊方町で構成される八幡浜・大洲圏域に属しています。

本市は、平成16年4月1日に、東宇和郡明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡三瓶町の5町が合併して誕生した市です。



■位置図

#### (2) 自然条件

本市の面積は514.34km<sup>2</sup>と広大であり、東部の四国山地のカルスト台地から、西部の宇和海に接する海岸まで標高差約1,400mに及ぶ変化にとんだ地形で、豊かな自然と優れた景観を有しています。

宇和地域（旧宇和町）、野村地域（旧野村町）、城川地域（旧城川町）は、肱川水系となっています。宇和地域及び野村地域に広がる盆地は、水田を中心とする本市の主要な農業地帯です。

三瓶地域（旧三瓶町）、明浜地域（旧明浜町）は、標高400～600m程度の山地・丘陵が宇和地域との境界に位置し、山地・丘陵部から海岸部までは急斜面となっています。

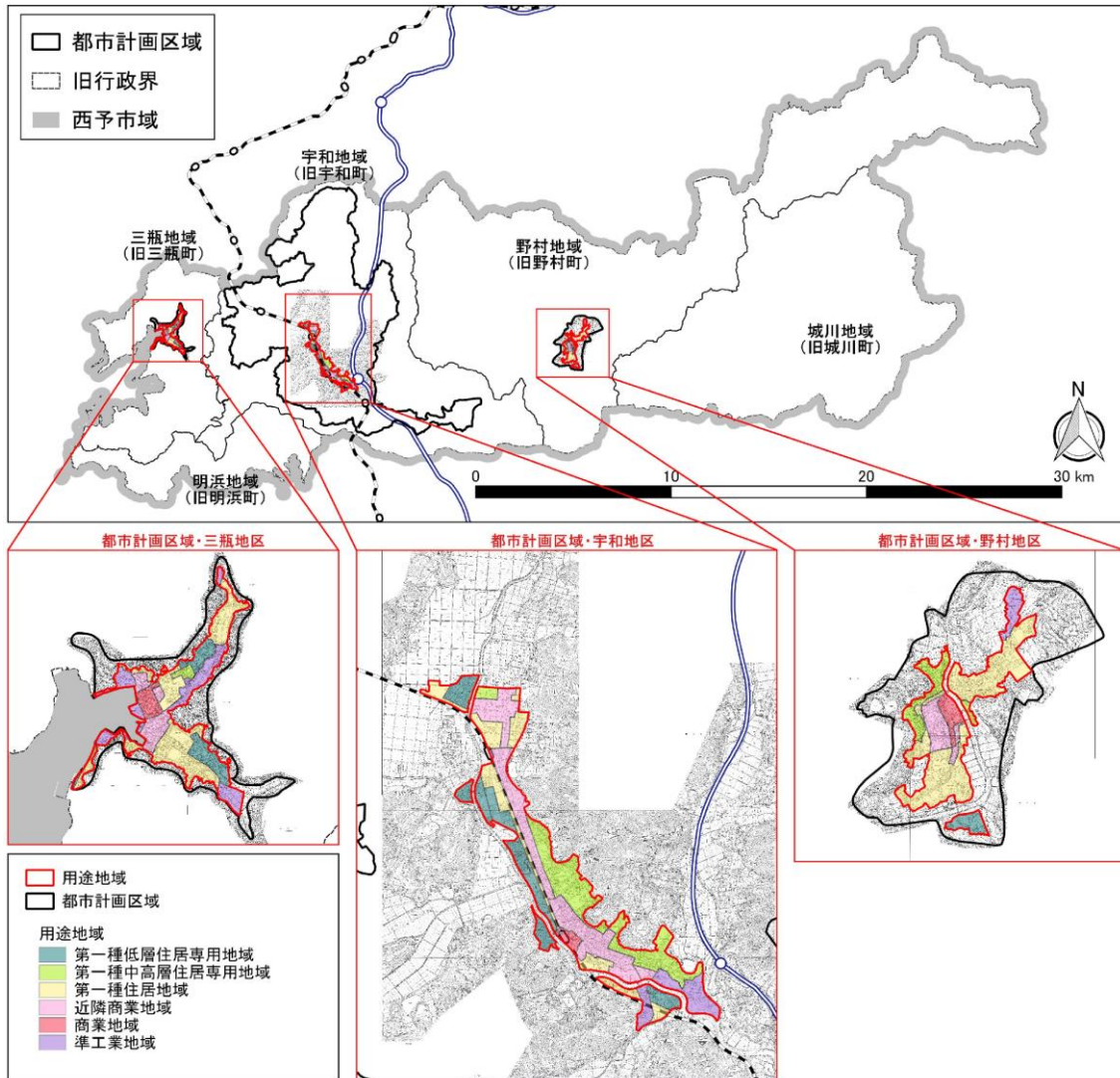
## 2. 都市計画の状況

### (1) 都市計画区域・用途地域の指定状況

本市には、宇和地区、野村地区、三瓶地区の3地区からなる西予都市計画区域（非線引き）が指定されており、その面積は7,088haとなっています。

3地区全てに用途地域が指定されており、その総面積は436.2haとなっています。

	第一種低層住居専用地域			第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域
容積率/建蔽率	80/50	100/50	80/60	200/60	200/60	200/80	400/30	200/60
面積 (ha)	34.0	8.0	20.5	67.5	157.3	63.6	14.8	70.5
	小計：62.5							
面積比 (%)	14.3%			15.5%	36.0%	14.6%	3.4%	16.2%
合計：436.2ha								



■用途地域の指定状況

出典：西予市「都市計画変更資料（平成28年、29年）」

## (2) 都市計画道路の指定状況

都市計画道路は、その必要性・実現性を踏まえた見直しが進んでいます。平成29年現在、宇和地区においては12路線が指定されており、6路線で整備が完了しています。野村地区においては、3路線が指定されており、2路線で整備が完了しています。三瓶地区においては、5路線が指定されており、4路線で整備が完了しています。

全20路線で計画延長は23,760mであり、そのうち整備済み路線は12路線で延長20,515m、整備率は86.3%となっています。

## ■都市計画道路の指定・整備状況

路線番号	路線名	計画延長	整備済延長	整備率	備考
		(m)	(m)		
宇和地区					
1.4.1	宇和島宇和線	5,740	5,740	100.0%	四国横断自動車道
3.4.1	一ノ瀬下宇和線	1,280	975	76.2%	(主) 宇和野村線
3.5.2	田之筋線	510	510	100.0%	(市) 一級路線14号線 (一) 鳥坂宇和線
3.5.3	駅前通り線	60	60	100.0%	(市) 旧町地区406号線
(Ⅱ)3.1	下松葉江良線	2,970	2,870	96.6%	(国) 56号 (市) 旧町地区277号線
3.6.4	馬場別所線	540	540	100.0%	(一) 宇和高山線
7.6.3	中ノ町通り線	80	0	0.0%	(市) 一級路線12号線
7.6.4	旭町通り線	70	0	0.0%	(市) 一級路線13号線
7.5.5	栄町通り線	80	80	100.0%	(市) 旧町地区326号線
7.7.1	下松葉卯之町鬼窪線	3,000	1,570	52.3%	(市) 旧町地区71号線 (市) 下宇和地区90号線 (市) 旧町地区242号線
7.7.2	鬼窪線	290	290	100.0%	(市) 旧町地区402号線
7.7.6	馬場通り線	70	0	0.0%	(市) 一級路線9号線
小計	12路線	14,690	12,635	86.0%	
野村地区					
3.5.5	中村緑ヶ丘線	2,270	2,000	88.1%	(国) 441号 (主) 宇和野村線 (市) 阿下釜川線
3.6.6	清瀬線	210	210	100.0%	(市) 椎ノ木線 (国) 441号 (市) 本町中村線 (市) 徳城線
7.7.7	新町線	470	470	100.0%	
小計	3路線	2,950	2,680	90.8%	
三瓶地区					
3.5.7	朝立屋敷線	1,520	1,520	100.0%	(主) 八幡浜三瓶線
3.6.8	朝立津布理線	1,440	1,440	100.0%	(主) 宇和三瓶線
3.6.9	朝立海岸線	670	670	100.0%	(国) 378号
7.7.8	畑岡朴線	1,300	1,300	100.0%	
3.6.10	朝立有網代線	1,190	270	22.7%	(国) 378号
小計	5路線	6,120	5,200	85.0%	
合計	20路線	23,760	20,515	86.3%	

### (3) 都市計画公園の指定状況

都市計画公園は、その必要性・実現性を踏まえた見直しが進んでいます。平成29年現在、宇和地区においては2箇所24.80ha、野村地区においては2箇所10.51ha、三瓶地区においては3箇所9.47haが計画決定されています。

全7箇所で計画面積は44.78haであり、そのうち供用面積は35.05ha、整備率は78.3%となっています。

■都市計画公園の指定・整備状況

名称番号	公園名	計画面積	供用面積	整備率	備考
		(ha)	(ha)		
宇和地区					
4.3.1	御旅公園	3.40	3.40	100.0%	地区公園
5.5.1	宇和運動公園	21.40	20.57	96.1%	総合公園
小計	2箇所	24.80	23.97	96.7%	
野村地区					
3.3.1	愛宕山公園	2.50	2.50	100.0%	近隣公園
4.4.2	野村地区公園	8.01	8.01	100.0%	地区公園
小計	2箇所	10.51	10.63	100.0%	
三瓶地区					
2.2.1	三瓶中央児童公園	0.17	0.17	100.0%	街区公園
3.3.2	津布理公園	2.30	0.00	0.00%	近隣公園
5.4.2	三瓶公園	7.00	0.40	5.7%	総合公園
小計	3箇所	9.47	0.70	7.4%	
合計	7箇所	44.78	35.05	78.3%	

### (4) その他の都市施設

#### ①公共下水道

宇和处理区、野村処理区、三瓶処理区（雨水公共下水道）が都市計画決定しており、野村処理区では概ね整備が完了しています。宇和・三瓶処理区では、現在整備中です。

#### ②駐車場

宇和地区において駐車場0.19haが都市計画決定しており、供用済みです。

#### ③火葬場

宇和地区において火葬場6,300㎡が都市計画決定されており、供用済みです。

#### ④都市下水路及び防火水槽

都市下水路は、三瓶地区で津布理都市下水路が公共下水道に転用されて廃止となり現在2路線が都市計画決定されており、宇和地区の6路線、野村地区の1路線は、公共下水道に転用済みです。防火水槽は、三瓶地区で6地区が都市計画決定されています。いずれも事業は完了しています。

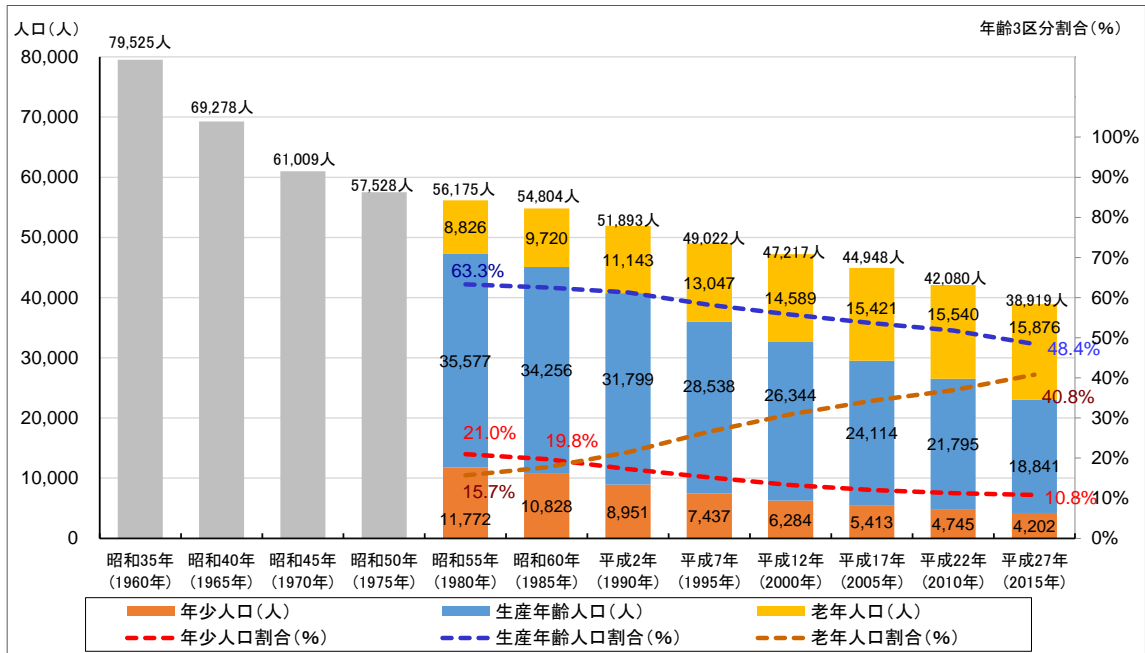


### 3. 人口の動向

#### (1) 総人口の推移

本市の総人口は、一貫して減少を続けており、平成 27 (2015) 年時点で 38,919 人となっています。

年少人口及び生産年齢人口は減少を続けている一方、老年人口は増加が続いています。平成 27 (2015) 年時点で、年少人口割合は 10.8%、生産年齢人口割合は 48.4%、老年人口割合は 40.8%となっています。



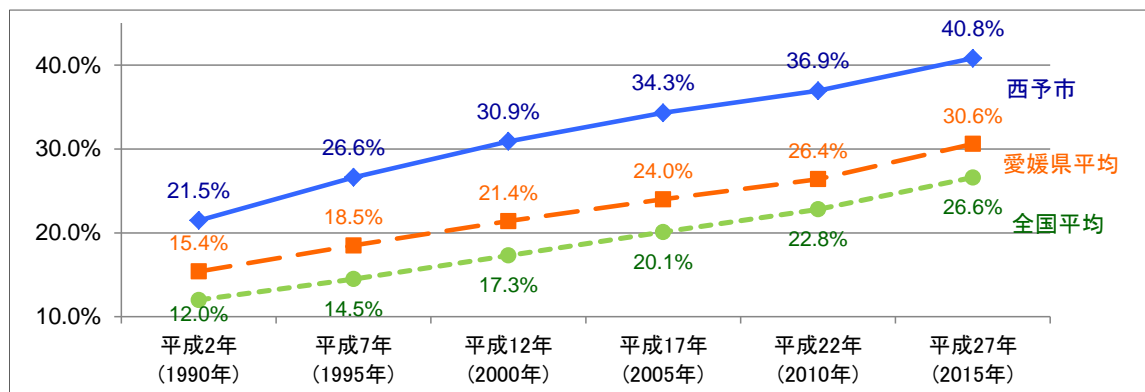
■総人口及び年齢3区分人口の推移\*

※年齢3区分人口には「年齢不詳人口」が含まれるため、年齢3区分人口の構成比で按分して補正している。

出典：総務省「国勢調査」

#### (2) 高齢化率の推移

老年人口割合（高齢化率）の推移を愛媛県及び全国と比較すると、本市の老年人口割合は極めて高い値で推移しており、高齢化が進んでいるといえます。



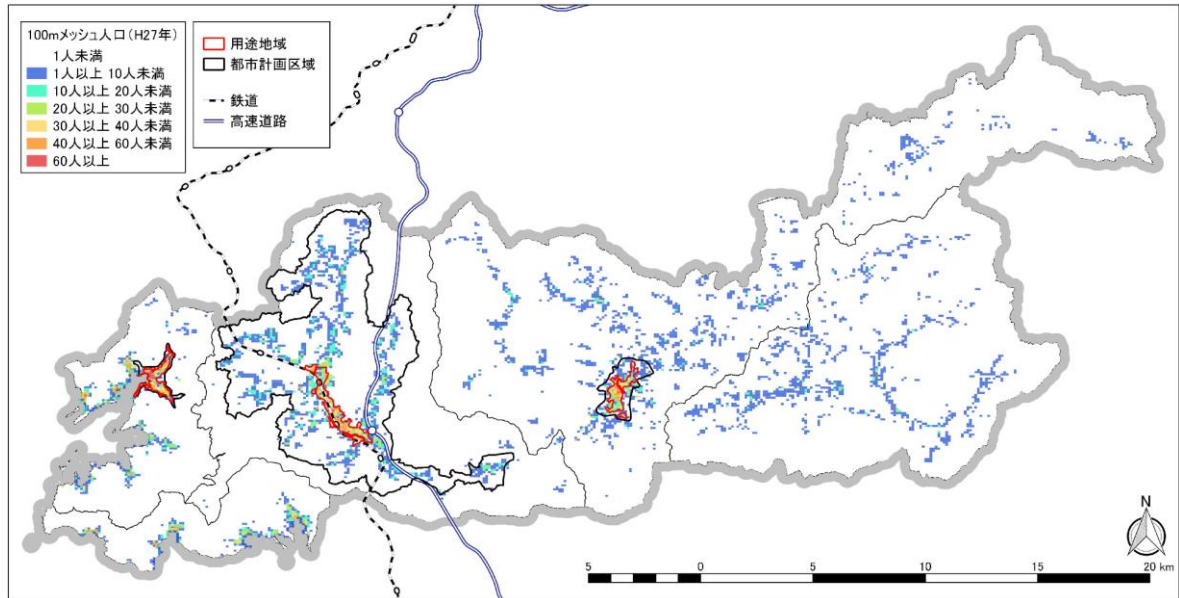
■老年人口割合の推移

出典：総務省「国勢調査」

### (3) 地区別人口の分布

平成 27 (2015) 年国勢調査人口を基に、市域 100mメッシュ毎の人口分布を見たところ、卯之町駅周辺及び卯之町駅を中心とした国道 56 号沿道周辺、三瓶支所及び野村支所周辺において 30 人以上のメッシュが連担して分布しています。

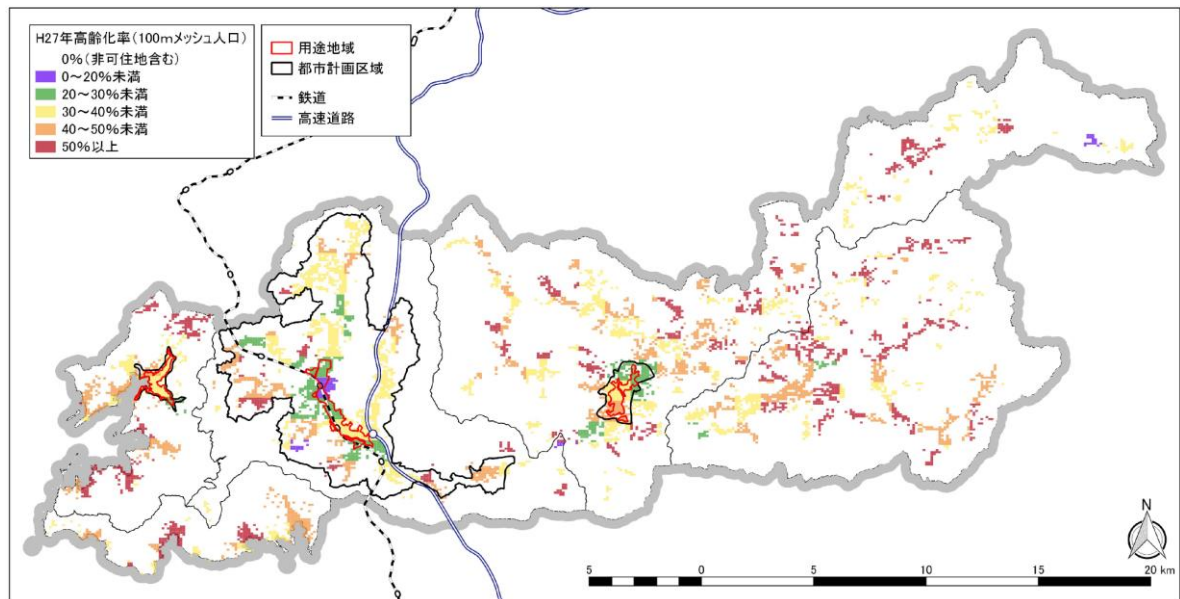
一般的に市街地を維持するために必要となる人口密度である 40 人以上のメッシュは、都市計画区域内の卯之町駅周辺、野村支所周辺、三瓶支所周辺に分布しています。



■100mメッシュ人口 (H27 年)

### (4) 地区別高齢化率

山間部の集落地では高齢化率が 50%を超えるところがみられます。一方で、都市計画用途地域においても、高齢化率が 30%を超えているところが多くなっています。



■100mメッシュ人口ごとの高齢化率 (H27 年)

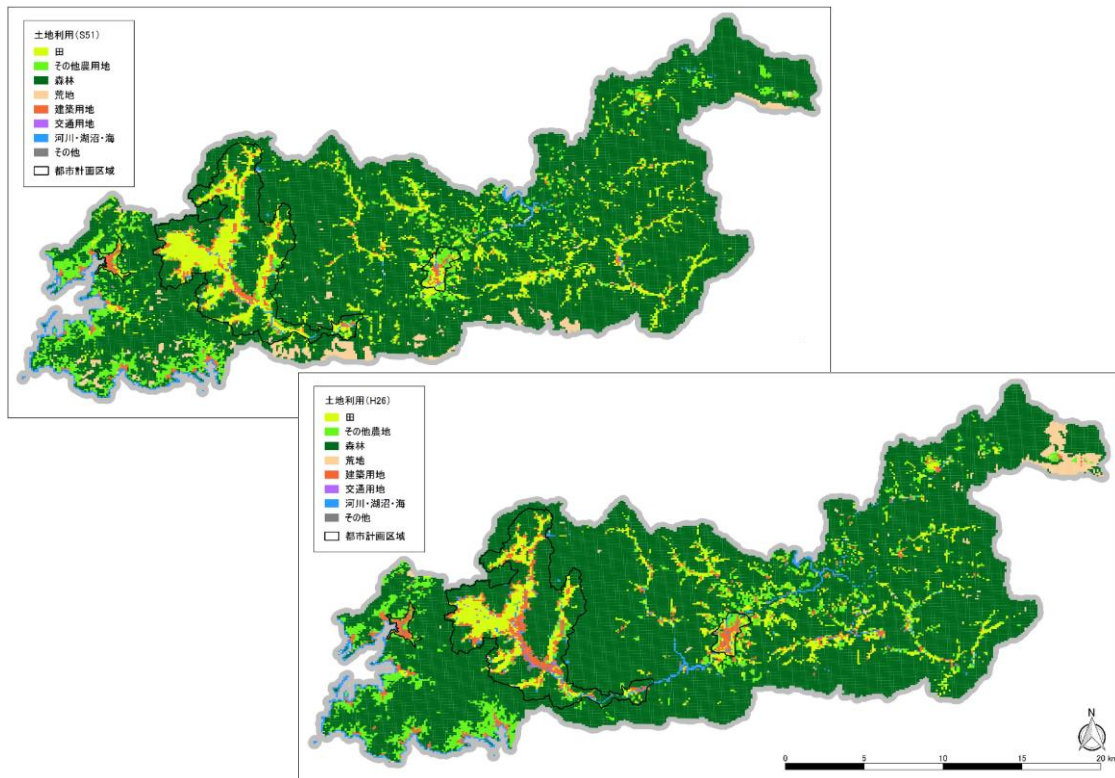
100mメッシュ人口・高齢化率は、総務省「国勢調査」、国土地理院「国土基盤情報・建物データ」、国土交通省「国土数値情報(将来推計人口メッシュ・国政局推計)」より作成

## 4. 土地利用・都市機能・開発の動向

### (1) 土地利用

土地利用の動向について、昭和 51（1976）年と平成 26（2014）年を比較すると、宇和地域と野村地域の境界部周辺で「田」が減少するとともに、都市計画区域内の特に用途地域周辺で、「建物用地」が増加しています。

都市計画区域の状況をそれぞれみると、宇和地区、野村地区、三瓶地区いずれも、「田」が減少し「建物用地」が増加しています。特に野村地区では、建物用地が約 524ha から約 819ha に増加しており、近年は、宇和町上松葉地区周辺で宅地開発・人口増加がみられる状況です。



■土地利用状況（上：S51年 下：H26年）

■都市計画区域における土地利用の動向

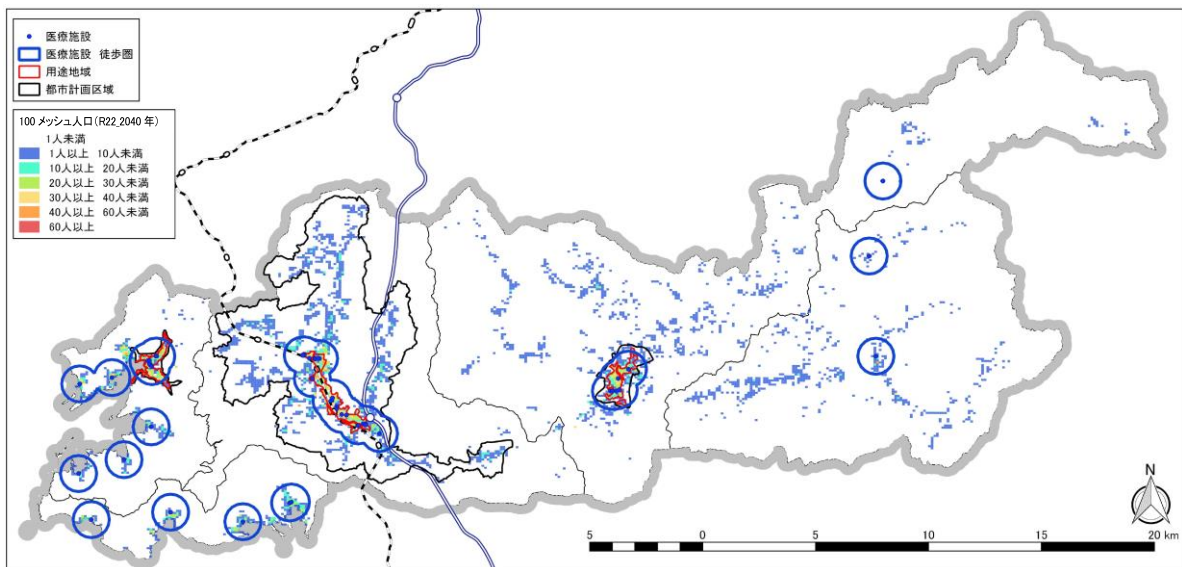
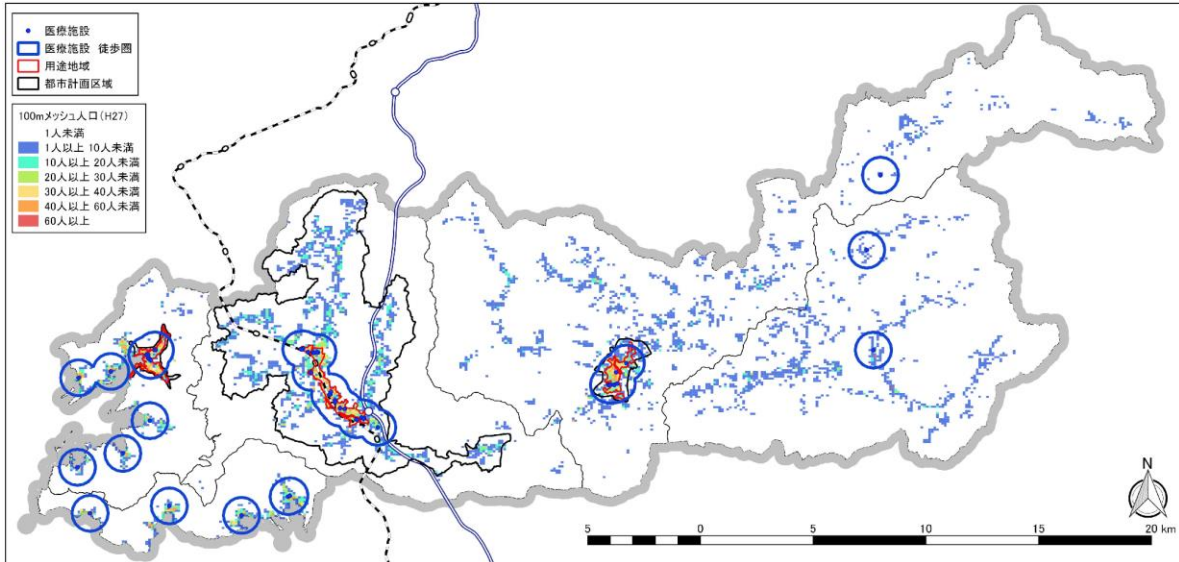
	田	その他農地	森林	荒地	建築用地	交通用地	河川・湖沼・海	その他
宇和(S51)	2,065ha 30%	362ha 5%	3,870ha 56%	32ha 0%	524ha 8%	9ha 0%	103ha 1%	41ha 1%
宇和(H26)	1,470ha 21%	224ha 3%	4,220ha 61%	10ha 0%	819ha 12%	38ha 1%	182ha 3%	29ha 0%
野村(S51)	126ha 30%	130ha 31%	86ha 20%	0ha 0%	62ha 15%	0ha 0%	22ha 5%	6ha 2%
野村(H26)	87ha 21%	100ha 24%	65ha 15%	0ha 0%	142ha 34%	0ha 0%	27ha 6%	0ha 0%
三瓶(S51)	31ha 12%	89ha 35%	58ha 23%	0ha 0%	74ha 29%	0ha 0%	5ha 2%	5ha 2%
三瓶(H26)	0ha 0%	79ha 31%	62ha 25%	0ha 0%	98ha 39%	0ha 0%	15ha 6%	0ha 0%

出典：国土交通省「国土数値情報（土地利用細分メッシュ、100m）」

※100mメッシュ毎の代表的な土地利用が設定されている。面積は各メッシュ面積の合計であり参考値。

(2) 医療施設の状況

医療施設は、都市計画区域内の人口が一定集積している地区及び三瓶地域・明浜地域の集落を中心に立地し、市全体での徒歩圏人口カバー率は57.0%となっています。徒歩圏の平均人口密度は、5.2人/haと低い状況です。



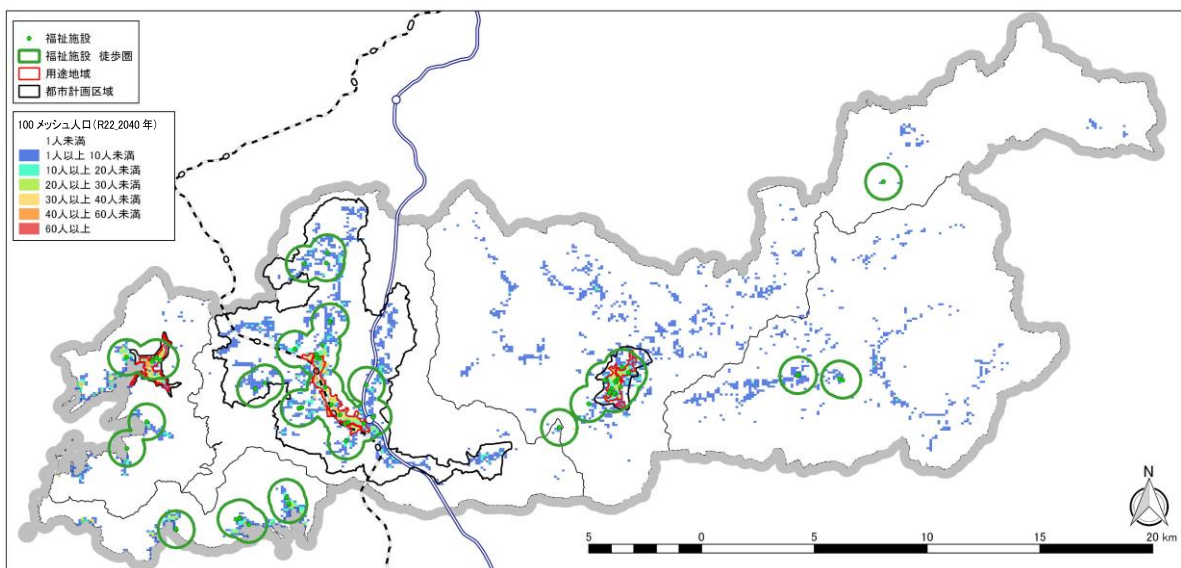
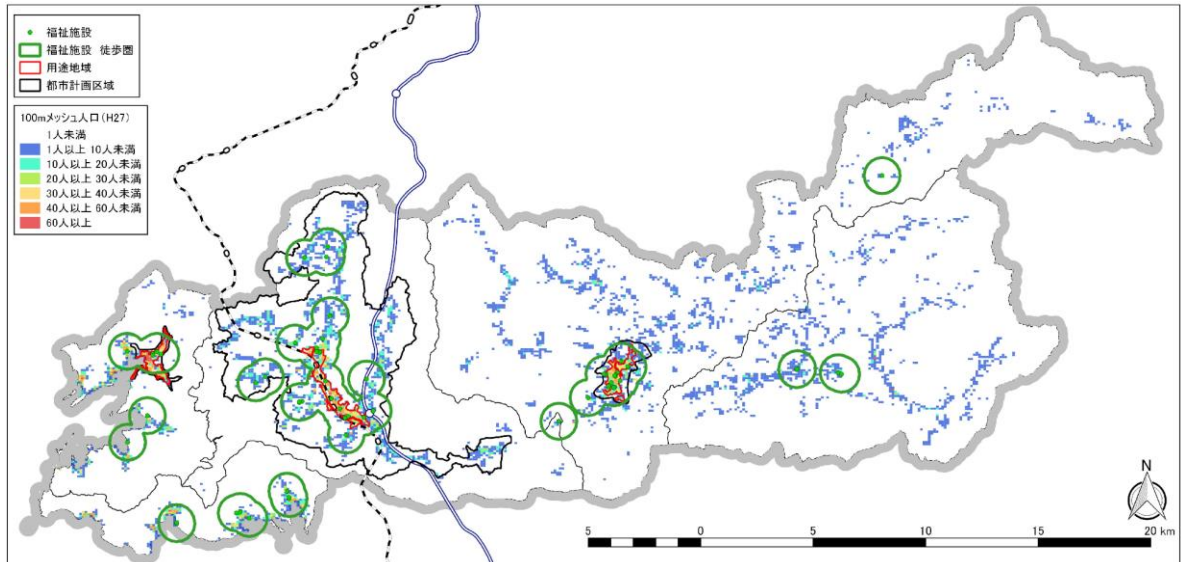
■医療施設徒歩圏人口（上：H27年 下：R22年）

医療施設			H27(2015)年				R22(2040)年				
地区	施設数	徒歩圏面積	圏域	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度
西予市全体	32	約4,270ha	徒歩圏内	約22,190人	57.0%	693.4人	5.2人/ha	約15,530人	61.5%	485.3人	3.6人/ha
			徒歩圏外	約16,740人	43.0%			約9,710人	38.5%		
			計	約38,930人	-			約25,240人	-		
都市計画区域	宇和地区	約1,020ha	徒歩圏内	約9,030人	56.4%	820.9人	8.9人/ha	約7,110人	61.5%	646.4人	7.0人/ha
			徒歩圏外	約6,970人	43.6%			約4,450人	38.5%		
			計	約16,000人	-			約11,560人	-		
	野村地区	約300ha	徒歩圏内	約3,630人	96.3%	726.0人	12.1人/ha	約2,510人	95.4%	502.0人	8.4人/ha
			徒歩圏外	約140人	3.7%			約120人	4.6%		
			計	約3,770人	-			約2,630人	-		
三瓶地区	約160ha	徒歩圏内	約3,280人	93.2%	820.0人	20.5人/ha	約2,290人	93.9%	572.5人	14.3人/ha	
		徒歩圏外	約240人	6.8%			約150人	6.1%			
		計	約3,520人	-			約2,440人	-			

(3) 福祉施設の状況

福祉施設は、都市計画区域内の人口が一定集積している地区及び三瓶・明浜・城川地域の集落を中心に立地し、徒歩圏人口カバー率は62.2%となっています。

徒歩圏の平均人口密度は、4.2人/haと低い状況です。



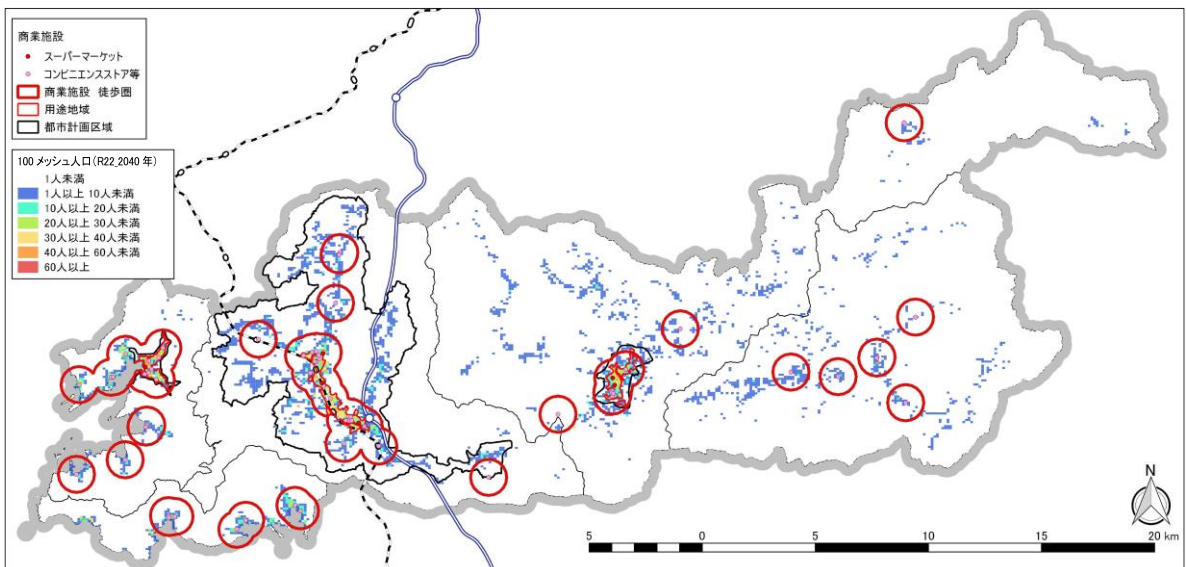
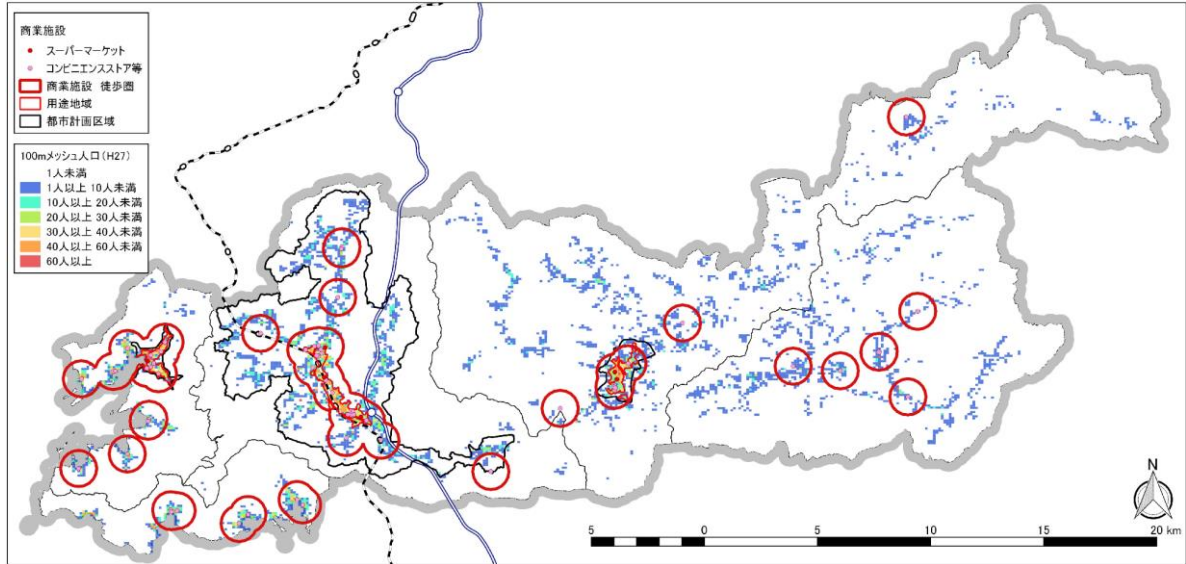
■福祉施設徒歩圏人口（上：H27年 下：R22年）

福祉施設				H27(2015)年				R22(2040)年			
地区	施設数	徒歩圏面積	圏域	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度
西予市全体	70	約5,720ha	徒歩圏内	約24,230人	62.2%	346.1人	4.2人/ha	約16,910人	67.0%	241.6人	3.0人/ha
			徒歩圏外	約14,700人	37.8%			約8,330人	33.0%		
			計	約38,930人	-			約25,240人	-		
都市計画区域	宇和地区	約2,350ha	徒歩圏内	約12,090人	75.6%	431.8人	5.1人/ha	約9,040人	78.2%	322.9人	3.8人/ha
			徒歩圏外	約3,910人	24.4%			約2,520人	21.8%		
			計	約16,000人	-			約11,560人	-		
	野村地区	約320ha	徒歩圏内	約3,670人	97.3%	229.4人	11.5人/ha	約2,550人	97.0%	159.4人	8.0人/ha
			徒歩圏外	約100人	2.7%			約80人	3.0%		
			計	約3,770人	-			約2,630人	-		
三瓶地区	6	約140ha	徒歩圏内	約2,980人	84.7%	496.7人	21.3人/ha	約2,060人	84.4%	343.3人	14.7人/ha
			徒歩圏外	約540人	15.3%			約370人	15.2%		
			計	約3,520人	-			約2,440人	-		

(4) 商業施設の状況

商業施設は、都市計画区域内の人口が一定集積している地区及び三瓶・明浜・城川地域の集落を中心に立地し、徒歩圏人口カバー率は63.5%となっています。

徒歩圏の平均人口密度は、4.1人/haと低い状況です。



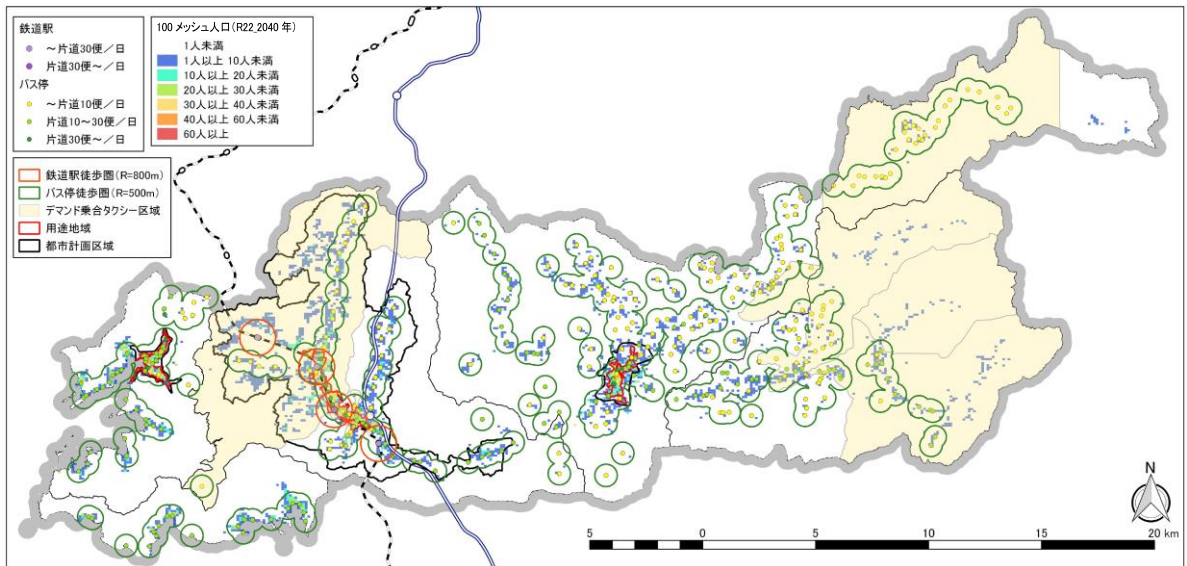
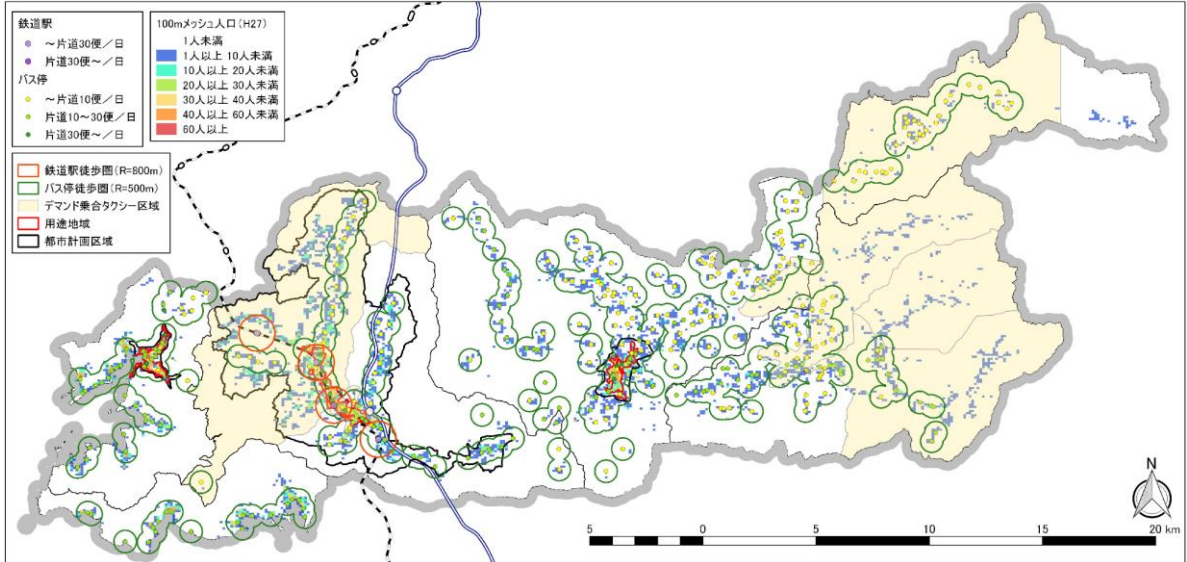
■商業施設徒歩圏人口（上：H27年 下：R22年）

商業施設			H27(2015)年				R22(2040)年				
地区	施設数	徒歩圏面積	圏域	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度
西予市全体	69	約6,090ha	徒歩圏内	約24,730人	63.5%	358.4人	4.1人/ha	約17,290人	68.5%	250.6人	2.8人/ha
			徒歩圏外	約14,190人	36.5%			約7,960人	31.5%		
			計	約38,930人	-			約25,240人	-		
都市計画区域	宇和地区	約1,940ha	徒歩圏内	約10,930人	68.3%	352.6人	5.6人/ha	約8,360人	72.3%	269.7人	4.3人/ha
			徒歩圏外	約5,070人	31.7%			約3,200人	27.7%		
			計	約16,000人	-			約11,560人	-		
	野村地区	約330ha	徒歩圏内	約3,670人	97.3%	305.8人	11.1人/ha	約2,540人	96.6%	211.7人	7.7人/ha
			徒歩圏外	約110人	2.9%			約90人	3.4%		
			計	約3,770人	-			約2,630人	-		
三瓶地区	約180ha	徒歩圏内	約3,500人	99.4%	500.0人	19.4人/ha	約2,420人	99.2%	345.7人	13.4人/ha	
		徒歩圏外	約20人	0.6%			約20人	0.8%			
		計	約3,520人	-			約2,440人	-			

(5) 公共交通の状況

公共交通の徒歩圏（鉄道駅から半径 800m・バス停から半径 500m・デマンド乗合タクシー運行区域）は、人口が分布する各集落を概ねカバーしており、徒歩圏人口カバー率は 97.5% となっています。

徒歩圏の平均人口密度は、1.2 人/ha と非常に低い状況です。



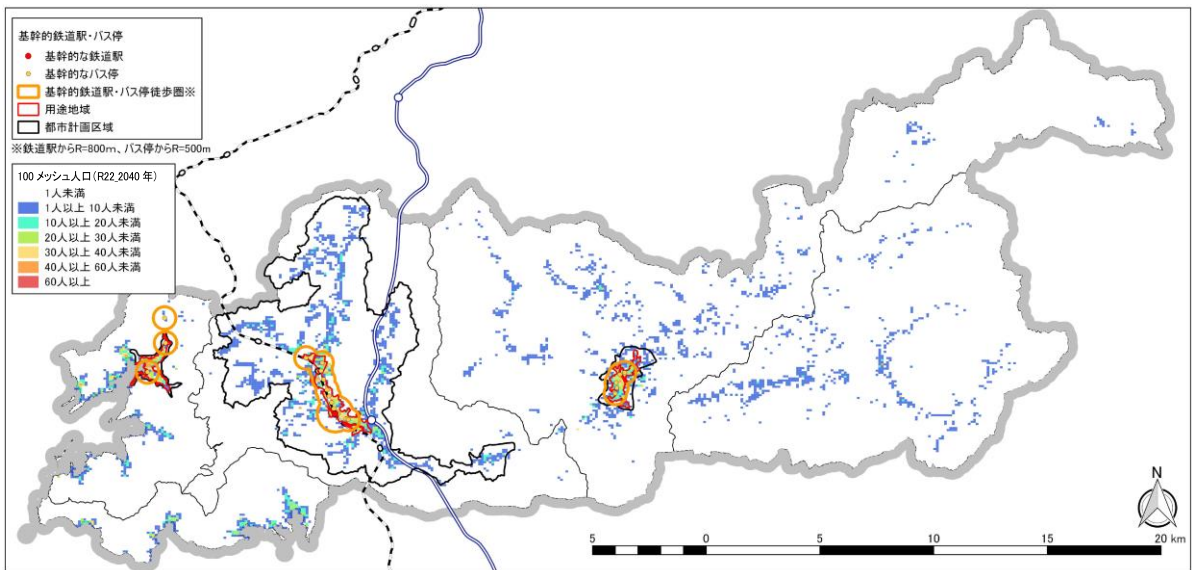
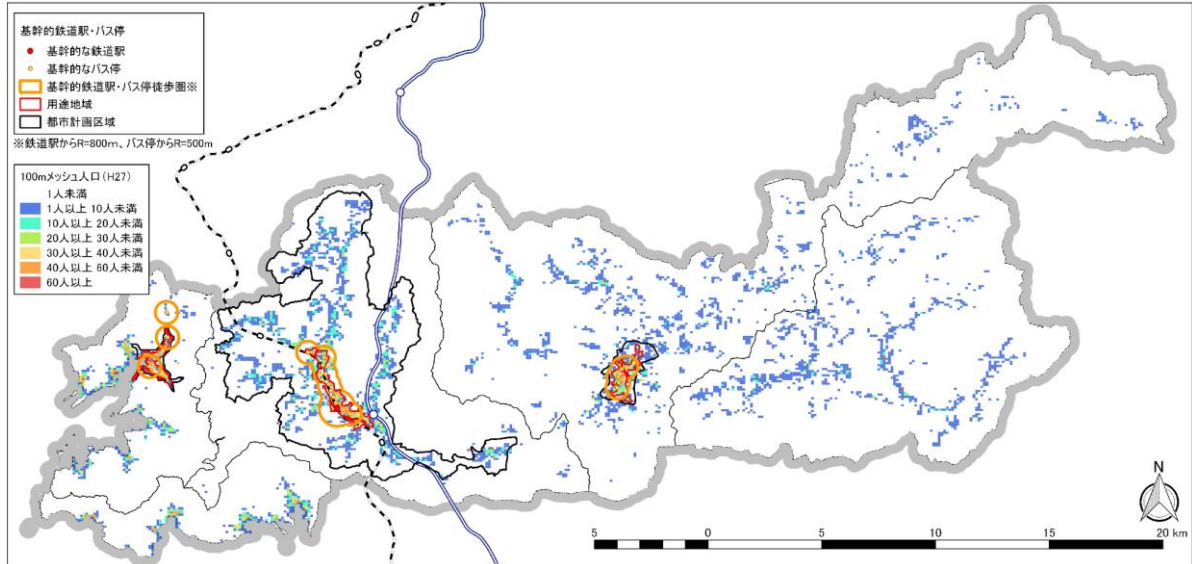
■公共交通徒歩圏人口（上：H27年 下：R22年）

公共交通			H27(2015)年				R22(2040)年				
地区	施設数	徒歩圏面積	圏域	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度
西予市全体	-	約32,390ha	徒歩圏内	約37,940人	97.5%	-	1.2人/ha	約24,700人	97.9%	-	8人/ha
			徒歩圏外	約980人	2.5%			約540人	2.1%		
			計	約38,930人	-			約25,240人	-		
都市計画区域	-	約5,580ha	徒歩圏内	約15,960人	99.8%	-	2.9人/ha	約11,540人	99.8%	-	2.1人/ha
			徒歩圏外	約40人	0.3%			約20人	0.2%		
			計	約16,000人	-			約11,560人	-		
野村地区	-	約350ha	徒歩圏内	約3,760人	99.7%	-	10.7人/ha	約2,620人	99.6%	-	7.5人/ha
			徒歩圏外	約10人	0.3%			約10人	0.4%		
			計	約3,770人	-			約2,630人	-		
三瓶地区	-	約170ha	徒歩圏内	約3,380人	96.0%	-	19.9人/ha	約2,350人	96.3%	-	13.8人/ha
			徒歩圏外	約140人	4.0%			約80人	3.3%		
			計	約3,520人	-			約2,440人	-		

(6) 基幹的公共交通（運行本数が片道で30便以上/日）の状況

基幹的な公共交通の徒歩圏（鉄道駅から半径800m・バス停から半径500m）は、都市計画区域の用途地域を中心にカバーしており、徒歩圏人口カバー率は30.7%となっています。

徒歩圏の平均人口密度は、13.3人/haとなっています。



■ 基幹的公共交通徒歩圏人口（上：H27年 下：R22年）

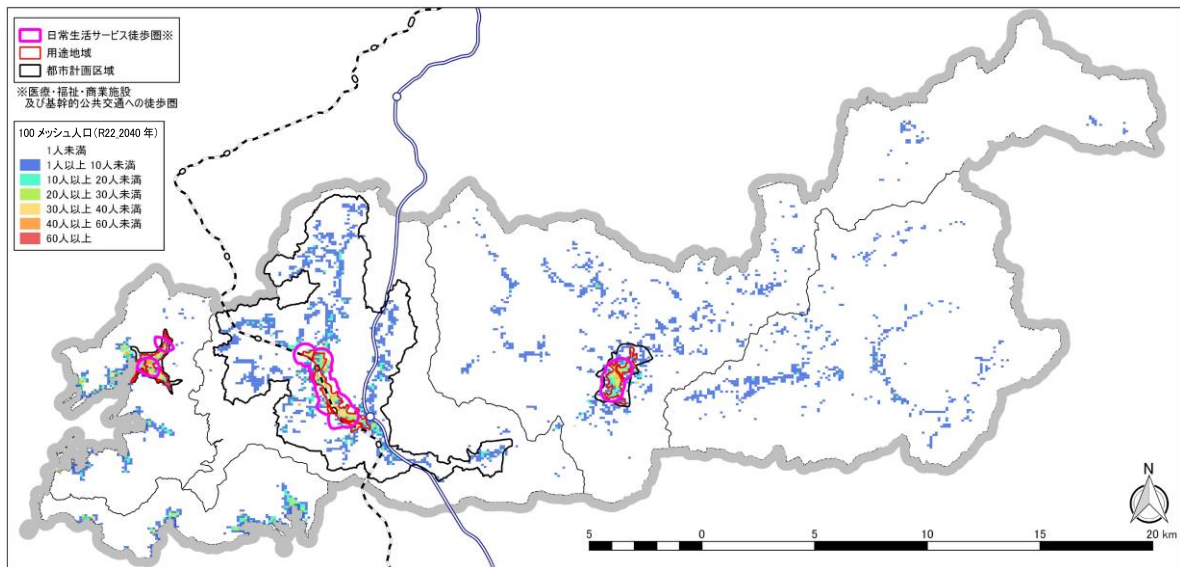
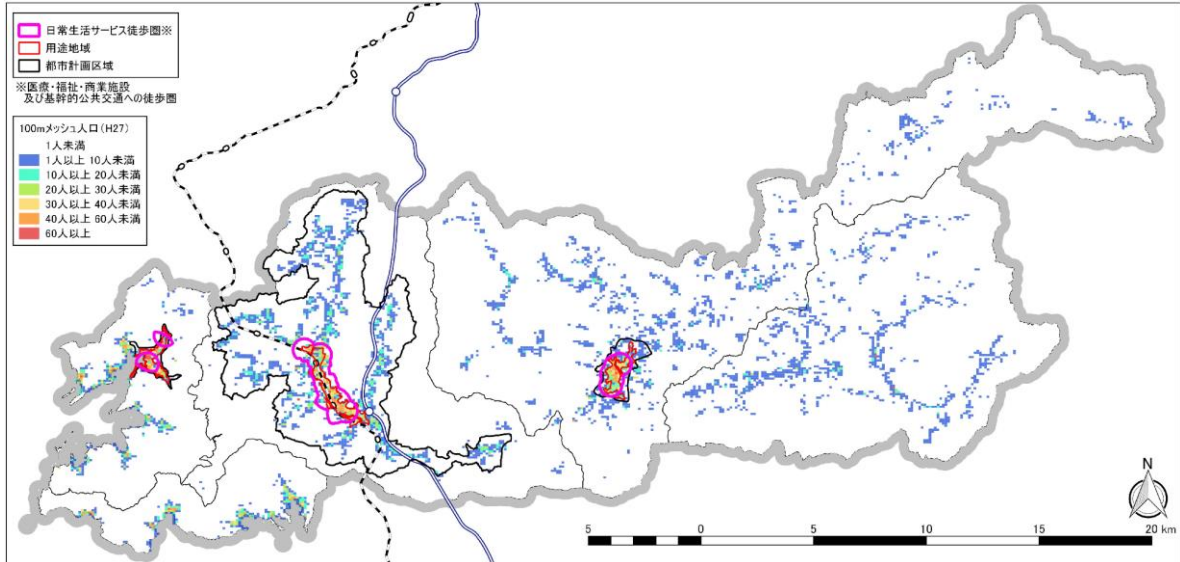
基幹的な公共交通				H27(2015)年				R22(2040)年			
地区	施設数	徒歩圏面積	圏域	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度
西予市全体	-	約900ha	徒歩圏内	約11,950人	30.7%	-	13.3人/ha	約8,900人	35.3%	-	9.9人/ha
			徒歩圏外	約26,980人	69.3%			約16,340人	64.7%		
			計	約38,930人	-			約25,240人	-		
都市計画区域	-	約480ha	宇和地区	徒歩圏内	約6,620人	41.4%	13.8人/ha	約5,260人	45.5%	-	11.0人/ha
			徒歩圏外	約9,370人	58.6%	約6,300人		54.5%			
			計	約16,000人	-	約11,560人		-			
野村地区	-	約370ha	徒歩圏内	約3,170人	84.1%	-	8.6人/ha	約2,180人	82.9%	-	5.9人/ha
			徒歩圏外	約610人	16.2%			約450人	17.1%		
			計	約3,770人	-			約2,630人	-		
三瓶地区	-	約180ha	徒歩圏内	約2,120人	60.2%	-	11.8人/ha	約1,450人	59.4%	-	8.1人/ha
			徒歩圏外	約1,400人	39.8%			約980人	40.2%		
			計	約3,520人	-			約2,440人	-		



(7) 日常生活サービス（医・福・商+基幹的公共交通）徒歩圏充足率

日常生活サービス徒歩圏は、都市計画区域の用途地域を中心にカバーしており、徒歩圏人口カバー率は30.4%となっています。

徒歩圏の平均人口密度は、16.0人/haとなっています。



■日常生活サービス利便地域歩圏人口（上：H27年 下：R22年）

日常生活サービス徒歩圏				H27(2015)年				R22(2040)年			
地区	施設数	徒歩圏面積	圏域	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度	カバー人口	人口カバー率	1施設当たりのカバー人口平均	徒歩圏平均人口密度
西予市全体	-	約740ha	徒歩圏内	約11,820人	30.4%	-	16.0人/ha	約8,830人	35.0%	-	11.9人/ha
			徒歩圏外	約27,100人	69.6%			約16,410人	65.0%		
			計	約38,930人	-			約25,240人	-		
都市計画区域	宇和地区	約440ha	徒歩圏内	約6,600人	41.3%	-	15.0人/ha	約5,240人	45.3%	-	11.9人/ha
			徒歩圏外	約9,400人	58.8%			約6,320人	54.7%		
			計	約16,000人	-			約11,560人	-		
	野村地区	約180ha	徒歩圏内	約3,170人	84.1%	-	17.6人/ha	約2,180人	82.9%	-	12.1人/ha
			徒歩圏外	約610人	16.2%			約450人	17.1%		
			計	約3,770人	-			約2,630人	-		
三瓶地区	約70ha	徒歩圏内	約2,050人	58.2%	-	29.3人/ha	約1,410人	57.8%	-	20.1人/ha	
		徒歩圏外	約1,470人	41.8%			約1,020人	41.8%			
		計	約3,520人	-			約2,440人	-			

(8) 空き家の状況

①市全体の空き家率と全国・愛媛県との比較

総務省の「住宅・土地統計調査」による「住宅総数」に占める「空き家（その他の住宅）」の割合から「空き家率」を算出し、全国平均・愛媛県平均と比較しました。

本市の空き家率は22.5%となっており、全国平均の13.6%、愛媛県平均の18.2%と比較すると極めて高い状況です。空き家の発生抑制やストックの有効活用といった対策が喫緊の課題です。

■空き家の状況（全国・愛媛県との比較）

	住宅総数	空き家	空き家率
全国	62,407,400	8,488,600	13.6%
愛媛県	714,300	129,800	18.2%
西予市	20,580	4,640	22.5%

出典：総務省「住宅・土地統計調査」平成30年

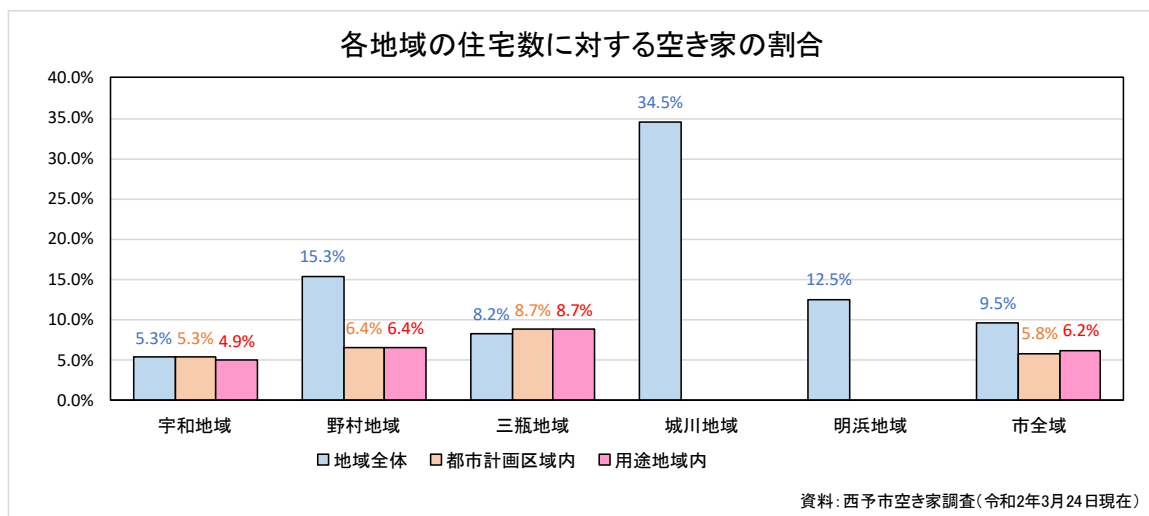
②地域別・空き家の分布状況

次に、地域別の空き家の分布状況を見ています。なお、上述の「住宅・土地統計調査」では、地域別の空き家数や住宅数は公表されていないため、西予市の「空き家調査」による「空き家」と「住宅」数から、地域別の空き家の分布状況を把握しています。

「住宅数に対する空き家の割合」をみると、市全域では9.5%であり、特に城川地域が34.5%と高い状況です。

都市計画区域内及び用途地域内における「住宅数に対する空き家の割合」は、宇和地域(宇和地区)は5.3%・用途地域内で4.9%、野村地域(野村地区)は6.4%・用途地域内で6.4%、三瓶地域(三瓶地区)は8.7%・用途地域内で8.7%となっています。

総じて、都市計画区域内の空き家は、ほとんどが用途地域内に存在しており、いわゆる「まちなか」となる区域における対策が課題と考えられます。



■各地域における住宅数に対する空き家の割合

## 5. まちづくりの課題

上位・関連計画の方向、現況と課題や市民アンケート、現行都市計画マスタープランの評価等から見た本市の「強み」「弱み」「今後やるべきこと」から、新しい都市計画マスタープランの方向として「まちづくりの課題」を検討しました。

### 課題1 西予市ならではの自然・景観の保全、多様性を活かした地域の活性化

本市が誇る「四国西予ジオパーク」の認定を受けた多様な地形や豊かな自然、美しい景観と、そこに生活する人々が培ってきた『西予市ならではの多様性』は、本市の最大の強みと言えます。

しかし、市民からは、この『西予市ならではの多様性』が十分に活用できていない、「市民が『西予市の強み』に気づいていない」、「多様な地域がある反面、各地域がバラバラである」といった意見が挙げられています。

本市の強みである多様な地形や自然、景観等を活かして、地域ごとの個性を活かしたまちづくりや地域のマネジメントに取り組むとともに、これらを通じて、地域の活性化につなげていく必要があります。

### 課題2 身近な生活環境や災害リスクを考慮したまちの基盤整備

市民が安全・安心な暮らしを続けるためには、公園や下水道等の基本的な都市基盤の充実が必要です。しかし、都市計画区域外の既存集落等においては、まだまだ都市基盤や生活を支える施設が充実しておらず、今後も引き続き整備していくべき地域が多く見られます。人口減少が続く現在において、これまで以上の人口減少（特に人口の社会減）を抑えるためにも、身近な生活環境の整備が必要です。

また本市は、三瓶・明浜地域における南海トラフ巨大地震等による津波災害や台風等による高潮災害、宇和・野村地域における台風や豪雨に伴う肱川の被害、その他、山間部や傾斜地における土砂災害等のリスクが懸念されています。このような災害リスクを考慮したまちづくりが必要です。

さらに近年、全市的に空き家・空き地の増加が喫緊の課題となっており、これに対応することが必要です。

### 課題3 まちなかの魅力向上・利便性の維持、周辺部の生活機能の維持と地域間のネットワーク強化

本市では、宇和・野村・三瓶地区の都市計画用途地域を中心に、いわゆる「まちなか」となる区域においては、一定の都市機能や基幹的な公共交通が集積し、便利に暮らせる環境が整っています。

しかし、まちなかにおける人口密度が低く、今後も人口減少が予測されており、このままの傾向が続くと、まちなかの魅力低下や都市全体での健全な都市経営の阻害といったことが懸念されます。

また、旧5町の合併によって誕生した本市においては、旧町単位で公共施設が整備されており、同じ種類の施設が市域に点在しています。今後、これらの施設の適切な維持管理・集約が必要です。

そのため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を取り入れながら、拠点の形成とまちなかのコンパクト化、公共交通の充実、周辺地域の不要な公共施設等の戦略的な集約等により、まちなかの魅力創出と都市全体での健全な都市経営を図っていくことが必要です。

#### 課題4 市民との協働・役割分担の推進、行財政の健全化

本市は人口減少・少子高齢化をはじめ、産業の衰退や財政の悪化等、様々な課題を抱えています。

本市が直面する課題を乗り越えていくためには、行政だけでまちづくりを担うことは不可能であり、行政と市民の協働が不可欠です。市民をはじめ各分野の団体・事業者・行政などの協働や異業種間での連携による取組が不可欠と言えます。

そのため、全市で一律の政策を行うのではなく、地域の特性に即した政策を行うとともに、市民の“やる気”を引き出し、地域を担うすべての人々が主体としての役割と責任を認識し、協働によりまちづくりを進めることが必要です。

■第2次西予市総合計画の方向

<p><b>西予市綱領八策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地域のたからを活用し</li> <li>一 市全体で</li> <li>一 スピード感を持って</li> <li>一 新しいことにチャレンジすることによって</li> <li>一 成長し、</li> <li>一 仕事を生み、育て</li> <li>一 ひとを呼び込み</li> <li>一 生涯暮らせるまちづくりを実現する。</li> </ul>	<p><b>まちデザイン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人が集まる場所を中心に公共施設等を整備する</li> <li>・人が集まるようなまちデザイン</li> <li>・周辺部は生活利便性を維持しつつ、公共交通を維持する</li> <li>・地域の愛着、地域を自分たちで整備する考えを醸成する</li> </ul> <p><b>コンパクトシティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策の集中と選択、効率化／集約したまちづくり</li> <li>・利便性を維持しながら将来安心して暮らせるまちづくり</li> </ul>
--	---

■現行の西予市都市計画マスタープランの方向

<p><b>都市の将来像</b></p> <p>●まちづくりの基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然と文化を生かし育むまち</li> <li>2 交流と活力あふれるまちづくり</li> <li>3 協働・自立のまちづくり</li> </ol> <p>●将来像</p> <p>「未来へ輝く ゆめ・ひと・ふれあい西予」</p>	<p><b>都市づくりの目標(≒方針)</b></p> <p>●自然と共生し、活用する環境共生の都市づくり</p> <p>●市民生活を支える都市生活基盤の整備</p> <p>●人にやさしい、安全で快適な居住環境の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な豊かな自然環境の保全・育成</li> <li>・地域の自然と歴史・文化が形成した歴史的町並みの保全・整備</li> <li>・自然と調和し、自然を活かした地域産業の振興・活性化</li> <li>・道路、交通体系の整備</li> <li>・公園・緑地等の整備</li> <li>・下水道等の排水処理体系の整備</li> <li>・公共施設整備の整備</li> <li>・市街地における良好な居住環境の形成</li> <li>・災害に強いまちづくり</li> <li>・自然と調和した都市景観形成</li> <li>・人にやさしいバリアフリーのまちづくり</li> <li>・水と緑のネットワーク形成</li> </ul>
--	--	---

■西予市の強み・弱み・今後やるべきこと（現況分析／アンケート／現行都市マスの進捗評価／グループワークより）

	強み	弱み	今後やるべきこと
<b>自然環境 景観</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然が豊か、自然景観が美しい、</li> <li>・一次産業が盛んで特産品が豊富</li> <li>・多様な地形、ジオパーク認定、日本の縮図(海・里・山)</li> <li>・卯之町の町並みに風情がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山や農地の荒廃(管理不足)、担い手の高齢化・不足</li> <li>・肱川の親水空間や水辺のネットワークが未整備</li> <li>・市域が広く何事も非効率(距離・時間・コスト)</li> <li>・景観計画が不十分(区域が一部のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の整備・管理、活用(ジオパークとの連携)</li> <li>・一次産業の振興(担い手確保、ジオレストラン等ブランディング)</li> <li>・多様性を活かした地産地消・自給自足、エリアマネジメント</li> <li>・景観計画の策定(卯之町・狩浜)、住民と連携した景観保全</li> </ul>
<b>土地利用 都市機能 都市施設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域周辺には生活利便施設が集積</li> <li>・大型小売店舗は、まちなかに一定集積</li> <li>・コンパクトなまちづくりは進めるべきとされる(行政サービスや施設利用の向上に期待)</li> <li>・市街地においては都市基盤、都市施設は一定充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の都市機能の集積・活性化が不十分(特に商店街)(まちなかの魅力不足、産業の停滞、雇用の場の不足)</li> <li>・利便施設周辺の人口が少ない(施設の撤退が懸念)</li> <li>・空き家が多い(特に用途地域で多い)、空き地も微増</li> <li>・都市計画区域外は施設が少ない</li> <li>・市域に点在する公共施設の更新が困難</li> <li>・身近な公園、下水道、住宅密集地等の整備が不足</li> <li>・都市計画の認知度が低い(コンパクト化への理解が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなかの強みを活かすエリアマネジメント、まちなかの活性化</li> <li>・総合的な市街地整備、災害や空き家の状況を踏まえたまちづくり</li> <li>・駅前におけるコミュニティスペース確保</li> <li>・空き家の活用、空き家情報の提供</li> <li>・IC付近等、土地の活用(用途地域指定)</li> <li>・都市計画区域外での施設充実(喫茶店など)</li> <li>・地域に必要な施設・機能の集約、周辺部等公共施設の集約</li> <li>・公園・下水道など既存施設の維持・効率的な利用・活用</li> </ul>
<b>公共交通 道路</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域周辺では公共交通の利便性は高い</li> <li>・公共交通は市域全体をカバー(便数などにより使いにくい)</li> <li>・高速道路、俵津バイパスが整備済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体では公共交通が弱い・不便、自動車に依存</li> <li>・市街地内での道路改良や区画道路等の整備が不十分</li> <li>・地域間を跨いだ移動は少ない(卯之町の拠点性が弱い)</li> <li>・市外への移動が多い(市内移動が少なく一体感が無い)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通結節点の強化、公共交通の充実(モビリティマネジメント)</li> <li>・高速道路PAの整備要望</li> <li>・可能な箇所や効果的な箇所からの道路整備</li> <li>・既存インフラの維持・充実</li> </ul>
<b>防災 安全安心</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練が盛ん(明浜・三瓶地域)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波(特に三瓶市街地)、洪水、土砂災害の懸念</li> <li>・老朽化した空き家や住宅密集地が危険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクを踏まえたまちづくり検討</li> <li>・危険な空き家の除去(補助)、空き家除去後の跡地活用</li> </ul>
<b>医療福祉 コミュニティ 学校</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関はまちなか等に一定集積</li> <li>・「ひと」がやさしい、祭りが盛ん(明浜・三瓶地域)</li> <li>・教育や文化に注力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が進行(用途地域周辺でも30%以上)</li> <li>・高齢者福祉施設や保育施設が不十分(高齢化・少子化)</li> <li>・市域が広く考え方が違う(一体感の不足)</li> <li>・小学校統廃合、施設の老朽化、高等学校の生徒数の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民による地域自治の強化(支援)</li> <li>・旧学校・旧幼稚園跡地の活用、私塾(学び)の充実</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のんびりとした雰囲気</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少の進行、ぜい弱な財政基盤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者定住やUターンへの促進</li> <li>・観光客を呼び込む(地域の祭りや文化・行事を活用)</li> </ul>

即す

踏まえる

計画の見直し

■新しい西予市都市計画マスタープランの方向

<p style="text-align: center;">【まちづくりの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西予市ならではの自然・景観の保全、多様性を活かした地域の活性化</li> <li>・身近な生活環境や災害リスクを考慮したまちの基盤整備</li> <li>・まちなかの魅力向上・利便性の維持、周辺部の生活機能の維持と地域間のネットワーク強化</li> <li>・市民との協働・役割分担の推進、行財政の健全化</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【対応すべきこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西予市ならではの自然・文化、多様性を活かす。地域と地域の調和、共生の推進。</li> <li>・身近な生活環境、基本的な都市基盤の整備。災害リスクと共生するまちづくりの推進。</li> <li>・拠点の創出・魅力強化、都市機能及び居住の誘導。拠点のネットワーク、公共交通の充実。</li> <li>・地域づくり組織への支援等、市民との協働・役割分担。それによる行財政の健全化。</li> </ul>
---	--



## 第2編 全体構想

---





## 第1章 まちの将来像

### 1. 将来像

本計画の上位計画となる「第2次西予市総合計画」では、『変革、それこそ夢と希望を叶える唯一のすべである』をテーマに、以下の「西予市綱領八策」を掲げています。

<p><b>西予市綱領八策</b></p> <p>一、地域のたからを活用し、</p> <p>一、市全体で</p> <p>一、スピード感を持って</p> <p>一、新しいことにチャレンジすることによって</p> <p>一、成長し、</p> <p>一、しごとを生み、育て</p> <p>一、ひとを呼び込み</p> <p>一、生涯暮らせるまちづくりを実現する。</p>
---

また、都市計画・まちづくりに関連する分野としては、「まちデザイン」や「コンパクトシティ」といった観点で、方向性を示しています。

<p><b>まちデザイン</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人が集まる場所を中心に公共施設等を整備する</li> <li>・人が集まるようなまちデザイン</li> <li>・周辺部は生活利便性を維持しつつ、公共交通を維持する</li> <li>・地域の愛着、地域を自分たちで整備する考えを醸成する</li> </ul>
<p><b>コンパクトシティ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策の集中と選択、効率化／集約したまちづくり</li> <li>・利便性を維持しながら将来安心して暮らせるまちづくり</li> </ul>

本計画は、総合計画が目指すまちの方向性を都市計画・まちづくりの部門から実現化していくものです。

そこで、総合計画の考え方を踏まえながら、20年後という長期間にわたる本市の都市計画・まちづくりを見据えた「まちの将来像」を次のように定めます。

## 豊かな風土を育むまち

### ～いつもずっと ちょうどいい 西予の暮らし～

本市はこれまで、旧宇和町、旧野村町、旧三瓶町、旧明浜町、旧城川町の5つの町が多様性を持ち、それぞれ個性的に発展し、豊かな風土を育んできました。

これからは、それぞれの地域がそれぞれの強みを活かしながら、手を取り合って、1つの西予市として、新たなまちづくりを拓いていかなければなりません。

そのためにも、これまで育んできた豊かな風土を今も、未来も、どの時代にも“いつもずっと”、その時代に合せて柔軟に変化していきながら、西予ならではの“豊かさ”を守り続けて、継承していきます。

人口減少時代における“豊かさ”とは、モノやオカネが“たくさん”ある必要はありません。

それでも、西予の豊かな風土を活かし、きちんと“良いもの”、“上質なもの”が少しずつあれば、西予らしい“ちょうどいい”暮らしを実現することができます。

いつもずっと、ちょうどいい、西予の暮らしを実現していくため、市民とともに協働して、このまちの豊かな風土を守り、育んでいきます。

## 2. 将来まち構造

本市が目指すまちの将来像に向けて、実現すべき将来のまちの骨格・構造を定めます。

本市では、市役所やJR予讃線・卯之町駅と駅前の商店街周辺を「宇和中心拠点」、市立西予市民病院が立地し近年人口が微増傾向にある宇和地区市街地の北部を「宇和新市街地拠点」、野村支所周辺を「野村生活拠点」、三瓶支所周辺を「三瓶生活拠点」と位置づけ、拠点の創出と拠点同士の連携によるまちづくりを目指します。

また、これらの拠点を「都市拠点」として位置づけるとともに、都市拠点以外にも、既存集落の中心部等を「小さな拠点」と位置づけ、集落における日常生活を支えるサービス機能の維持等を図ることとします。

なお、拠点の整備にあたっては、立地適正化計画と連携した取組を進めます。特に、都市拠点の整備に関する具体的な施策、都市拠点への都市機能等の誘導方針等は、立地適正化計画に定めます。

### 都市計画区域内の場合（都市拠点）：

- 都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の中で、拠点整備の方針について記載する。また、立地適正化計画と都市計画マスタープランの整合を図ることが必要となる。

宇和中心拠点、宇和新市街地拠点、野村生活拠点、三瓶生活拠点

- 立地適正化計画では、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を定める。

**都市機能誘導区域**：医療、福祉、商業等の都市機能を、都市の**中心拠点**や**地域の拠点**に誘導・集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域

**居住誘導区域**：人口減少の中にあっても一定エリアにおいて**人口密度を維持**することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、**居住を誘導**すべき区域

### 都市計画区域外の場合（その他の拠点）：

- 都市計画マスタープランの中で、拠点整備の方針について記載する（立地適正化計画では、区域外）。

高山、俵津、田之浜、狩江、石城、多田、中川、田之筋、下宇和、明間、溪筋、中筋、大和田、横林、惣川、大野ヶ原、魚成、遊子川、土居、高川、周木、二木生、蔵貫、下泊

- 生活拠点を整備する手法として、「**小さな拠点づくり**」制度がある。

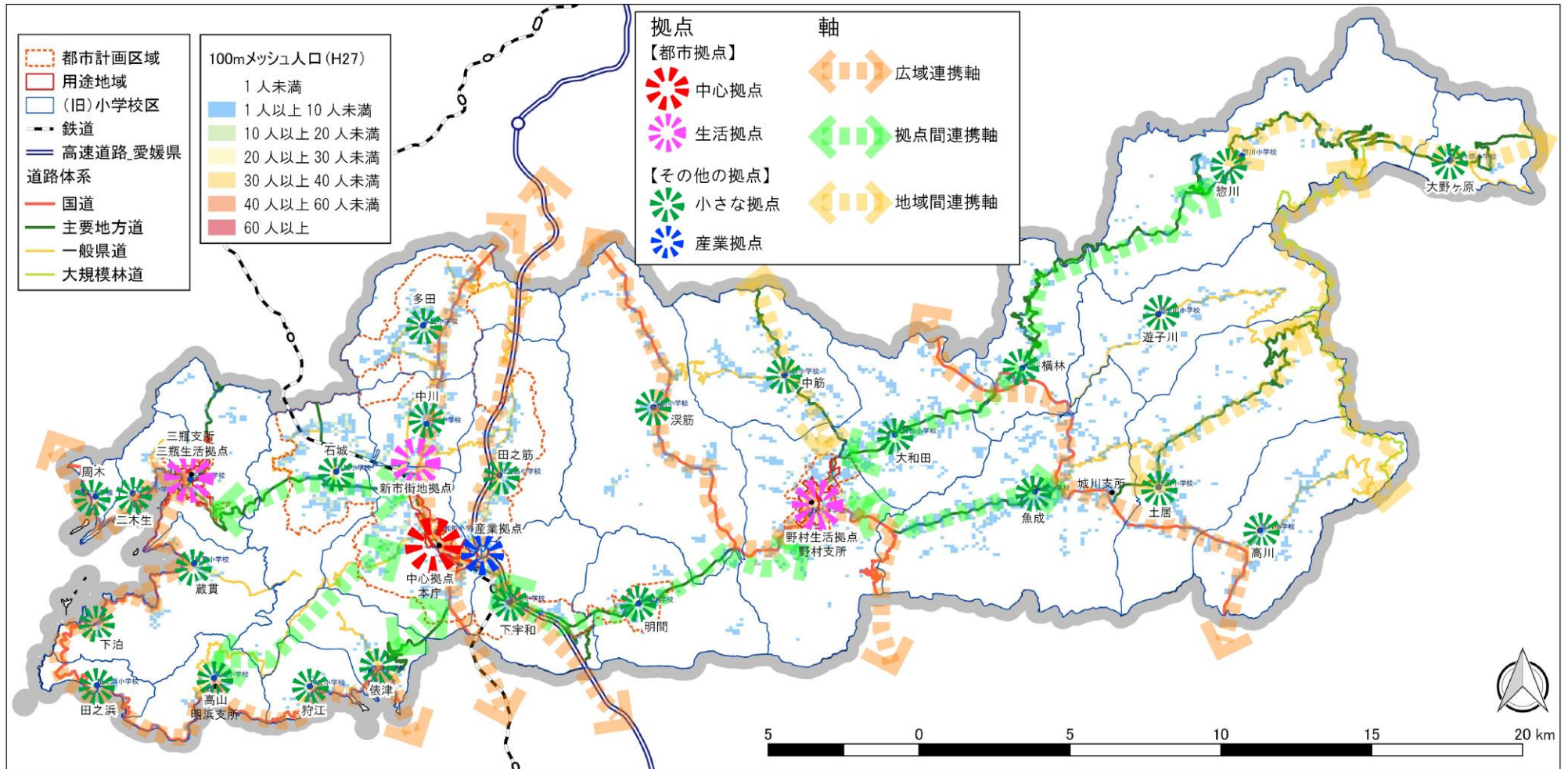
**小さな拠点**：中山間地域等における複数の集落を含む生活圏において、必要な生活サービスを受けられる環境を維持するため、住民と行政等の協働で取り組む**拠点づくり**。

例) 生活機能の集約・確保、地域資源の活用による仕事の創出等

- 西予市では、「小さな拠点づくり」として、公民館等の自治センター化をはじめとした小規模多機能自治活動拠点整備事業を進め、地域の実情に応じたまちづくりを進める。

# (1) 将来まち構造図

拠点の創出と拠点同士の連携によるまちづくりに向けて、実現を目指す「将来まち構造図」を以下のように掲げます。



■将来まち構造図

## (2) 拠点整備の方針

多様な地域の連携によるまちづくりに向けて、地域の生活を支える拠点を創出し、拠点の特性に応じた居住や都市機能の集積を図るなど、計画的なまちづくりを進め、集約型都市構造の実現を目指します。

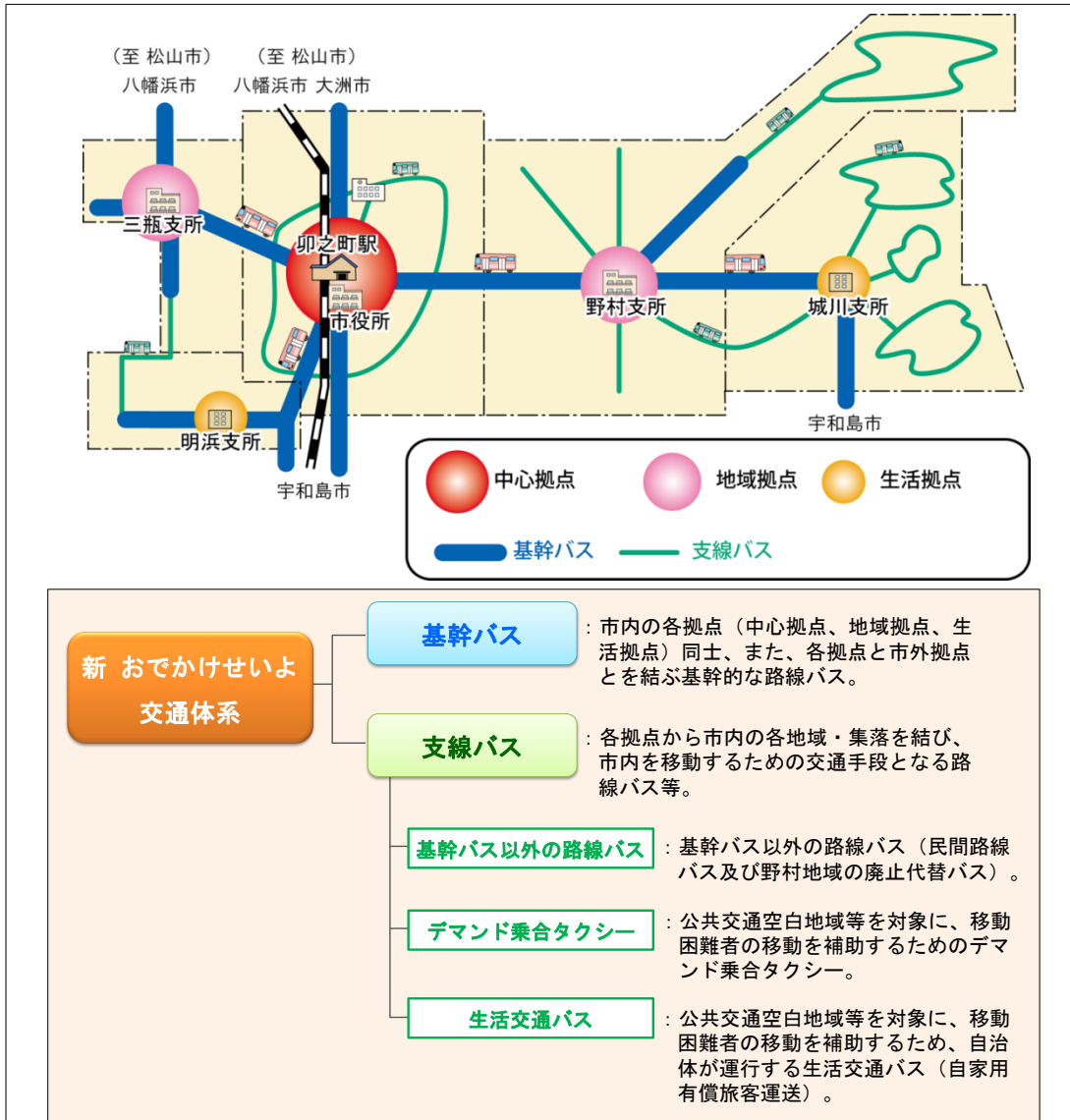
それぞれの拠点の位置づけと整備方針を以下に示します。

拠点	位置づけと整備方針
中心拠点	<p>○卯之町駅周辺</p> <p>卯之町駅の周辺を中心拠点として位置づけ、本市の中心市街地として都市機能を高め、歴史・文化・教育の気風が漂う広域的な交流拠点を目指します。</p>
生活拠点	<p>○野村支所周辺</p> <p>野村支所の周辺を生活拠点として位置づけ、様々な都市機能が集積する利便性の高いまちを目指します。</p>
	<p>○三瓶支所周辺</p> <p>三瓶支所の周辺を生活拠点として位置づけ、様々な都市機能が集積する利便性の高いまちを目指します。</p>
新市街地拠点	<p>○市立西予市民病院周辺</p> <p>市立西予市民病院周辺から近年人口が微増している宇和地区市街地の北部近辺を新市街地拠点として位置づけ、新たな需要に必要な都市機能の確保を図り、生活利便性の高いまちを目指します。</p>
小さな拠点	<p>○中心拠点・生活拠点以外で生活圏（旧小学校区）の中心となる拠点（旧小学校や公民館が立地する地点）</p> <p>既存集落の中心となり、また、市民の日常生活を支える旧小学校区や公民館周辺の地点を小さな拠点として位置づけ、日常生活に必要な機能の維持・確保を図ります。</p>
産業拠点	<p>○西予宇和インターチェンジ周辺</p> <p>交通利便性の高い西予宇和インターチェンジ周辺を産業拠点と位置づけ、本市の産業・雇用の場の中心を担う拠点として、企業誘致や物流産業の集積を図り、市全体での産業の活性化を目指します。</p>

### (3) ネットワーク整備の方針

高齢化の進行により、自家用車を運転することが難しい高齢者の増加等が予想されることから、拠点の連携を実現するためには、公共交通の充実が必要となります。

西予市地域公共交通網形成計画では、本市が目指すべき公共交通のあり方を以下の概念図で示しています。



■地域公共交通網の概念（西予市地域公共交通網形成計画）

拠点の連携に向けては、基幹的な路線バスである「基幹バス」で中心拠点と生活拠点を結び、連携を図ります。

また、基幹バスにより、城川地域（旧城川町）や明浜地域（旧明浜町）における小さな拠点とも連携します。さらに、各拠点から市内の各地域・集落を「支線バス」で結びます。

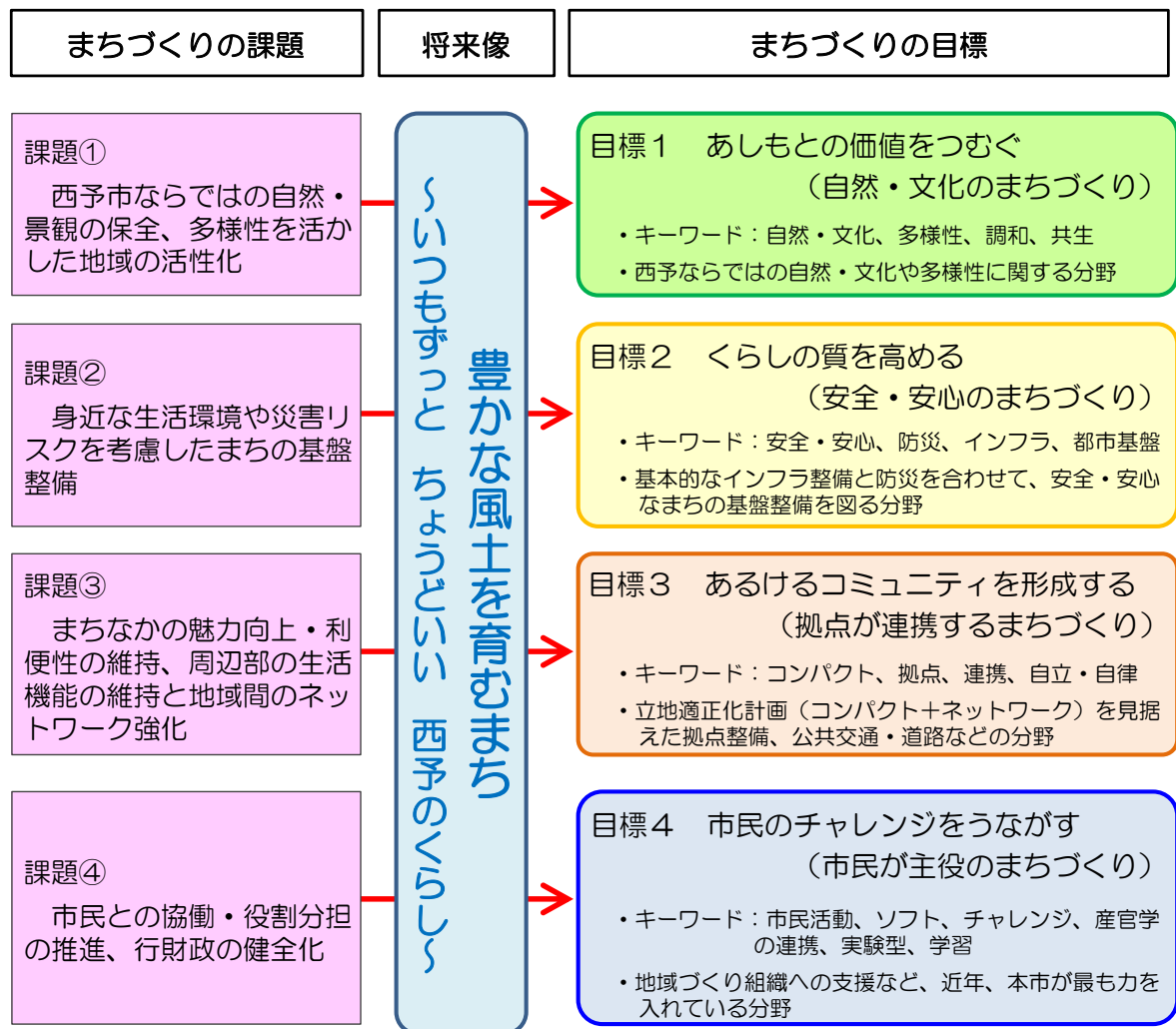
このような考え方で、拠点同士の連携及び拠点と居住地の連携を図り、ネットワークの充実に努めていきます。

### 3. まちづくりの目標

#### (1) まちづくりの目標の考え方

まちづくりの課題を解決し、将来像である「豊かな風土を育むまち ～いつもずっと ちょうどいい 西予の暮らし～」を実現するため、以下の4つのまちづくりの目標を設定します。

このまちづくりの目標を目指して、都市計画マスタープランでは、都市計画・まちづくりに関する様々な施策を位置づけていきます。



## (2) まちづくりの目標

### 目標1 あしもとの価値をつむぐ（自然・文化のまちづくり）

- ・本市は、四国山地の隆起によって海拔0mから標高1,400m地帯までの多様な地形を有し、海・里・山の豊かな自然と美しい景観の中で、各地域がそれぞれの歩みを遂げてきました。また、地域の人々が育んできた地域独自の文化・風習や多様な暮らしが地域の個性を生み出し、『西予ならではの多様性』を形成しています。
- ・しかし、このような地域の魅力や資源を十分活用できていない状況です。本市ならではの自然や文化、多様性など、自分たちの“あしもと”にある大きな価値を知り、地域の“たから”と捉えて、まちづくりに活用し、地域の活性化を目指します。
- ・また、このような自然や地形、景観を適切に保全するとともに、地域が育んできた文化・風習を未来へ継承していきます。
- ・多様な地域と地域が協働し、全市が一体感を持ってまちづくりに取り組むため、地域の気持ちを醸成します。

### 目標2 暮らしの質を高める（安全・安心のまちづくり）

- ・本市では、都市計画用途地域を中心に公園、下水道といった都市基盤の整備が進んでいますが、市全体で見ると、整備が進んでいない地域もみられます。今後は、拠点周辺を中心に必要な基盤整備を進め、質が高く市民が安心して暮らすことができる住環境の形成を目指します。
- ・本市では土砂災害や地震・津波災害等が懸念されることから、避難場所の整備や土砂災害対策工事の実施、構造物や建築物の計画的な耐震化といったハード対策に取り組むとともに、地域の避難体制の充実や自主防災組織の活性化といったソフト対策を充実し、安全・安心なまちづくりの実現を目指します。
- ・人口減少の進行に伴い、近年、空き家・空き地の増加が懸念されています。空き家・空き地の増加は、地域の活力低下を招くとともに、防災・防犯上の問題にもつながります。このため、空き家・空き地の有効活用や危険な空き家の除却に取り組むとともに、空き家・空き地の発生抑制を図ります。

### 目標3 あるけるコミュニティを形成する（拠点が連携するまちづくり）

- ・用途地域が指定される宇和・野村・三瓶地区の中心部では、一定の都市機能が集積し、既にコンパクトな市街地が形成されています。今後は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、集約型都市構造の形成を図り、中心拠点・地域拠点の形成とまちなかの魅力創出、まちのコンパクト化を目指します。
- ・用途地域外の小さな拠点については、地域住民とともに、必要な生活機能の確保・維持を図ります。



- ・市全体のネットワークの強化により拠点へのアクセス向上を図り、都市全体での生活利便性を確保することにより、拠点が連携し、遠くてもネットワークでつながる“あ  
るけるコミュニティ”の構築を目指します。
- ・“選択と集中”の観点から、周辺地域の不要な公共施設等の戦略的な集約等により、市  
全体での健全な都市経営を目指します。

#### 目標4 市民のチャレンジをうながす（市民が主役のまちづくり）

- ・本市が将来にわたってその市政を維持し、市民が安心して生涯暮らし続けることがで  
きるまちづくりを実現するために、常に危機感を持って新しいチャレンジを繰り返  
しながら、さらなる進化・成長を目指します。
- ・既存のルールや枠組みに捉われず、地域の特性に即した政策を実行していきます。
- ・市民、団体・事業者、行政等における「地域内外の連携」を推進し、それぞれの役割  
分担とネットワークの構築により、地域の課題解決を図ります。
- ・まちづくりの主役は行政ではなく市民であり、市民の“やる気”を引き出しながら、  
“やりたい人”を支え、市民が主役となる持続可能なまちづくりの実現を目指します。

## 第2章 部門別・まちづくりの方針

「あしもとの価値をつむぐ」、「くらしの質を高める」、「あるけるコミュニティの形成」、「市民のチャレンジをうながす」の4つの目標の実現を目指して、以下の部門別・まちづくりの方針によって具体的なまちづくりに取り組みます。

部門別 まちづくりの方針	1. 土地利用
	2. 都市施設 ・道路・交通ネットワーク ・公園・緑地 ・下水道・河川 ・その他の都市施設
	3. 自然・景観
	4. 防災・減災

■まちづくりの目標と部門別・まちづくりの方針の関係

まちづくりの目標		あしもとの価値をつむぐ (自然・文化)	くらしの質を高める (安全・安心)	あるけるコミュニティを形成する (拠点・連携)	市民のチャレンジをうながす (市民・協働)
部門別・まちづくりの方針					
	土地利用	●	●	●	● (全部門 に 関係)
都市施設	道路・交通ネットワーク	—	●	●	
	公園・緑地	●	●	—	
	下水道・河川	●	●	—	
	その他の都市施設	●	●	—	
	自然・景観	●	—	—	
	防災・減災	—	●	—	

※関係するところに「●」

## 1. 土地利用

### (1) 土地利用の基本方針

- ・地勢的な特徴や土地利用現況、将来的な土地利用意向を踏まえ、土地利用の「ゾーン」を設定し、めりはりのある土地利用を図ります。また地域に応じた土地利用を実現できるよう、市街地の状況や都市施設の整備状況等を踏まえて、用途地域の見直しや地区計画制度の活用等を検討します。
- ・本市においては、都市計画区域内外にわたり、無秩序な開発は行われていないことから、今後とも、本計画及び関連計画等に位置づけがある場合を除き、市街地の拡大を抑制することを基本とします
- ・中心拠点・生活拠点において、都市機能の集約・高度化に向けた土地利用を図るとともに、小さな拠点において、地域の生活利便性を確保するため、必要な施設の維持・確保に向けた土地利用を図ります。
- ・本市が誇る豊かな自然や地域が受け継いできた営農環境・酪農環境を保全し、都市と自然が調和した土地利用を図ります。

### (2) ゾーンごとの土地利用方針

#### ①生活サービス機能ゾーンの整備方針

都市機能の高度化を図るゾーンとして、商業地域や近隣商業地域等が指定され商業・業務系の土地利用が進んでいる範囲（立地適正化計画の都市機能誘導区域）を基本に設定

- ・生活サービス機能ゾーンにおいては、医療・福祉・商業施設といった生活サービス施設の充実、娯楽機能の確保等、地域の魅力や生活利便性を高める都市機能の集約・高度化を図ります。
- ・空き家・空き地や空き店舗を都市機能の受け皿として活用する等、既存ストックの有効な利活用による都市機能の集約を図ります。
- ・宇和地区の中心拠点においては、宇和地域（旧宇和町）及び主要地方道宇和明浜線を介して隣接する明浜地域の拠点としてだけでなく、市全体さらには南予地域の広域的な拠点としての求心力を高めるよう、既存商店街の再生・活性化や公共公益施設・文化施設の充実等を図ります。また、市立西予市民病院周辺の新市街地拠点では、病院の近接性を活かし、生活利便施設の誘導を図ります。さらに、卯之町の伝統的建造物群保存地区に代表される歴史的な町並みを保存します。
- ・坂戸地区等、用途地域の指定は無いものの、用途地域の縁辺部で生活サービス施設の立地が進みつつある地区については、施設の立地動向等を見極めて、引き続き用途地域の見直しに取り組みます。
- ・野村地区の生活拠点においては、野村地域（旧野村町）及び城川地域（旧城川町）の拠点として、日常的な生活利便性を高めるよう、商店街の再生・活性化や各施設の維持・充実を図ります。
- ・三瓶地区の生活拠点においては、三瓶地域（旧三瓶町）の拠点として、日常的な生

活利便性を高めるよう、商店街の再生・活性化や各施設の維持・充実を図ります。  
また、三瓶生活拠点の周辺は津波浸水が想定されるため、警戒避難体制の整備状況やその見込み等を総合的に勘案して、土地利用を検討します。

- ・ 宇和・野村・三瓶の各地区において、将来を見据えた各種施設の機能の集約、規模の適正化等に取り組みます。
- ・ 中心拠点及び生活拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、各地区において、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組みます。

## ②市街地ゾーンの整備方針

居住の集積を積極的に図るゾーンとして、生活サービス機能ゾーンの周辺で住居系の用途地域等が指定され、住居等の土地利用が進んでいる範囲（立地適正化計画の居住誘導区域）を基本に設定

- ・ 生活サービス機能ゾーン周辺における生活利便性が高い地区を市街地ゾーンとし、居住の集積を図ります。
- ・ 上松葉・下松葉地区等、近年居住が集積している地区については、良好な住環境の確保が図られるよう、都市基盤の整備と合わせた適切な土地利用を図ります。
- ・ 坂戸地区等、用途地域の指定は無いものの、用途地域の縁辺部で居住の集積が進みつつある地区については、人口の動向等を見極めて、引き続き用途地域の見直しに取り組みます。
- ・ 空き家や空き地等の住宅ストックの利活用を図り、一人ひとりのニーズに対応した幅広い住宅の提供を図るとともに、市街地の適切な更新に努めます。

## ③一般宅地ゾーンの整備方針

ゆとりを持った居住を促進するゾーンとして、生活サービス機能ゾーン及び市街地ゾーンを除く用途地域のうち、住居系の用途地域が指定される範囲を基本に設定

- ・ 既成市街地の良好な住環境を維持し、ゆとりを持った暮らしを促進します。

## ④産業ゾーンの整備方針

工業・産業系の土地利用を促進するゾーンとして、工業・産業系の土地利用が進んでおり工業系の用途地域が指定される地区や広域交通の利便性が高い地区などを基本に設定

- ・ 沿岸部の水産業や内陸部の小規模工業等、地域に根付いた産業を支えられるよう、産業振興施策と連携した都市基盤の整備を図ります。
- ・ 本市の産業・雇用の場の中心を担う宇和地区の産業拠点や伊賀上・皆田地区等では、市全体での産業の活性化を目指し、企業誘致や物流産業の集積に向けて地区計画制度の活用や用途地域の指定を検討します。

## ⑤集落・農地ゾーンの整備方針

農村としての住環境と営農環境の向上を図るゾーンとして、用途地域外の既存集落及び農地（農振農用地周辺）を基本に設定

- ・ 既存集落の住環境整備を図ります。また、集落の住環境を保全するため、無秩序な

開発を抑制します。

- ・公民館（集会所）や旧小学校等を核に、地域による「小さな拠点づくり」を支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。
- ・優良農地の保全に努め、米や野菜、果樹、畜産等の生産の維持・振興を図るとともに、農業振興施策と連携した観光振興や農村景観の保全・活用に努めます。
- ・既成市街地の縁辺部で土砂災害特別警戒区域に指定されるなど、各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、新たな指定も検討します。

### ⑥森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

森林や河川、湖沼等、自然的な土地利用の保全・活用を図るゾーンとして設定

- ・森林や河川、湖沼等、本市が誇る豊かな自然の保全を図るとともに、四国西予ジオパークや観光振興施策と連携した自然の有効活用を図ります。

## (3) 市街地整備の方針

### ①拠点の魅力向上

- ・JR 卯之町駅及び市役所本庁舎周辺は、都市機能が集積した本市の中心拠点として、積極的なまちづくりを推進します。また、本市の中心市街地である卯之町地区では、JR 卯之町駅から卯之町商店街、卯之町の重要伝統的建造物群保存地区に至るエリアを一体的な空間として捉え、平成 28 年に作成した「都市再生整備計画」に基づく各種事業を実施します。
- ・野村支所の周辺及び三瓶支所の周辺は、地域の生活拠点として、生活道路の整備や公共施設の再整備に取り組むとともに、生活サービス施設の維持・誘導を図ります。
- ・市立西予市民病院の周辺は、新市街地拠点として、公益機能や沿道商業・業務施設の立地を誘導し、利便性の高い市街地の形成を図ります。
- ・各種事業の実施にあたっては、道路空間や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに努めます。

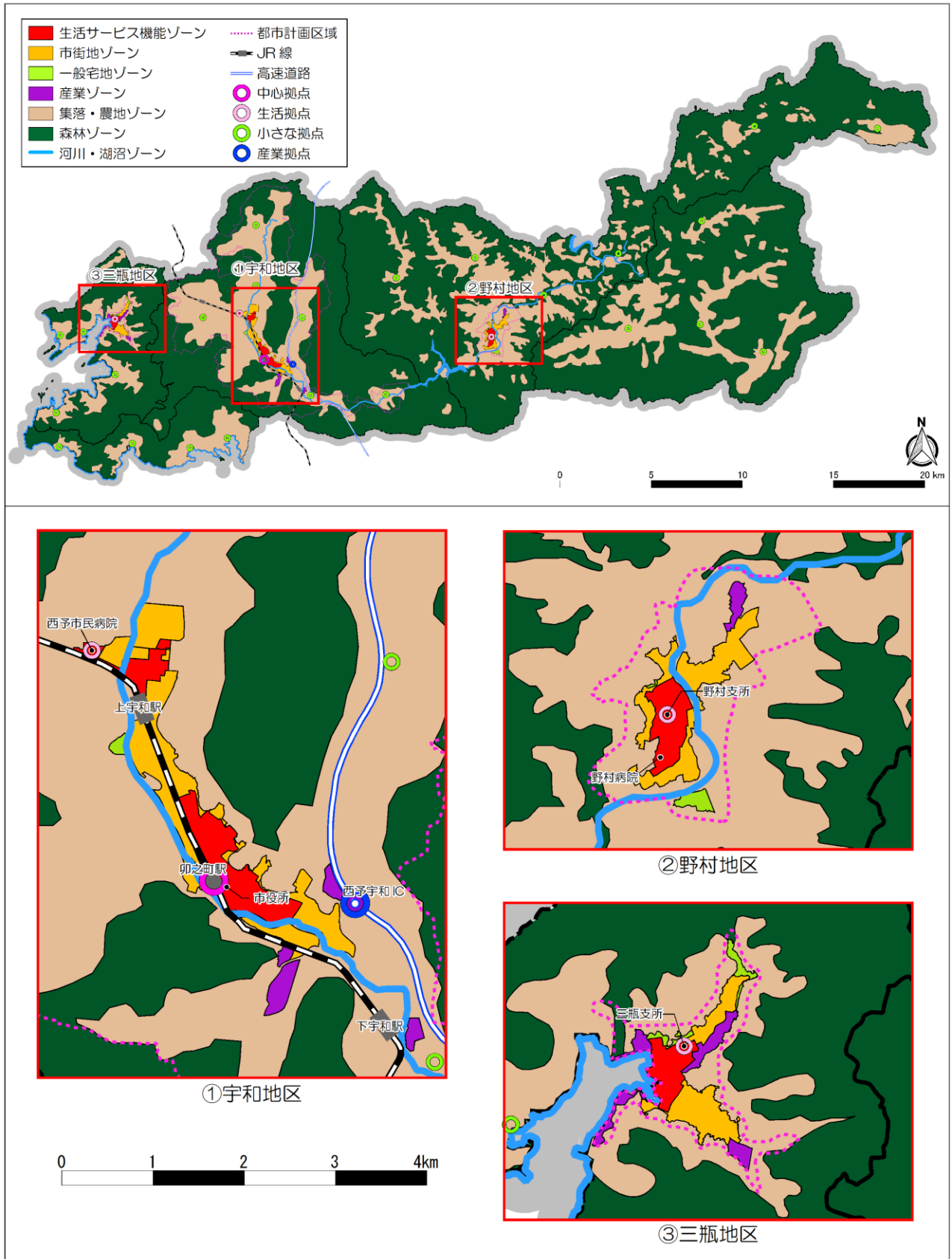
### ②良好な住宅地の整備推進

- ・宇和中心拠点周辺の住宅地では、周辺の田園環境と調和を図りつつ宅地造成を推進し、良好な住宅地の整備を図ります。
- ・宇和・野村・三瓶地区の既成市街地における住宅地では、良好な住環境の整備を図るため、既存道路を活かした生活道路の整備・改善や公園の充実等、都市基盤整備を推進します。

### ③新たな工業地と既存工業地の整備推進

- ・西予宇和インターチェンジ付近の産業拠点周辺においては、交通の利便性を活かし、商業・流通業務地や工業地として、地区計画制度の活用等による計画的な市街地整備を検討します。

- 野村地区の主要地方道宇和野村線沿道、野村高等学校北部の工業地では、流通生産機能の集積と企業誘致に向けて、道路等の基盤整備を推進します。



■土地利用方針図

## 2. 都市施設

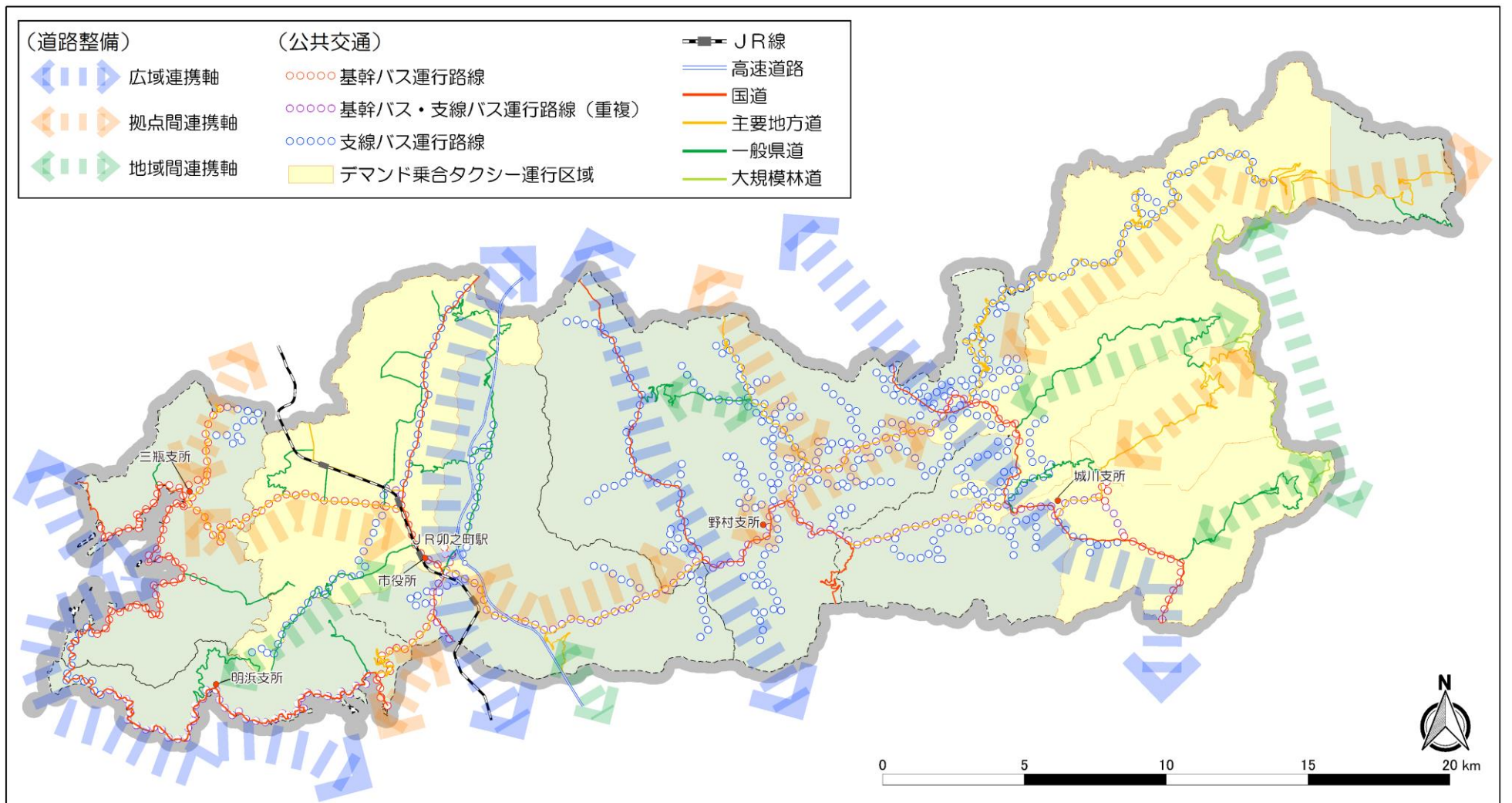
### (1) 道路・交通ネットワークの基本方針

#### ①道路の整備方針

- ・高速道路及び一般国道を広域連携軸と位置づけます。国や県と連携しながら、市内外さらには県外との連携強化に向けて、広域連携軸の整備を促進します。  
また、円滑な移動を促進するため、高速道路の料金体系の見直しを要望します。
- ・主要地方道を拠点間連携軸と位置づけます。また、一般県道及び大規模林道を地域間連携軸と位置づけます。拠点間連携軸は地域と地域を結ぶ重要な路線として、また、地域間連携軸は地域内を結ぶ路線として、県と連携しながら整備を促進します。
- ・主要な市道など地区の幹線道路の整備や維持管理、区画道路や橋梁の維持管理・長寿命化を図り、日常生活の利便性の維持・向上に努めます。
- ・中心拠点や生活拠点周辺における回遊の促進と、公共公益施設や文化施設のネットワークの形成に向けて、県と連携しながら、バリアフリーに配慮した自転車・歩行者空間を各地区内で確保します。
- ・地区幹線道路となっている都市計画道路については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行いました。今後も引き続き見直しに取り組むとともに、必要性の高い路線については、計画的な整備に努めます。

#### ②公共交通の方針

- ・中心拠点と地域拠点を結び、基幹的な路線バスである「基幹バス」の利便性向上と利用の促進を図ります。
- ・拠点相互及び拠点から市内の各地域・集落を結ぶ「支線バス（デマンド乗合タクシー含む）」の利便性の向上及び維持対策に努めるとともに、利用を促進します。
- ・利用状況や市民のニーズを踏まえながら、事業者と連携し、基幹バス・支線バスの運行内容等を見直しを行います。
- ・鉄道については、JR予讃線が運行しており、広域的な輸送機関として重要です。鉄道の利用を促進するとともに、駅周辺における駐車場や駅前広場等の整備を進め、魅力向上を図ります。
- ・公共交通機関については、事業者と連携しながら、バリアフリーに配慮した施設の導入や車両の整備を促進します。



■交通ネットワーク方針図



## (2) 公園・緑地の基本方針

- ・都市計画区域内では、7つの都市公園が都市計画決定されており、6公園が整備済みとなっています。今後は、「西予市緑の基本計画」に基づき、現在整備中の津布理公園の整備を進めるとともに、都市公園以外の公園についても、駅前広場等の空間を利用し、市民の憩いの場としての整備を図ります。
- ・都市計画区域外については、身近な公園が不足する地区もみられることから、このような地区において整備を進めます。
- ・環境保全機能やレクリエーション機能、防災機能など、多様な機能を担うこととなる公園・緑地等を、市街地内に適切に配置するとともに、既存施設の維持・活用に努めます。

## (3) 下水道・河川の基本方針

### ①下水道の整備方針

- ・公共下水道は、野村地区において概ね完了し、宇和地区において整備が進んでいます。三瓶地区においては、雨水公共下水道の整備が計画されています。今後も、公共下水道の整備を推進するとともに、既存集落における集落排水の整備を進め、汚水・雨水処理の適正化を図ります。
- ・下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化計画を策定し、施設の改築や更新に取り組みます。

### ②河川の整備方針

- ・河川については、開発計画と流域の治水対策との連携を図るとともに、下水道事業との連携や浚渫の実施等により、治水安全度の向上に努めます。
- ・主要な河川として一級河川の肱川、岩瀬川を位置づけ、これらの河川については、県と連携しながら河川改修等の治水対策を促進します。
- ・自然の豊かさと親水性を兼ね備えた、地域住民に親しまれる水辺の空間づくりを検討します。

## (4) その他の都市施設の基本方針

### ①医療施設・社会福祉施設の整備方針

- ・市立西予市民病院を核に、健康・医療・福祉に着目したまちづくりを推進します。
- ・旧宇和病院跡地は、社会福祉や教育文化機能を持つ複合施設等の整備を進めます。
- ・既存の高齢者福祉施設や児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。

### ②教育文化施設の整備方針

- ・県立歴史文化博物館や図書館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。
- ・小学校の規模の適正化（統廃合を含む）の検討やこれに伴う施設の新築・改修、既

存の小・中学校の学校施設の充実に努めるとともに、現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。

### ③その他の施設の整備方針

- ・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。
- ・ごみ処理については、野村クリーンセンターの休止や廃棄物排出量の増加に対応するため、近隣市町との処理の広域化等、適切な廃棄物処理のあり方を検討するとともに、循環型社会の構築に向けた取組を検討します。
- ・生活排水等のし尿処理については、平成29年に完成した西予市衛生センターによって適正な処理を行います。

## 3. 自然・景観

### (1) 自然・景観の基本方針

- ・本市が誇る豊かな自然や多様な地形を保全し、将来に継承していきます。
- ・自然や多様な地形が持つ価値を再認識し、市内外に周知を図り、地域のまちづくりへの活用を促進します。
- ・都市計画区域内では、「西予市緑の基本計画」に基づき、森林や里山、河川や海岸等の豊かな自然の保全・活用を図ります。
- ・景観のルールづくり等により、四国カルストや宇和海等の景勝地、宇和地区卯之町の歴史的町並み等、美しく価値が高い景観の保全を図ります。
- ・「四国西予ジオパーク」の取組や市民による活動と連携し、本市の豊かな自然の保全を図るとともに、フットパスコースの整備等により自然の新たな楽しみ方を提供します。

## 4. 防災・減災

### (1) 防災・減災の基本方針

#### ①洪水対策

- ・宇和地域や野村地域の市街地の多くが肱川の浸水想定区域に指定されており、洪水による被害が懸念されます。近年の集中豪雨等に対応するため、県と連携しながら河川改修を促進するとともに、下水道事業等と連携した流域対策など、治水安全度向上に努めます。
- ・公共下水道の整備にあたっては、浸水被害の低減を図るために過去に浸水被害のあった地区を中心に、雨水排水対策を推進します。
- ・洪水や津波による浸水の危険性が低い地域へ住宅地を誘導するよう、適切な用途地域の設定を検討します。

## ②土砂災害対策

- ・本市では、市街地周辺部において土砂災害（特別）警戒区域等、土砂災害の危険がある区域が指定されています。これら各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。
- ・大規模造成地や液状化の可能性のある地盤の宅地防災対策等を検討します。

## ③津波災害対策

- ・三瓶地域及び明浜地域の市街地・集落では、南海トラフ地震による津波浸水想定区域に指定されており、津波による被害が懸念されます。これら津波浸水が想定される区域では、津波防災地域づくり推進計画の策定等により、津波から短時間避難が可能な避難路や避難場所の確保を図るとともに、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・愛媛県による「愛媛県海岸保全基本計画（平成27年9月）」に基づき、津波・高潮等に対する防災・減災対策を促進します。
- ・三瓶地域については、津波避難タワーの整備または津波避難ビルの指定を推進するため、適切な用途地域の設定を検討します。

## ④避難路・緊急輸送道路や避難場所等の対策

- ・地震、津波、洪水災害に備え、避難路、緊急輸送路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進します。
- ・災害時の防災拠点として、市役所や卯之町駅周辺の整備を図ります。
- ・また、防災活動拠点や避難先としてふさわしい都市計画公園等の機能強化を図ります。
- ・西予市宇和町に建設された愛媛県オフサイトセンターを原子力防災拠点として、国・県との情報共有や対策調査等、機能充実を図ります。
- ・一定期間滞在する避難所に想定される市立小中学校、地区公民館、市立保育所等の耐震対策を図ります。
- ・必要に応じて、水防倉庫、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等の充実整備に努めます。

## ⑤老朽建物密集地の改善

- ・市街地や集落内では、木造家屋密集地が多く見られ、地震や火災による建物倒壊や火災延焼などの被害が懸念されます。これら木造家屋密集地では、道路空間の確保・整備、建築物の耐震・耐火構造化、老朽危険家屋等の除却等を進めます。
- ・火災発生時の延焼拡大を防止するため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。
- ・地区計画の導入により、市街地の防災性の向上を図り、燃えにくい土地利用を推進します。

## ⑥防災・減災体制の確立

- ・自然災害における被害を最小限に抑えるため、地域の避難体制の充実や自主防災組

織の活性化といったソフト対策の充実を図るとともに、防災行政無線のデジタル化等により、防災・減災体制の確立に努めます。

**⑦事前復興計画の策定**

- ・南海トラフ地震等の巨大地震やそれに伴う津波の発生に備え、災害からの迅速な避難や復興を図るため、県や隣接市町、大学等と連携しながら、官学連携実践型による事前復興の共同研究を進め、市民とともに避難計画や事前復興計画の策定等に努めます。

## 第3編 地域別構想

---



## 第1章 地域区分の設定

地域別構想を策定するにあたっては、地域の歴史や地域住民のコミュニティを重視し、合併前の旧町（旧宇和町、旧野村町、旧三瓶町、旧明浜町、旧城川町）の区分により地域区分を設定することとしました。



■地域区分の設定

## 第2章 地域別構想

### 第1 宇和地域

#### 1. 地域の現況

宇和地域は、市の西側中心部に位置します。地域を縦断するように JR 予讃線、高速道路（松山自動車道）、国道 56 号が、地域を横断するように主要地方道宇和野村線、宇和三瓶線等が走り、周辺他地域（野村地域・三瓶地域・明浜地域）、他市（大洲市・八幡浜市・宇和島市）と接続しています。



■位置図

地域には都市計画区域の指定があり、中心部には用途地域が指定されています。

JR 卯之町駅及び市役所周辺の卯之町地区は、本市の中心拠点であり、生活サービス施設や公共交通が充実しています。また、市立西予市民病院の周辺は、近年、宅地開発が進んでおり、新市街地として生活サービス施設等が集積しつつあります。

卯之町地区は、幕藩時代に宇和島藩の在郷町として栄え、現在は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。江戸中期から昭和初期までに建てられた町家が並ぶ、歴史的な町並みを形成しており、本市の主要な観光スポットとなっています。



■JR 卯之町駅



■市立西予市民病院



■重要伝統的建造物群保存地区



■宇和米博物館



地域の主な施設や地域資源等		
	鉄道	JR 予讃線／伊予石城駅、上宇和駅、卯之町駅、下宇和駅
道路	高速道路	松山自動車道／西予宇和インターチェンジ
	一般国道	国道 56 号
	主要地方道 ・一般県道	宇和野村線、宇和三瓶線、宇和三間線、宇和明浜線、鳥坂宇和線、信里伊予平野停車場線、狭間上松葉線 等
主要な施設		西予市役所、市立西予市民病院、地域包括支援センター宇和支所、宇和町特別養護老人ホーム松葉寮、西予市宇和児童館、フジ宇和店、宇和高等学校、愛媛県歴史文化博物館、米博物館、西予市宇和文化会館、西予市衛生センター 等
地域資源		卯之町重要伝統的建造物群保存地区、名水百選・観音水、法華津峠、三大薬師・山田薬師、笠置峠古墳 等
都市計画	用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	都市計画道路	整備済み 6 路線：宇和島宇和線、田之筋線、駅前通り線、馬場別所線、栄町通り線、鬼窪線 未整備（整備中） 6 路線：一ノ瀬下宇和線、下松葉江良線、中ノ町通り線、旭町通り線、下松葉卯之町鬼窪線、馬場通り線
	都市計画公園	整備済み 1 箇所：御旅公園 供用済み（一部未整備） 1 箇所：宇和運動公園
	その他	公共下水道が整備中

## 2. 地域の課題

- ・市全体と同様に高齢化・人口減少傾向が続いており、都市計画区域内・用途地域内においても同様の傾向です。また、中山間地域の集落で人口減少傾向が顕著です。
- ・坂戸地区など市街地の縁辺部において、農地転用と宅地化が進行しています。また、宇和地域は西予宇和インターチェンジと国道 56 号が至近距離で結ばれるなど交通利便性が高く、企業立地の動向がありますが、進出企業を受け入れる土地が少ない状況です。これらに対応するため、適切な土地利用コントロールが必要です。
- ・空き家・空き地が増加し、特に用途地域内で空き家の割合が高い状況です。また、卯之町地区の商店街は空き店舗が増加しつつあり、空き家等の発生抑制・活用が必要です。
- ・中山間地域では、商業施設等が少なく生活に不便な地区があり、改善が必要です。
- ・宇和地域では都市計画道路が 12 路線決定されていますが、そのうち 6 路線は未整備（整備中）となっています。宇和地域内の都市計画道路の総整備率は 86.0%となっています。都市計画道路をはじめ、日常生活に必要な道路の整備・維持管理が必要です。
- ・鉄道は、本市において宇和地域内でのみ運行していますが、利用者数が減少傾向です。バスは、国道・主要地方道を民営路線バス（宇和島自動車）が、中山間地域の集落を市のデマンド乗合タクシーが運行していますが、運行時刻や便数の面から利用者が少なく、公共交通の利便性向上と利用の促進が必要です。
- ・宇和市街地の公共下水道は整備中であり、引き続き整備の推進が必要です。
- ・宇和地域を流れる肱川は、生活排水等により水質の悪化がみられます。河川の水質改善、親水空間としての活用が必要です。
- ・宇和地域の山間・中山間地域には山腹の急斜面に集落が位置し、台風や地震等による豪雨や土砂災害の被害が懸念されます。また、卯之町地区の重要伝統的建造物群保存地区には幅員の狭い道路に木造建築が並ぶことから、災害時の安全確保が必要です。

### 3. 地域づくりの目標

地域づくりの目標では、宇和地域の将来像と地域づくりの方針を示すとともに、『こうなったら良いな』、『こうなりたい』と思う「宇和地域の暮らし」の姿を展望します。

<p>将来像</p>	<p style="text-align: center;"><b>『歴史文化と教育のまち』</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 卯之町の歴史・文化を次の時代へつむぐまち</li> <li>■ 市の中心として多くの人々が訪れるまち</li> <li>■ 若者がチャレンジできるまち</li> </ul>	
<p>地域づくりの方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR 卯之町駅周辺から重要伝統的建造物群保存地区は、本市の中心拠点として、賑わいのある商業業務地を形成するとともに、広域的な交流機能を強化します。</li> <li>・ 市立西予市民病院周辺の上松葉地区は、本市の新たな拠点として、生活サービス施設や公共交通が充実した住宅地を形成します。</li> <li>・ 西予宇和インターチェンジ周辺は、新たな産業用地として企業誘致を図ります。</li> <li>・ 小さな拠点（多田、中川、石城、田之筋、下宇和、明間）では、日常生活に必要な機能の維持・確保を図るとともに、中心拠点へのネットワークを維持・充実します。</li> <li>・ 優良農地や集落の保全に努め、田園景観を維持します。</li> </ul>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">宇和地域の暮らし (展望)</p>	<p>観光</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR 卯之町駅から、卯之町の町並み・米博物館までの街路整備が行われ、多くの観光客が散策しています。</li> <li>・ JR 卯之町駅前周辺は、カフェ、観光インフォメーションセンター、交流広場等が整備され、外国人なども多く訪れる西予市の観光の拠点となっています。</li> </ul>
	<p>買い物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以前は空き店舗が目立っていた商店街も、卯之町の伝統的な町並みの風景に魅せられて移住してきた若者等により徐々に商店が埋まってきており、地元の人々もよく利用する商店街となっています。</li> <li>・ 市立西予市民病院の周辺には、新たな定住を求める人々が移転ってきており、日用品の店舗も増え始めています。</li> <li>・ 週1回の大きな買い物には、宇和地域に整備されたショッピングセンター（西予の特産品や生活用品等が集まり市民と観光客が交流できるような施設）に家族で訪れ、買い物を楽しんでいます。</li> </ul>
	<p>文化・教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西予市宇和文化会館では、週末には様々なアーティスト等が講演やコンサートを実施して、市内各地域から人々が訪れています。</li> <li>・ 米博物館では、地元の人々が集まって、それぞれの趣味や自主的な学びを楽しんでいます。</li> <li>・ 米博物館では、多くの子供たちが集まり先人からの教えを聞く場が設けられ、教育が盛んなまちの風土を守り続けています。</li> <li>・ 旧宇和病院跡地には、図書館や地域交流センターが整備され、市民の憩いの場として活用されています。</li> </ul>
	<p>働く場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西予宇和インターチェンジ周辺には、新たな企業の事業所が立地しており、まちの新たな産業基盤となっています。</li> <li>・ 地元で育ち、都会の大学を卒業した人たちが、地元に戻って起業し、新たなファミリーの移住が増えています。</li> </ul>
	<p>医療・福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立西予市民病院及び卯之町駅までは、地域で支えるバスが各地区を結び、多くの人々が利用しています。</li> </ul>

## 4. 部門別・地域づくりの方針

全体構想の「部門別・まちづくりの方針」の体系に基づき、各地域で具体的に実施する都市計画・まちづくりの施策を位置づけます。

### 1) 土地利用

#### (1) 生活サービス機能ゾーンの整備方針

##### ①中心拠点周辺の整備

- ・JR 卯之町駅及び市役所本庁舎周辺は、宇和地域の拠点のみならず、市全体の中心拠点として、求心力の高い拠点の形成を図ります。
- ・拠点の求心力を高めるため、卯之町地区においては、JR 卯之町駅から卯之町商店街、卯之町の重要伝統的建造物群保存地区を一体的な空間として捉え、平成 28 年度に作成した「都市再生整備計画」に基づく各種事業を実施します。
- ・「都市再生整備計画」の一環として、卯之町地区に新たな人の流れを生み出す「卯之町『はちのじ』まちづくり整備事業」を推進します。
- ・既存の生活サービス施設の維持・更新、ショッピングセンターといった新たな商業施設等の誘導に努めます。
- ・旧宇和病院跡地は、JR 卯之町駅や市役所本庁舎に近いという利便性を活かし、市民と協働しながら、図書館と地域交流センターとの複合施設、福祉施設、子育て支援施設等の整備を進めます。
- ・中心拠点周辺の住宅地では、周辺の田園環境と調和を図りつつ宅地造成を推進し、利便性が高く良好な住宅地の整備を図ります。
- ・中心拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組みます。

##### ②新市街地拠点周辺の整備

- ・市立西予市民病院周辺は、本市の新市街地拠点として、病院の近接性を活かした子育て世代や高齢者の居住を促進するための施設の集約により、生活サービス施設の維持・充実を図ります。
- ・現在用途地域の指定を検討している上松葉地区において、沿道商業・業務施設の立地及び居住人口を適切に受け入れ、利便性の高い市街地の形成を図ります。
- ・坂戸地区等、用途地域の指定は無いものの、用途地域の縁辺部で生活サービス施設の立地が進みつつある地区については、施設の立地動向等を見極めて、引き続き用途地域の見直しに取り組みます。

##### ③歴史的町並みを活かした市街地整備

- ・宇和市街地の卯之町地区は、国から選定された「重要伝統的建造物群保存地区」があり、その歴史的な町並みと一体に形成されています。
- ・歴史的な町並みを活かし、商店街の空洞化対策等と合わせて観光振興を図りながら、道路・水路の維持・再整備や高質化等の都市基盤整備に取り組みます。

#### ④商店街の整備

- ・卯之町三丁目をはじめとした商店街においては、商店街を利用する人が安心して商店街を利用し、安全な空間を整備するよう道路舗装の高質化等に取り組みます。
- ・既存商店の活性化に向けた支援とともに、市全体的な取組として、空き家・空き店舗を活用し起業・開業する人の支援を行います。

#### ⑤バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・「卯之町『はちのじ』まちづくり整備事業」や市街地整備事業において、道路空間や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに努めます。
- ・駅前エリアでは、公共スペースとして、子どもから高齢者、障がい者など誰もが快適に利用できる、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行うとともに、防災機能にも配慮した計画を行います。
- ・重伝建エリアでは、老若男女、訪れる誰もが過ごしやすく、利用しやすい空間となるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

### (2) 市街地ゾーンの整備方針

- ・既成市街地においては、優先順位を見極めながら生活道路の整備等を進め、良好な居住環境の維持・形成を図ります。
- ・肱川沿いの低層住宅地においては、河川や優良な農地に隣接した環境を活かしながら、ゆとりある良好な住環境の形成・保全を図ります。
- ・現在住居系の用途地域の指定を検討している上松葉地区・下松葉地区における住宅地では、保育所や小学校に近いという立地を活かし、子育て世代や移住者等の定住に向けて、生活利便性の高い住宅地としての整備を図ります。
- ・坂戸地区等、用途地域の指定は無いものの、用途地域の縁辺部で居住の集積が進みつつある地区については、人口の動向等を見極めて、引き続き用途地域の見直しに取り組みます。
- ・国道56号と主要地方道宇和野村線が交差する区域は、交通の重要な結節点となり利便性が高いことから、この区域における商業業務機能の集積を促進します。
- ・国道56号の沿道においては、良好な住環境を保全しつつ賑いのある商業環境を形成するため、多様な用途の共存を許容しながら、開発行為の動向把握と必要に応じた指導、屋外広告物の適正化に努めます。
- ・既成市街地で増加しつつある空き家・空き地を活用し、中心拠点の周辺など便利な地区において、若い世代や子育て世代をはじめとした居住の誘導に努めます。

### (3) 一般宅地ゾーンの整備方針

- ・一般住宅地では、優先順位を見極めながら生活道路の整備等を進め、良好な居住環境の維持・形成を図るとともに、空き家・空き地の発生抑制対策や利活用を検討します。

### (4) 産業ゾーンの整備方針

- ・西予宇和インターチェンジ付近の産業拠点周辺においては、交通の利便性を活かし、

商業・流通業務機能の集積・企業誘致を促進するため、周辺の営農環境や居住環境に配慮しながら、地区計画制度の活用や用途地域の指定などによる適切な土地利用を図ります。

- ・伊賀上地区及び皆田地区の産業ゾーンは、既に工場等の立地が進んでいます。周辺の営農環境や居住環境を守るため、このような土地利用の拡散を防ぐとともに、このゾーンにおいては既存企業の操業環境の保全と新たな企業誘致の促進を目的に、将来的な用途地域の指定検討など適切な土地利用を図ります。

## (5) 集落・農地ゾーンの整備方針

### ①集落環境の整備

- ・宇和市街地の周辺で盆地状となっている地域においては、広がりのある農地と一体となって農村集落が形成されています。田園的な環境の保全を基本として、生活道路や公園広場の維持・管理、集落排水への接続や小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。
- ・既成市街地の縁辺部で人口が増加しつつある地区においては、農地等周辺環境に配慮しながら、適切に土地利用をコントロールするため、用途地域の指定を検討します。

### ②小さな拠点の整備

- ・公民館（集会所）や小学校等を核に、小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。
- ・宇和地域の小学校再編に伴う、学校施設の新築・改修に努めるとともに、休校・廃校となった校舎は、企業や住民団体による利活用を促し、地域の活力向上につなげていきます。
- ・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における自治センターの整備を検討します。
- ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。

### ③災害防止のための市街化の抑制

- ・既成市街地の縁辺部で保安林区域や砂防指定地等、各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、新たな指定も検討します。

### ④農地の保全

- ・営農集団や農業経営の法人化等を推進し、優良農地の適切な保全に努めるとともに、農産物の生産振興を図ります。

## (6) 森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

- ・森林や河川、湖沼など、宇和地域の豊かな自然の適切な保全と活用を図ります。

## 2) 都市施設

### (1) 道路・交通ネットワークの整備方針

#### ①道路の整備

##### ア) 広域連携軸の整備

- ・高速道路及び一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外、さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。
- ・円滑で快適な移動を促進するため、高速道路の料金体系の見直しやパーキングエリアやスマートインターチェンジの設置要望等の検討を行います。
- ・国道 56 号をはじめ、主要幹線道路を適切に維持します。

##### イ) 拠点間連携軸の整備

- ・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。
- ・主要地方道宇和明浜線は、内陸部と臨海部をつなぐ路線として、県と連携して整備を促進します。

##### ロ) 地域間連携軸の整備

- ・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。
- ・田之筋地区の幹線となる一般県道鳥坂宇和線は、一部未整備区間が残っており、引き続き整備を図ります。

##### ハ) 生活道路の整備

- ・未整備区間の残る市道の整備に努めるとともに、主要な市道など地区の幹線道路、区画道路の適切な維持管理を図ります。
- ・宇和市街地の居住を誘導する区域において、必要性の高い路線から、優先的に維持・管理、整備を図り、梯子型の道路網の形成を図ります。
- ・市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から維持・管理及び整備を推進することにより、日常生活の利便性の向上に努めます。

##### ニ) 歩道や自転車道等の確保

- ・歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、主要な道路において自転車歩行者道等を整備中であり、引き続き整備を推進します。
- ・中心拠点周辺における回遊の促進と、公共公益施設や文化施設のネットワークの形成に向けて、県と連携しながら、バリアフリーに配慮した自転車・歩行者空間の確保を図ります。

##### ヒ) 都市計画道路の整備

- ・地区幹線道路となっている都市計画道路については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行っており、引き続き見直しに努めます。
- ・必要性の高い路線について、計画的な整備に努めます。

##### ヘ) 駅前広場の整備

- ・JR 卯之町駅及び周辺地域においては、駅舎の改築又は建替えや暗渠排水整備を含めて、機能的で魅力的な駅前広場の再整備を推進します。

## ②公共交通網の構築

- ・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。
- ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。
- ・JR 卯之町駅周辺では、駐車場や駅前広場等の整備を進め、魅力向上を図ります。
- ・JR 卯之町駅周辺など交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、市の生活交通バスやデマンド乗合タクシーの再編、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。

## (2) 公園・緑地の整備方針

- ・「西予市緑の基本計画」に基づき、公園の整備を進めます。
- ・宇和運動公園や御旅公園を観光・レクリエーション機能を持つ公園と位置づけ、既存施設の維持・活用に努めます。また近隣公園以上の規模の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。
- ・市民と協働しながら、地域の骨格となる緑を守り育て、日常の憩い・交流の場となる緑地づくりを図ります。
- ・既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。
- ・JR 卯之町駅の駅前広場の再整備、旧宇和病院跡地における複合施設整備と合わせた広場の整備、重要伝統的建造物群保存地区における中町広場の再整備等に取り組みます。

## (3) 下水道・河川の整備方針

### ①下水道の整備

- ・宇和市街地における公共下水道の整備を推進するとともに、接続率の向上に努めます。
- ・下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化計画を策定し、施設の改築や更新に取り組みます。
- ・公共下水道の対象となっていない農村集落等においても、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置促進等に努めます。

### ②河川の整備

- ・肱川は、臨海部を除く本市の大半の地域を流域とし、宇和市街地を流れる一級河川となっています。また岩瀬川は、田之筋の集落を流れる肱川水系の一級河川です。肱川、岩瀬川を本市の主要な河川として位置づけ、県と連携しながら河川改修等の治水対策を促進します。
- ・宇和市街地において、肱川を活かした地域住民に親しまれる憩いの場や親水空間の確保を検討します。
- ・肱川及びその支流など、河川の適切な維持管理に努めます。

## (4) その他の都市施設の整備方針

### ①医療施設・社会福祉の整備

- ・市立西予市民病院を核に、健康・医療・福祉に着目したまちづくりを推進します。
- ・旧宇和病院跡地は、図書館と地域交流センターとの複合施設、福祉施設、子育て支援施設等の整備を図るとともに、米博物館と連携したまちづくりを推進します。

- ・既存の高齢者福祉施設や児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。

#### ②教育文化施設の整備

- ・県立歴史文化博物館や図書館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。
- ・小学校の規模の適正化（統廃合を含む）の検討やこれに伴う施設の新築・改修、既存の小・中学校の学校施設の充実に努めるとともに、現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。

#### ③その他の施設の整備

- ・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。
- ・生活排水等のし尿処理については、平成29年に完成した西予市衛生センターによって適正な処理を行います。

### 3) 自然・景観

---

#### (1) 自然の保全・整備の方針

##### ①水辺の保全・整備

- ・宇和地域の水辺環境としては、肱川とその支流が地域を流れるとともに、農業用ため池が分布します。水辺環境の保全整備を図るとともに、河川沿いの親水空間の整備について検討を行います。
- ・全国名水百選のひとつに選ばれている「観音水」を保全します。
- ・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。
- ・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止を進めます。

##### ②農地の保全・整備

- ・宇和地域の盆地状となっている地域においては、農村集落と一体的に形成された整備済みの優良農地が展開しており、農地の保全と農村環境の調和に継続的に取り組みます。
- ・過去には、絶滅が危惧されているツル類やコウノトリが飛来しており、多様な生態系を維持できるよう、水辺環境の保全・整備に努めます。
- ・農地の多面的機能の維持・発揮に向けて、営農活動の支援や地域活動の支援に取り組みます。
- ・農村集落における優良農地の適切な維持・保全、耕作放棄地の対策を図るとともに、担い手による農地整備を促進します。
- ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策等に取り組みます。

##### ③森林の保全・整備

- ・森林は、保全・育成を図ることを基本とし、住宅開発や工場立地等の開発抑制を図ります。
- ・森林の多面的機能の維持・発揮に向けて、担い手の育成に取り組むとともに、環境教



育やレクリエーションの場として、森林の活用に努めます。

- ・市街地及び集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。

#### ④自然の活用

- ・卯之町の歴史的な町並み等、四国西予ジオパークの「サイト」や観光資源と一体となって自然資源の活用を図ります。また、卯之町駅を拠点とした四国西予ジオパークの観光ネットワークづくりを検討します。
- ・ジオサイトを活用したフットパスコースを整備し、ジオパークの新たな楽しみ方を提供します。
- ・ジオサイトに関連するイベントの開催、「名水百選・観音水」など自然を活かした観光資源の活用等に取り組み、観光誘客につなげていきます。

## (2) 景観の保全・整備の方針

### ①市街地景観の保全・整備

- ・卯之町の重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺では、景観に関する市民の意識啓発を図り、市民と協働して、歴史的町並みと調和した景観形成に努めます。
- ・卯之町地区の景観を守り、継承していくため、景観法に基づく「(仮)卯之町地区景観計画」の策定を検討します。

### ②自然景観の保全・整備

- ・森林、河川・水面、田園等は、本市の景観の骨格であるとともに、生物多様性の礎でもあることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。
- ・農山村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の農地を山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。
- ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について検討を行います。

## 4) 防災・減災

### ①防災・減災体制の確立

- ・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。
- ・防災行政無線のデジタル化に取り組みます。
- ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。
- ・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣市町と連携した広域的な避難の受入れや応援について検討します。

### ②市街地の防災対策

- ・宇和市街地の住宅が密集する地区においては、優先的に安全対策を実施する箇所を見

極めながら、区画道路の整備を推進します。

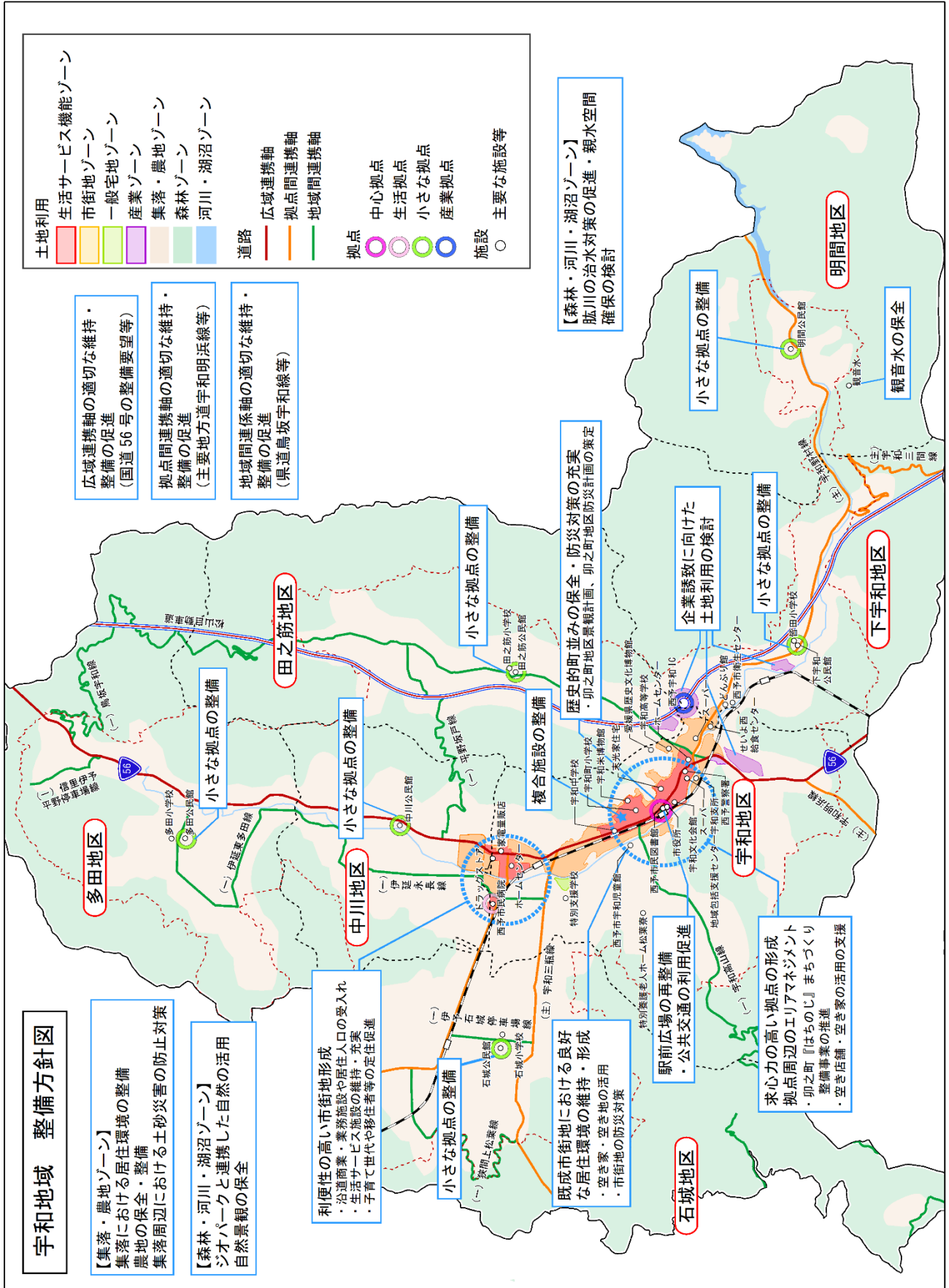
- ・建築物の耐震・耐火構造化や空き家等老朽危険家屋等の除却を進め、防災機能の向上に努めます。
- ・卯之町の重要伝統的建造物群保存地区においては、幅員の狭い道路が多く災害時の安全確保等が重要となっています。
- ・倒壊や火災の危険性が高い住宅密集地を改善するため、地区計画の導入等による市街地の整備を推進します。
- ・火災発生時の延焼拡大を防止するため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。
- ・地震、洪水災害に備え、避難路、緊急輸送路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進します。
- ・災害時の防災拠点として、市役所や卯之町駅周辺の整備を図ります。
- ・宇和運動公園や御旅公園等、避難先としてふさわしい都市計画公園等の機能強化を図ります。
- ・一定期間滞在する避難所に想定される市立小中学校、地区公民館、市立保育所等の耐震対策を図ります。

### ③中山間地域の防災対策

- ・宇和地域の中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、集落の安全を確保するため、土砂災害対策事業の継続、防災訓練の支援、総合防災マップの配布等による災害情報の周知等に取り組みます。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。

### ④事前復興計画

- ・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。



## 第2 野村地域

### 1. 地域の現況

野村地域は、市の東側中心部から北東部に位置します。地域を縦断するように国道197号と国道441号及び大規模林道が、地域を横断するように主要地方道宇和野村線が走り、周辺他地域(宇和地域・城川地域)、他市町(大洲市・宇和島市・内子町・久万高原町・鬼北町・高知県梶原町)と接続しています。

地域の中心部には都市計画区域の指定があり、用途地域が指定されています。

野村支所周辺は、野村地域・城川地域の生活拠点であり、生活サービス施設や公共交通が一定程度充実しています。野村生活拠点に立地する「乙亥の里」は、本市の主要な観光施設として、市内外からの観光誘客を図っています。

東西方向に広がる野村地域は、「四国西予ジオパーク」の魅力を存分に感じることができる地域です。また、豊かな自然を活かし、酪農が盛んです。北東部の大野ヶ原地区は標高1,100～1,400mに位置し、「四国カルスト」を代表するスポットとなっています。



■位置図



■乙亥の里



■野村の空と自然（溪筋地区）



■カルストの風景



■市立野村病院

地域の主な施設や地域資源等		
道路	一般国道	国道 197 号、国道 441 号
	主要地方道 ・一般県道	宇和野村線、肱川公園線、野村柳谷線、大洲野村線、内子河辺野村線、高瀬松溪線、四国カルスト公園縦断線、
主要な施設		野村支所、市立野村病院、地域包括支援センター本所、特別養護老人ホーム法正園、特別養護老人ホームしいのき園、Aコープのむら店、フジマート野村店、野村高等学校、乙亥の里、野村シルク博物館、野村茅葺き民家交流館土居家、ほわいとファーム、野村クリーンセンター、ゆめちゃんこ 等
地域資源		四国カルスト、源氏ヶ駄場、日本百名洞・羅漢穴、大和田橋付近のかめ穴、桂川溪谷 等
都市計画	用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	都市計画道路	整備済み 2 路線：清瀬線、新町線 未整備 1 路線：中村緑ヶ丘線
	都市計画公園	整備済み 2 箇所：愛宕山公園、野村地区公園
	その他	公共下水道が整備済

## 2. 地域の課題

- ・市全体と同様に、野村地域でも高齢化・人口減少傾向が続いており、都市計画区域内・用途地域内においても同様の傾向です。また、中山間地域の集落で人口減少傾向が顕著です。
- ・空き家・空き地が増加傾向であり、特に用途地域内で空き家の割合が高くなっています。中山間地域では、老朽化した危険な空き家がみられます。また、野村地区の商店街は空き店舗が増加しつつあります。空き家・空き地・空き店舗の発生抑制、活用が必要です。
- ・中山間地域の集落では、商業施設が撤退し生活利便性が低下した地区があり、この対策が必要です。
- ・野村地域では都市計画道路が 3 路線決定されていますが、そのうち中村緑ヶ丘線は未整備となっており、野村地域内の都市計画道路の総整備率は 90.8%となっています。都市計画道路をはじめ、日常生活に必要不可欠な道路の整備・維持管理が必要です。
- ・野村生活拠点周辺には、民営路線バス（宇和島自動車）の野村営業所が立地しています。バスは、国道・主要地方道を民営路線バスが、中山間地域を市の廃止代替バス・生活交通バスが運行していますが、運行時刻や便数の面から見直しが求められています。
- ・野村市街地では公共下水道が整備済みですが、地域全体では農業集落排水が一部で整備されている一方、合併処理浄化槽が整備されていない地区が残っており、水洗化率の向上等が必要です。また、肱川の水質の維持・改善が必要です。
- ・野村地域の山間・中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、台風や地震等による豪雨や土砂災害の被害が懸念されていることから、災害時の安全確保が必要です。また、地域北東部の惣川地区・大野ヶ原地区では、災害時に孤立する恐れのある集落が存在し、この対策が必要です。

- ・平成30年7月豪雨による肱川の氾濫により、野村地域の市街地は大きな被害を受けました。このため、住民、行政、大学など様々な人びとが連携し、新たな野村地区のまちづくりに向けた取り組みが必要です。

## 3. 地域づくりの目標

地域づくりの目標では、野村地域の将来像と地域づくりの方針を示すとともに、『こうなったら良いな』、『こうなりたい』と思う「野村地域の暮らし」の姿を展望します。

将来像	<p style="text-align: center;"><b>『空と緑のまち』</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ダイナミックな自然が楽しめるまち</li> <li>■野村支所を中心に生活サービス施設が集まる便利なまち</li> </ul>	
地域づくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野村支所周辺は、野村・城川地域の生活拠点として、生活サービス施設、行政、文化施設等が集積した商業業務地を形成します。</li> <li>・生活拠点周辺の市街地は、歩いて生活サービス施設へ行くことができる住宅地を形成します。</li> <li>・小さな拠点（溪筋、中筋、大和田、横林、惣川、大野ヶ原）は日常生活に必要な機能の維持・確保を図るとともに、生活拠点・宇和中心拠点への交通ネットワークを維持・充実します。</li> <li>・優良農地や集落の保全に努め、田園景観を維持します。</li> <li>・桂川溪谷や源氏ヶ駄場等、四国西予ジオパークの自然環境を保全します。</li> </ul>	
野村地域の暮らし (展望)	観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大野ヶ原の高原や桂川溪谷、野村ダム、鹿野川ダムなど、雄大な自然を楽しむため、長期滞在でピクニックやハイキング、サイクリング、カヌー、トレッキングを楽しむ観光客が多く訪れています。</li> <li>・日本三大カルストである四国カルストを研究するための会議が毎年開催され、多くの研究者が集まりそのための宿泊施設が整備されています。</li> </ul>
	買い物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙亥の里が再整備され、地元の人々の努力により、イベントや温泉などを楽しむため、多くの人々が訪れています。</li> <li>・商店街の修景整備も行われ、空き店舗にも新たな店舗ができてはじめています。</li> <li>・以前は大洲市へ行っていた週1回程度の大きな買い物には、宇和地域に整備されたショッピングセンター（西予の特産品や生活用品等が集まり市民と観光客が交流できるような施設）に家族で訪れ買い物を楽しんでいます。</li> </ul>
	文化・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野村支所の改築により、地域の新たな交流拠点として地域の人々に活用されています。</li> <li>・乙亥会館は、相撲大会だけでなく、様々なイベントに活用され、地域住民の交流の場となっています。</li> <li>・年1回開催される大野ヶ原高原のサマーフェスティバルには、国内外から多くの人々が訪れる一大イベントとなっており、宿泊施設が立地し始めています。</li> </ul>
	働く場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肱川沿いに代々受け継がれている農林業は、環境整備や後継者育成体制が整備され、国内外を問わずあらゆる地域から若者が担い手として集まってきています。</li> <li>・「伊予生糸（いよいと）」のブランド化が成功し、シルクの製造やシルクを使った製品を開発する企業が立地し、地域から従業員を雇用しています。</li> </ul>
	医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立野村病院、野村支所や乙亥会館を拠点として、地域で支えるバスが各地区を結び、多くの人々が利用しています。</li> </ul>

## 4. 部門別・地域づくりの方針

全体構想の「部門別・まちづくりの方針」の体系に基づき、各地域で具体的に実施する都市計画・まちづくりの施策を位置づけます。

### 1) 土地利用

#### (1) 生活サービス機能ゾーンの整備方針

##### ①生活拠点周辺の整備

- ・野村支所周辺の公民館や乙亥の里等が立地する地区は、野村地域・城川地域の日常生活を支える生活拠点として、既存の生活サービス施設の維持・更新に努めます。
- ・野村支所及びその周辺の公会堂等の施設が老朽化していることから、野村支所は、地域の核となり生活拠点に相応しい施設として、建替えと機能の複合化を図ります。
- ・乙亥の里等の交流施設では、平成30年7月豪雨からの復興のシンボルとしての機能も付加し、新たな交流拠点として再整備を図ります。
- ・将来を見据えた各施設の機能の集約、規模の適正化等に取り組みます。
- ・生活拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組みます。

##### ②国道441号沿道の整備

- ・国道441号沿道は、大規模小売店舗や商店、飲食店、公共施設、住宅などの混在する地域となっています。
- ・良好な住環境を保全しつつ賑いのある商業・業務環境を形成するため、多様な用途の共存を許容しながら、開発行為の動向把握と必要に応じた指導、屋外広告物の適正化に努めます。

##### ③商店街の整備

- ・野村市街地の商店街においては、商店街の後継者不足、それに伴う空き家・空き店舗の増加等が課題となっています。
- ・個別商店の魅力向上に向けた支援に取り組むとともに、空き家・空き店舗を活用して起業・開業する人の支援を行い、若い世代等の定住促進につなげます。
- ・商店街の内側に位置する住宅密集地の解消に努めます。

##### ④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・野村支所の建替え整備や市街地整備事業において、道路空間や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに努めます。

#### (2) 市街地ゾーンの整備方針

- ・既成市街地における住宅地では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図ります。
- ・既成市街地で増加しつつある空き家・空き地を活用し、生活拠点の周辺など便利な地区において、若い世代や子育て世代をはじめとした居住の誘導に努めます。
- ・野村支所周辺整備事業として、野村支所から商店街・乙亥の里への区画道路を整備し、



無電柱化の検討を行います。

### (3) 一般宅地ゾーンの整備方針

- ・一般住宅地では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図るとともに、空き家・空き地の発生抑制対策や利活用を検討します。
- ・市街地南部の肱川右岸住宅地は、河川や優良な農地に隣接した環境を活かし、低層の田園住宅地として、ゆとりある良好な住環境の形成・保全を図ります。

### (4) 産業ゾーンの整備方針

- ・主要地方道宇和野村線沿道、野村高等学校北部の工業地では、流通生産機能の集積と企業誘致に向けて、道路等の基盤整備を推進します。

### (5) 集落・農地ゾーンの整備方針

#### ①集落環境の整備

- ・野村市街地の周辺には、広がりのある農地と一体となって農村集落が形成されています。田園的な環境の保全を基本として、生活道路や公園広場の維持・管理、集落排水への接続や、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。

#### ②小さな拠点の整備

- ・公民館（集会所）や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。
- ・野村地域の小学校再編に伴う、学校施設の改修に努めるとともに、廃校となった校舎は、企業や住民団体による利活用を促し、地域の活力向上につなげていきます。
- ・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における自治センターの整備を検討します。
- ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。

#### ③災害防止のための市街化の抑制

- ・既成市街地の縁辺部で土砂災害警戒区域等、各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、新たな指定も検討します。

#### ④農地の保全

- ・営農集団や農業経営の法人化等を推進し、優良農地の適切な保全に努めるとともに、農産物の生産振興を図ります。

### (6) 森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

- ・森林や河川、湖沼など、野村地域の豊かな自然の適切な保全と、ジオサイトの整備やカヌーの拠点となる施設等の整備により、活用を図ります。

## 2) 都市施設

### (1) 道路・交通ネットワークの整備方針

#### ①道路の整備

##### ア) 広域連携軸の整備

- ・一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外、さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。
- ・国道 441 号の改良を継続して要望・実施するとともに、道路管理者と連携して主要幹線道路を適切に維持します。

##### イ) 拠点間連携軸の整備

- ・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、主要地方道野村柳谷線など未整備路線の整備を促進します。

##### ロ) 地域間連携軸の整備

- ・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。また、災害時等における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。

##### ハ) 生活道路の整備

- ・集落と県道を結ぶ主要な市道など地区の幹線道路、区画道路の適切な維持管理を図るとともに、災害時等における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。
- ・野村生活拠点の周辺については、区画を形成する道路網が概成しており、引き続き道路の維持・管理に努めるとともに、市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から、優先的に維持・管理及び整備を図り、市街地を取り囲むループ型の道路網を形成します。
- ・野村市街地の居住を誘導する区域内における住宅密集地では、優先的に整備すべき路線を見極めながら、狭隘な道路の拡幅等に努めます。

##### ニ) 歩道や自転車道等の確保

- ・生活拠点周辺における回遊の促進と、公共公益施設や文化施設のネットワークの形成に向けて、県と連携しながら、バリアフリーに配慮した自転車・歩行者空間の確保を図ります。

##### ホ) 都市計画道路の整備

- ・地区幹線道路となっている都市計画道路については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行っており、整備状況を踏まえながら引き続き見直しに努めます。
- ・必要性の高い路線について、計画的な整備に努めます。また、都市計画道路中村緑ヶ丘線において歩道を整備中であり、引き続き安全な歩行空間の確保に向けて、歩道の整備を進めます。

#### ②公共交通網の構築

- ・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。

- ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。
- ・宇和島自動車の野村営業所周辺など交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、中山間地域における市の廃止代替バス・生活交通バスの再編、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。

## (2) 公園・緑地の整備方針

- ・「西予市緑の基本計画」に基づき、公園の整備を進めます。
- ・野村地区公園や愛宕山公園を観光・レクリエーション機能を持つ公園と位置づけ、既存施設の維持・活用に努めます。また近隣公園以上の規模の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。
- ・市民と協働しながら、地域の骨格となる緑を守り育て、日常の憩い・交流の場となる緑地づくりを図ります。
- ・平成30年7月豪雨で被災した河川沿いは、市民の交流の場や災害復興のメモリアルとなる公園・広場・緑地を整備します。
- ・既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。
- ・野村市街地の南側及び東側の区域を利用圏とする身近な公園広場の整備について検討します。

## (3) 下水道・河川の整備方針

### ① 下水道の整備

- ・野村市街地においては公共下水道の整備が完了しており、今後は接続率の向上に努めます。
- ・下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化計画を策定し、施設の改築や更新に取り組みます。
- ・公共下水道の対象となっていない農村集落等においても、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置促進等に努めます。

### ② 河川の整備

- ・肱川は、臨海部を除く本市の大半の地域を流域としており、また野村市街地を流れる河川となっています。平成30年7月豪雨による肱川の氾濫により浸水被害を受けたため、河川管理者や野村地区河川整備促進協議会と連携して肱川における河川改修等の治水対策を促進します。
- ・野村市街地において、肱川を活かした地域住民に親しまれる憩いの場や親水空間の確保を検討します。
- ・稲生川の補修、水路の整備など、河川管理者と連携して身近な河川や水路の整備・維持管理に努めます。

## (4) その他の都市施設の整備方針

### ① 医療施設・社会福祉の整備

- ・市立野村病院は、隣接する老人保健施設と合わせて有効活用を図るとともに、市内の各病院と連携し、健康・医療・福祉に着目したまちづくりを推進します。
- ・既存の高齢者福祉施設や児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。

#### ②教育文化施設の整備

- ・ゆめちゃんこや野村シルク博物館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。
- ・小・中学校の既存施設の改修や現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。

#### ③その他の施設の整備

- ・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。
- ・ごみ処理については、野村クリーンセンターの休止や廃棄物排出量の増加に対応するため、近隣市町との処理の広域化等、適切な廃棄物処理のあり方を検討します。

### 3) 自然・景観

---

#### (1) 自然の保全・整備の方針

##### ①水辺の保全・整備

- ・野村地域の水辺環境としては、肱川とその支流が地域を流れるとともに、農業用ため池が分布します。また、野村ダム・鹿野川ダムのダム湖が位置しており、このような水辺環境の保全整備を図るとともに、河川沿いの親水空間の整備について検討を行います。
- ・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。
- ・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止に取り組みます。
- ・野村ダム、鹿野川ダムでは、ダム施設・設備の適正な維持管理に努めるとともに、「ほわいとファーム」など周辺施設と連携しながら、ダム湖を活用したイベントの開催等を検討します。

##### ②農地の保全・整備

- ・野村地域の盆地状となっている地域においては、農村集落と一体的に形成された整備済みの優良農地が展開しており、農地の保全と農村環境の調和に継続的に取り組みます。
- ・農地の多面的機能の維持・発揮に向けて、営農活動の支援や地域活動の支援に取り組みます。
- ・農村集落における優良農地の適切な維持・保全、耕作放棄地の対策や獣害対策を図るとともに、担い手による農地整備を促進します。
- ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、

農地流動化対策等に取り組みます。

- ・野村地域の主要な産業である酪農の継承に向けて、多様な自然の適切な維持・活用を図ります。

### ③森林の保全・整備

- ・森林は、保全・育成を図ることを基本とし、住宅開発や工場立地等の開発抑制を図ります。
- ・森林の多面的機能の維持・発揮に向けて、自伐型林業など担い手の育成に取り組むとともに、環境教育やレクリエーションの場として、森林の活用に努めます。
- ・市街地及び集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。

### ④自然の活用

- ・乙亥の里や四国西予ジオパークの「サイト」等、観光資源と一体となって自然資源の活用を図ります。
- ・ジオサイトを活用したフットパスコースを整備し、四国西予ジオパークの新たな楽しみ方を提供します。

## (2) 景観の保全・整備の方針

### ①市街地景観の保全・整備

- ・野村市街地では、商店街のカラー舗装化による商店街らしい賑いのある景観形成に努めており、今後は国道 441 号沿いに立地する商店に対するデザイン誘導を検討します。
- ・また、景観に関する市民の意識啓発を図り、市民と協働して、賑いのある景観形成に努めます。

### ②自然景観の保全・整備

- ・森林、河川・水面、田園等は、本市の景観の骨格となることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。
- ・農山村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の農地を山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。
- ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について検討を行います。

## 4) 防災・減災

---

### ①防災・減災体制の確立

- ・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。
- ・整備が完了した防災行政無線の有効活用に取り組みます。

- ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。
- ・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣市町と連携した広域的な避難の受入れや応援について検討します。

#### ②市街地の防災対策

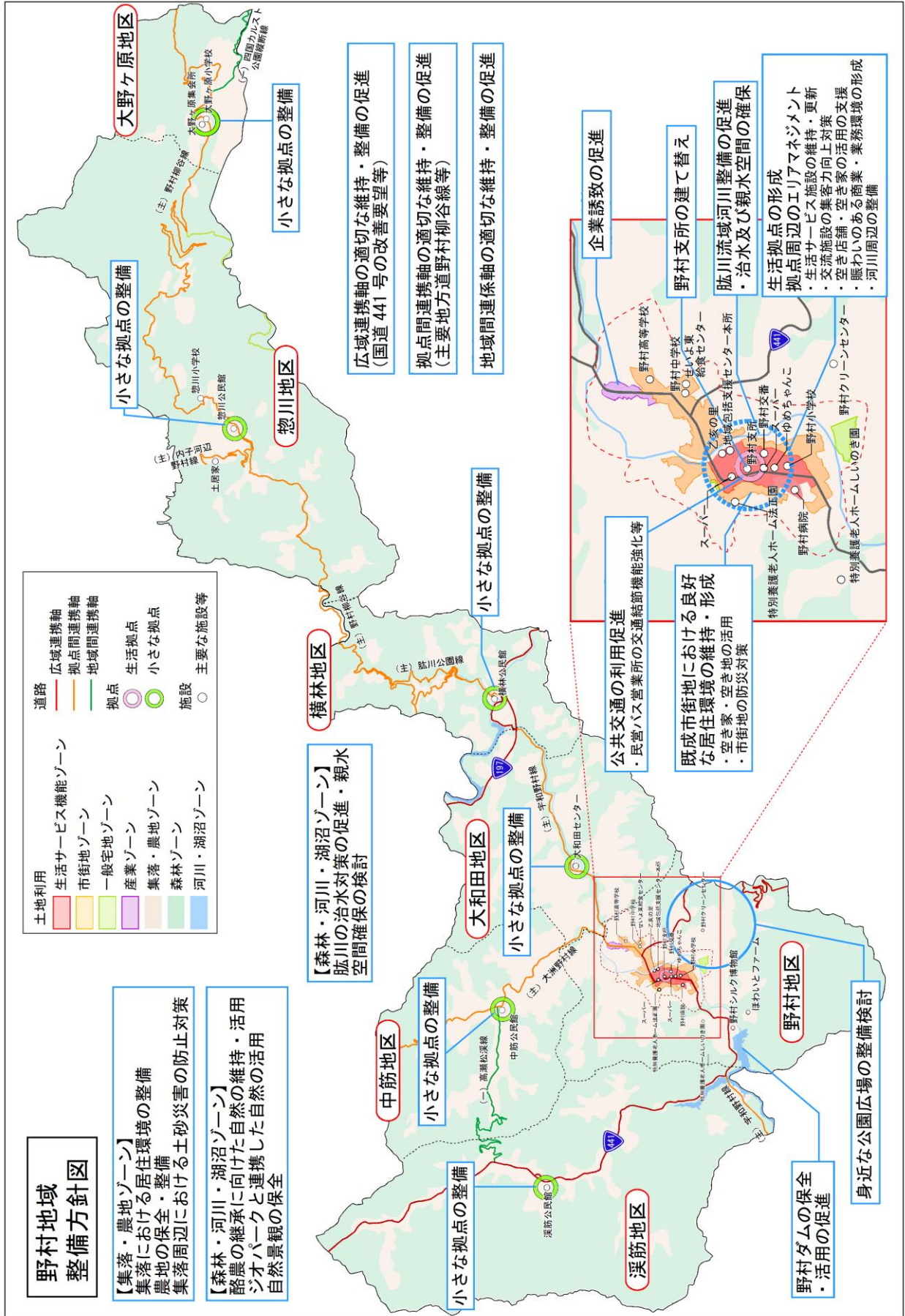
- ・野村市街地の住宅が密集する地区においては、優先的に安全対策を実施する箇所を見極めながら、区画道路の整備を推進します。
- ・建築物の耐震・耐火構造化や空き家等の老朽危険家屋等の除却を進め、防災機能の向上に努めます。
- ・倒壊や火災の危険性が高い住宅密集地を改善するため、地区計画の導入等による市街地の整備を推進します。
- ・火災発生時の延焼拡大を防止するため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。
- ・地震、洪水災害に備え、避難路、緊急輸送路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進します。
- ・野村運動公園等、避難先としてふさわしい都市計画公園等の機能強化を図ります。
- ・一定期間滞在する避難所に想定される市立小中学校、地区公民館等の耐震対策を図ります。
- ・野村地域では、平成30年7月豪雨における肱川の氾濫により市街地が浸水被害を受けており、今後、住宅再建等の復興事業を推進し、安全・安心に暮らせる住環境の確保を図ります。

#### ③土砂災害の防止

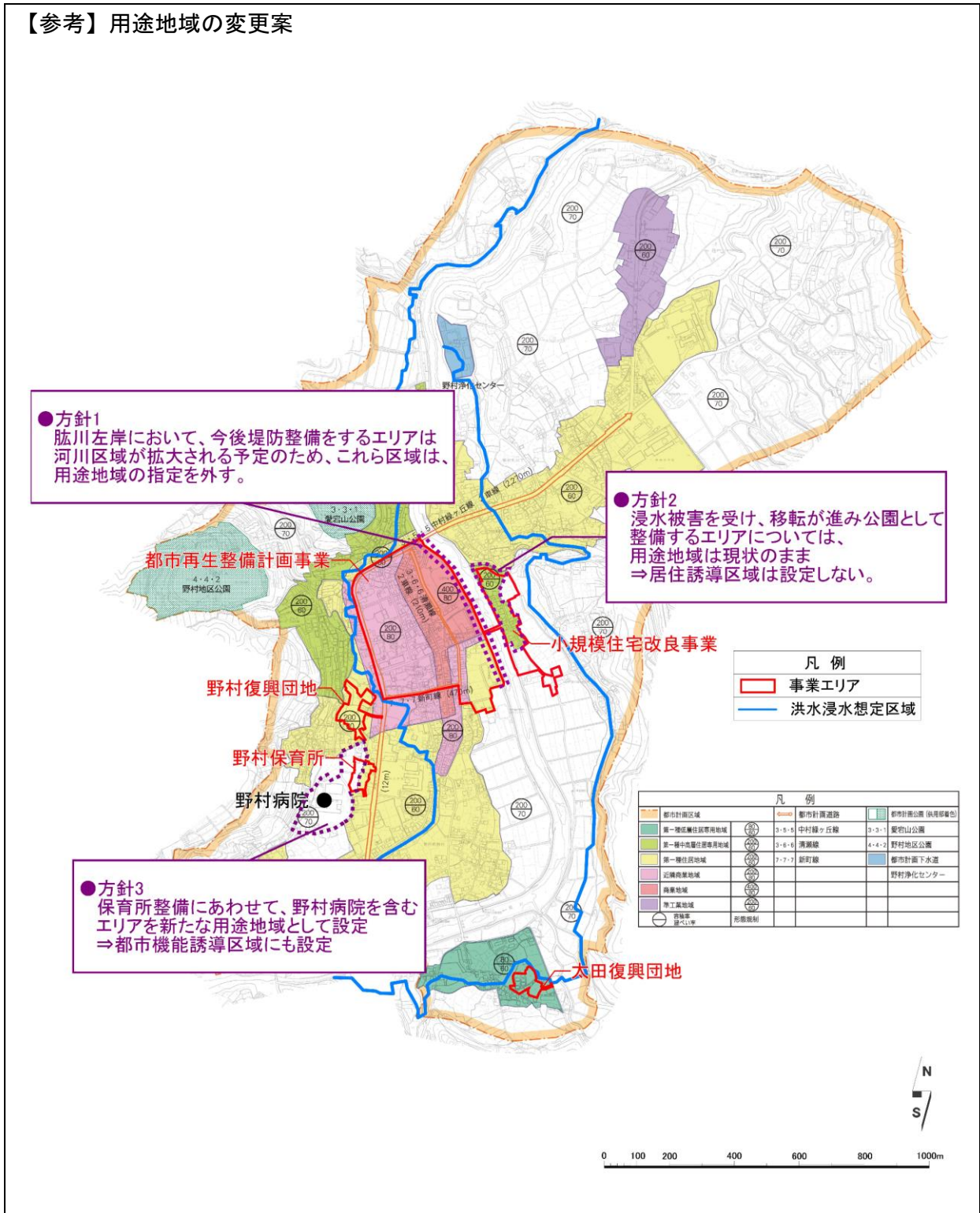
- ・野村地域の中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、集落の安全を確保するため、土砂災害対策事業の継続、防災訓練の支援、総合防災マップの配布等による災害情報の周知等に取り組みます。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。
- ・森林整備事業等を用いて、土砂災害の一因となっている放置林対策に取り組み、山林を保全します。
- ・中山間地域の集落は、豪雨や地震時の孤立等の方が一に備えて、集落が孤立した場合の情報通信や避難・救助手段の確保、孤立集落への支援物資の供給等について、あらかじめ検討を行います。

#### ④事前復興計画の策定

- ・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。



【参考】用途地域の変更案





## 第3 三瓶地域

### 1. 地域の現況

三瓶地域は、市の北西部、宇和海沿いに位置します。地域を縦断するように国道378号及び主要地方道八幡浜三瓶線が、地域を横断するように主要地方道宇和三瓶線が走り、周辺他地域（宇和地域・明浜地域）、他市（八幡浜市）と接続しています。

地域の中心部には都市計画区域の指定があり、用途地域が指定されています。

三瓶支所周辺は、三瓶地域の生活拠点であり、生活サービス施設や公共交通が一定充実しています。三瓶生活拠点に立地する「みかめ海の駅・潮彩館」は、海の観光拠点として、市内外から観光誘客を図っています。

三瓶地域は、「奥地の海」に位置する漁村集落が、古くは海運業から紡績業を通じて発展し、現在は養殖漁業が盛んな地域です。波静かな三瓶湾に、漁村集落の面影を残した市街地が形成されています。



■位置図



■三瓶の海と空（三瓶地区）



■須崎海岸



■三瓶文化会館



■三瓶漁港

地域の主な施設や地域資源等		
道路	一般国道	国道 378 号
	主要地方道 ・一般県道	八幡浜三瓶線、宇和三瓶線、穴井三瓶線、俵津三瓶線
主要な施設		三瓶支所、三瓶病院、三瓶保健福祉センター、特別養護老人ホーム皆樂園、コスモス館、Aコープみかめ店、三瓶高等学校、みかめ海の駅・潮彩館、西予市三瓶文化会館、西予市朝立会館等
地域資源		三瓶湾、須崎海岸、さざえが岳 等
都市計画	用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	都市計画道路	整備済み 4 路線：朝立屋敷線、朝立津布理線、朝立海岸線、畑岡朴線 未整備 1 路線：朝立有網代線
	都市計画公園	整備済み 1 箇所：三瓶中央児童公園 未整備（一部供用済み） 2 箇所：津布理公園、三瓶公園
	その他	公共下水道（雨水公共下水道）が整備中

## 2. 地域の課題

- ・市全体と同様に、三瓶地域でも高齢化・人口減少傾向が続いており、都市計画区域内・用途地域内においても同様の傾向です。また、山間部や海岸沿いの集落で人口減少傾向が顕著です。
- ・空き家・空き地が増加傾向であり、特に用途地域内で空き家・空き地が多くなっています。また、三瓶地区の商店街は空き店舗が増加しつつあります。空き家・空き地・空き店舗の発生抑制、活用が必要です。
- ・三瓶地域では都市計画道路が 5 路線決定されていますが、そのうち朝立有網代線は未整備となっており、三瓶地域内の都市計画道路の総整備率は 85.0%となっています。都市計画道路をはじめ、日常生活に必要不可欠な道路の整備・維持管理が必要です。
- ・三瓶生活拠点周辺には、民営路線バス（宇和島自動車）の三瓶営業所が立地しています。バスは、国道・主要地方道を民営路線バスが運行しており、地域内の集落を概ねカバーしています。しかしながらバス利用者は少なく、公共交通の利便性向上と利用促進が必要です。
- ・三瓶地域は、宇和海に直接流出する河川の水系となっており、内水氾濫等を防ぐため、雨水排水方法の検討や、河川の浚渫・適切な維持管理が必要です。
- ・三瓶市街地及び海岸部の集落では、地震・津波による甚大な被害が懸念されています。また、三瓶市街地内は家屋が密集しているところがあり、火災等における被害が懸念されることから、災害時の安全確保が必要です。

### 3. 地域づくりの目標

地域づくりの目標では、三瓶地域の将来像と地域づくりの方針を示すとともに、『こうなったら良いな』、『こうなりたい』と思う「三瓶地域の暮らし」の姿を展望します。

将来像	<p style="text-align: center;"><b>『港と交流のまち』</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 漁業、農業が盛んな食と交流のまち</li> <li>■ 三瓶支所を中心に生活サービス施設が集まる便利なまち</li> </ul>	
地域づくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三瓶支所周辺は、三瓶地域の生活拠点として、生活サービス施設、行政、文化施設等が集積した商業業務地を形成します。</li> <li>・ 生活拠点周辺の市街地は、歩いて生活サービス施設へ行くことができる住宅地を形成します。</li> <li>・ 小さな拠点（周木、二木生、蔵貫）は日常生活に必要な機能の維持・確保を図るとともに、宇和中心拠点への交通ネットワークを維持・充実します。</li> <li>・ 優良農地や集落の保全に努め、田園景観を維持します。</li> <li>・ 須崎海岸等、四国西予ジオパークの自然環境を保全します。</li> </ul>	
三瓶地域の暮らし (展望)	観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リアス海岸、ジオサイトに位置づけられている須崎海岸など自然景観や奥地アジなどの海産物を楽しむ観光客が多く訪れています。</li> <li>・ 夏は、海水浴や屋形船を楽しむ観光客や市民が多く訪れ、宿泊施設や飲食施設が増え始めています。</li> </ul>
	買い物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀天街のアーケードの撤去や大街道の修景整備、海の家再整備が行われ、商店街の空き店舗にも新たな店舗が出店しはじめています。</li> <li>・ 以前は大洲市へ行っていた週1回程度の大きな買い物には、宇和地域に整備されたショッピングセンター（西予の特産品や生活用品等が集まり市民と観光客が交流できるような施設）に家族で訪れ、買い物を楽しんでいます。</li> </ul>
	文化・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三瓶文化会館一帯は、行政機能、学校、保育園などが立地し、地域住民が多く利用しており、歩いて暮らせる距離に移住する人が増えてきています。</li> <li>・ 西予市文化会館や朝立会館では、「朝日文楽」などの地域の伝統文化の継承が積極的に行われ、若い後継者も育ってきています。</li> </ul>
	働く場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八幡浜三瓶線・宇和三瓶線沿道に新たな企業を誘致し、まちの新たな産業基盤となっています。</li> </ul>
	医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で支えるバスが市内外の各地を結び、お年寄りも気軽に病院まで通院できるようになっています。</li> </ul>

## 4. 部門別・地域づくりの方針

全体構想の「部門別・まちづくりの方針」の体系に基づき、各地域で具体的に実施する都市計画・まちづくりの施策を位置づけます。

### 1) 土地利用

#### (1) 生活サービス機能ゾーンの整備方針

##### ①生活拠点周辺の整備

- ・三瓶支所周辺の教育・文化施設や保健・福祉施設が立地する地区は、三瓶地域の日常生活を支える生活拠点として、既存の生活サービス施設の維持・更新に努めます。
- ・生活拠点の周辺は津波浸水が想定されるため、地域住民の防災思想・知識の普及や防災・避難訓練の実施、避難路・緊急避難場所の確保・整備等を図るとともに、将来の整備状況等を総合的に勘案して、土地利用を検討します。
- ・将来を見据えた各施設の機能の集約、規模の適正化等に取り組みます。
- ・旧役場跡地の活用方法を市民と協働して検討します。
- ・生活拠点周辺における市道の舗装改良に取り組みます。
- ・生活拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組みます。

##### ②みかめ海の駅・潮彩館の機能強化

- ・三瓶港の「みかめ海の駅・潮彩館」を本市の観光拠点として、機能強化を図ります。
- ・みかめ海の駅・潮彩館と三瓶支所周辺を結ぶ商店街を地域のシンボル軸とし、シンボル軸の沿道において生活サービス施設を誘導します。

##### ③商店街の整備

- ・三瓶市街地の商店街（銀天街）においては、多くの店舗が閉鎖し、空き家・空き店舗が増加しており、活性化が課題となっています。
- ・銀天街のアーケード撤去を促進するとともに、道路舗装の高質化や老朽水道管の更新、街路灯の整備等により、開放的で魅力的な商業空間を形成します。
- ・個別商店の魅力向上に向けた支援に取り組むとともに、空き家・空き店舗を活用して起業・開業する人を支援します。
- ・商店街に近接する住宅密集地の解消に努めます。

#### (2) 市街地ゾーンの整備方針

- ・三瓶市街地は、海岸部に立地する漁村集落が発展したものであり、比較的密集した住宅地が形成され、また地震・津波による被害も想定されています。この地区においては、ハード対策・ソフト対策の両面から、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・防災・減災対策を十分に講じながら、既成市街地で増加しつつある空き家・空き地を活用し、生活拠点の周辺など便利な地区において居住の誘導に努めます。
- ・三瓶市街地における朝立川の右岸山麓沿い、谷道川の右岸に分布する低層住宅地、中低層住宅地においては、地域の要望を踏まえながら生活道路の確保を図り、良好な居

住環境を整備します。

### (3) 一般宅地ゾーンの整備方針

- ・一般住宅地では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図るとともに、空き家・空き地の発生抑制対策や利活用を検討します。

### (4) 産業ゾーンの整備方針

- ・三瓶市街地の主要地方道八幡浜三瓶線、宇和三瓶線沿いの工業地において、地場産業の活性化や企業誘致の促進等に取り組みます。

### (5) 集落・農地ゾーンの整備方針

#### ①集落環境の整備

- ・三瓶地域の海岸部には、漁村集落が発展した既存集落が点在しており、既存集落においては、生活道路の維持・管理、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。
- ・海岸部の既存集落では、地震・津波による被害が想定されていることから、避難警戒体制の充実に努め、必要な防災・減災対策を実施します。

#### ②小さな拠点の整備

- ・公民館（集会所）や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。
- ・三瓶地域の小学校再編に伴う、学校施設の改修に努めるとともに、休校・廃校となった校舎は、企業や住民団体による利活用を促し、地域の活力向上につなげていきます。
- ・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における自治センターの整備を検討します。
- ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。

#### ③災害防止のための市街化の抑制

- ・既成市街地の縁辺部で土砂災害警戒区域等、各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、新たな指定も検討します。

#### ④農地の保全

- ・営農集団や農業経営の法人化等を推進し、優良農地の適切な保全に努めるとともに、農産物の生産振興を図ります。

### (6) 森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

- ・海岸や河川、森林など、三瓶地域の豊かな自然の適切な保全と活用を図ります。

## 2) 都市施設

### (1) 道路・交通ネットワークの整備方針

#### ①道路の整備

##### ア) 広域連携軸の整備

- ・一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外、さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。
- ・国道 378 号の改良を継続して要望・実施するとともに、道路管理者と連携して主要幹線道路を適切に維持します。

##### イ) 拠点間連携軸の整備

- ・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、概ね整備が完了しています。引き続き県と連携して機能維持を図ります。

##### ロ) 地域間連携軸の整備

- ・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。

##### ハ) 生活道路の整備

- ・主要な市道など地区の幹線道路、区画道路の適切な維持管理を図ります。
- ・三瓶市街地の居住を誘導する区域内における住宅密集地では、優先的に整備すべき路線を見極めながら、狭隘な道路の拡幅等により道路整備を進め、格子型の道路網を形成します。
- ・市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から維持・管理及び整備を推進することにより、日常生活の利便性の向上に努めます。

##### ニ) 歩道や自転車道等の確保

- ・生活拠点周辺における回遊の促進と、公共公益施設や文化施設のネットワークの形成に向けて、県と連携しながら、バリアフリーに配慮した自転車・歩行者空間の確保を図ります。

##### ヒ) 都市計画道路の整備

- ・地区幹線道路となっている都市計画道路については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行っており、整備状況を踏まえながら引き続き見直しに努めます。
- ・必要性の高い路線について、計画的な整備に努めます。

#### ②公共交通網の構築

- ・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。
- ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。
- ・宇和島自動車の三瓶営業所周辺など交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。

### (2) 公園・緑地の整備方針

- ・「西予市緑の基本計画」に基づき、都市計画公園の津布理公園など、公園の整備を進

めます。

- ・三瓶公園や中央児童公園、港湾緑地公園を観光・レクリエーション機能を持つ公園・緑地と位置づけ、既存施設の維持・活用に努めます。
- ・津布理公園や三瓶公園は、災害時の避難場所となるよう必要な施設の整備や機能の充実を図るとともに、地域住民へ周知します。
- ・市民と協働しながら、地域の骨格となる緑を守り育て、日常の憩い・交流の場となる緑地づくりを図ります。
- ・中央児童公園や港湾緑地公園など、既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。
- ・三瓶地域の海岸・海浜は地域の憩いの場となっており、「四国西予ジオパーク」の取組と一体となって、公園・緑地として利用できるよう、海岸・海浜の保全整備を図ります。

### (3) 下水道・河川の整備方針

#### ①下水道の整備

- ・大雨時の内水氾濫等を防ぐため、三瓶市街地における雨水公共下水道の整備を推進します。
- ・住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置促進等に努めます。

#### ②河川の整備

- ・三瓶地域は、宇和海に直接流出する河川の水系となっており、内水氾濫等を防ぐため、県と連携しながら、朝立川・谷道川等の河川浚渫や適切な維持管理に取り組みます。

### (4) その他の都市施設の整備方針

#### ①医療施設・社会福祉の整備

- ・三瓶病院や三瓶保健福祉センターの有効活用を図るとともに、市内の各病院と連携し、健康・医療・福祉に着目したまちづくりを推進します。
- ・既存の高齢者福祉施設や児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。

#### ②教育文化施設の整備

- ・図書館三瓶分館や三瓶文化会館、朝立会館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。
- ・小・中学校の既存施設の改修や現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。

#### ③その他の施設の整備

- ・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。

### 3) 自然・景観

---

#### (1) 自然の保全・整備の方針

##### ①水辺の保全・整備

- ・海域は、稚魚放流活動の支援により漁業資源の保全・確保を図るとともに、小型合併処理浄化槽の設置等を促進し、水質汚濁の防止を図ります。
- ・臨海部においては、三瓶港の「みかめ海の駅・潮彩館」の拠点形成を推進するとともに、アウトドアイベントの開催等によるレクリエーション機能の強化を図ります。
- ・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。
- ・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止に取り組みます。

##### ②農地の保全・整備

- ・三瓶地域の農地としては、傾斜地に大きく広がる柑橘園が中心であり、市街地以外の代表的な土地利用となっています。
- ・柑橘園は維持管理されることが土砂災害の防止にもつながっていることから、営農活動の支援や地域活動の支援を行うとともに、「四国西予ジオパーク」の取組と一体となって、石積みや段々畑、果樹園の保全・育成に努めます。
- ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策、南予用水施設の長寿命化等に取り組みます。

##### ③森林の保全・整備

- ・森林は、傾余地に広がる柑橘園の上部の尾根線一帯に分布しています。適期伐採による森林機能の保全を図るとともに、路網整備により適切な森林の整備に努めます。
- ・市街地及び集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。

##### ④自然の活用

- ・みかめ海の駅・潮彩館や四国西予ジオパークの「サイト」等、観光資源と一体となって自然資源の活用を図ります。
- ・ジオサイトを活用したフットパスコースを整備し、四国西予ジオパークの新たな楽しみ方を提供します。

#### (2) 景観の保全・整備の方針

##### ①市街地景観の保全・整備

- ・みかめ海の駅・潮彩館と三瓶支所周辺を結ぶ商店街は地域のシンボル軸として、市民・事業者と協働しながら景観形成を図ります。

##### ②自然景観の保全・整備

- ・森林、海浜・河川、果樹園等は、本市の景観の骨格となることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。
- ・漁村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の果樹園を海域や山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、



景観に調和した居住環境の整備を推進します。

- ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について検討を行います。

## 4) 防災・減災

### ①防災・減災体制の確立

- ・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。
- ・整備が完了した防災行政無線の有効活用に取り組みます。
- ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。
- ・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣市町と連携した広域的な避難の受入れや応援について検討します。

### ②市街地の防災対策

- ・三瓶地域では、海岸部に立地する漁村集落が発展して市街地・集落が形成されており、地震・津波による甚大な被害が懸念されていることから、災害時の安全確保が課題です。津波から短時間の避難が可能となる避難路や津波避難ビル等緊急避難場所の確保を図ります。
- ・また、市街地及び集落内では住宅密集地が多く分布しています。道路の確保・整備、建築物の耐震・耐火構造化や老朽住宅の改修・更新、必要に応じた除却の促進により、地震や火災による宅地災害の防止に努めます。
- ・倒壊や火災の危険性が高い住宅密集地を改善するため、地区計画の導入等による市街地の整備を推進します。
- ・火災発生時の延焼拡大を防止するため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。
- ・地震、津波、洪水災害に備え、避難路、緊急輸送路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進します。
- ・一定期間滞在する避難所に想定される市立小中学校、地区公民館、市立保育所等の耐震対策を図ります。

### ③土砂災害の防止

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。

### ④津波災害対策

- ・愛媛県による「愛媛県海岸保全基本計画（平成27年9月）」に基づき、津波・高潮等に対する防災・減災対策を促進します。

### ⑤事前復興計画の策定

- ・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。

三瓶地域 整備方針図

**【集落・農地ゾーン】**  
 集落における居住環境の整備  
 農地・果樹園の保全・整備  
 集落における津波対策や  
 集落周辺における土砂災害の  
 防止対策

**【森林・河川・湖沼ゾーン】**  
 ジオパークと連携した自然  
 の活用  
 自然景観の保全

**生活拠点の形成  
 拠点周辺のエリアマネジメント**  
 ・生活サービス施設の維持・更新  
 ・空き店舗・空き家の活用の支援  
 ・銀天街のアーケード撤去の促進

**既成市街地における良好  
 な居住環境の維持・形成**  
 ・空き家・空き地の活用  
 ・雨水公共下水道の整備推進  
 ・市街地の防災対策・災害に強いまちづくり

二木生地区

三瓶地区

旧役場跡地の  
 活用方法の検討

潮彩館の機能強化

企業誘致の促進

公共交通の利用促進  
 ・民営バス営業所の交通結節機能強化等

小さな拠点の整備

海域における漁業資源の保全・確保  
 水質汚濁の防止対策

有太刀地区

小さな拠点の整備

蔵貫地区

小さな拠点の整備

下泊地区

広域連携軸の適切な維持・  
 整備の促進  
 (国道378号の改良要望等)

拠点間連携軸の適切  
 な維持・整備の促進

地域間関係軸の適切  
 な維持・整備の促進

**土地利用**

- 生活サービス機能ゾーン
- 市街地ゾーン
- 一般宅地ゾーン
- 産業ゾーン
- 集落・農地ゾーン
- 森林ゾーン
- 河川・湖沼ゾーン  
(海域を含む)

**道路**

- 広域連携軸
- 拠点間連携軸
- 地域間連携軸

**拠点**

- 生活拠点
- 小さな拠点

**施設**

- 主要な施設等

※蔵貫地区は有太刀、蔵貫浦、蔵貫、皆江の4地区で構成しています。

## 第4 明浜地域

### 1. 地域の現況

明浜地域は、市の南西部、宇和海沿いに位置します。地域を囲むように国道378号が、地域東部を東西方向に主要地方道宇和明浜線が走り、周辺他地域（宇和地域、三瓶地域）・他市（宇和島市）と接続しています。



■位置図

明浜地域に都市計画区域の指定はありません。

地域の中心に位置する高山地区及び宇和地域と接する俵津地区は、明浜地域の生活を支える拠点として、公共公益機能や生活を支えるサービス機能が立地しています。

明浜地域は、宇和海沿いの漁村集落から発展してきた地域です。水産業と柑橘栽培が盛んな地域であり、リアス海岸及び海岸沿いの集落、狩浜地区を代表とした段々畑が特徴的な景観を形成しています。



■狩浜の段々畑



■大崎鼻からの風景



■野福峠からの宇和海



■大早津海水浴場

地域の主な施設や地域資源等		
道路	一般国道	国道 378 号
	主要地方道 ・一般県道	宇和明浜線、宇和高山線、俵津三瓶線
主要な施設		明浜支所、俵津出張所、西予市明浜老人福祉センター、特別養護老人ホームあけはま荘、明浜町民会館、西予市明浜歴史民俗資料館 等
地域資源		狩浜の段々畑、大早津の石灰産業跡地、野福峠の桜 等
都市計画		—

## 2. 地域の課題

- ・市全体と同様に、明浜地域でも高齢化・人口減少傾向が続いています。
- ・空き家・空き地が増加傾向であり、また、商店の廃業による空き店舗の発生もみられます。空き家・空き地・空き店舗の発生抑制、活用が必要です。
- ・耕作放棄地が増加しており、これを抑制し、段々畑の美しい景観を保全していくことが必要です。
- ・身近な生活道路の維持・充実が必要です。
- ・国道 378 号を民営路線バス（宇和島自動車）が運行していますが、運行時刻や便数の面から利用者が少ないため、公共交通の利便性向上と利用の促進を検討することが必要です。
- ・明浜地域は、宇和海に直接流出する河川の水系となっており、内水氾濫等を防ぐため、河川の浚渫や適切な維持管理が必要です。
- ・海岸部では、地震・津波による甚大な被害が懸念されています。また、集落内は家屋が密集しており、火災等における被害が懸念されることから、災害時の安全確保が必要です。
- ・明浜地域には、主要な幹線が国道 378 号のみとなっている地区があり、災害時に国道 378 号が寸断されると孤立する恐れがあることから、この対策が必要です。

### 3. 地域づくりの目標

地域づくりの目標では、明浜地域の将来像と地域づくりの方針を示すとともに、『こうなったら良いな』、『こうなりたい』と思う「明浜地域の暮らし」の姿を展望します。

<b>『3つの太陽を活かしたまち』</b>		
<b>将来像</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 柑橘栽培と養殖業を通して交流が盛んなまち</li> <li>■ 段々畑の風景を楽しめるまち</li> </ul>	
<b>地域づくりの方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明浜支所周辺は、明浜地域の拠点として、生活サービス施設、行政、文化施設等の維持を図ります。</li> <li>・ 小さな拠点（高山、俵津、田之浜、狩江）は、日常生活に必要な機能の維持・確保を図るとともに、宇和中心拠点への交通ネットワークを充実します。</li> <li>・ 優良農地や集落の保全に努め、自然景観を維持します。</li> <li>・ 連綿と受け継がれてきたちりめんや真珠の養殖業等、水産業を通じて地域の活性化を図ります。</li> <li>・ 狩浜の段々畑や県立自然公園（大崎鼻公園、お伊勢山公園）等、四国西予ジオパークの自然環境を保全します。</li> </ul>	
<b>明浜地域の暮らし (展望)</b>	<b>観光</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リアス海岸と段々畑が作る景観を見るため、多くの観光客が訪れています。</li> <li>・ 夏は、大早津海水浴場で海水浴やシーカヤックを楽しむ市民や観光客が増えています。</li> <li>・ また、柑橘栽培や漁業資源の加工品を販売する施設が整備され、多くの観光客が訪れています。</li> </ul>
	<b>買い物</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各小さな拠点に日用品の販売を行う商店があり、毎日の買い物には困りません。</li> <li>・ 以前は宇和島市へ行っていた週1回程度の大きな買い物には、宇和地域に整備されたショッピングセンター（西予の特産品や生活用品等が集まり市民と観光客が交流できるような施設）に家族で訪れ、買い物を楽しんでいます。</li> </ul>
	<b>文化・教育</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の祭りには多くの住民が参加し楽しんでいます。</li> <li>・ 年に1～2回程度、西予市宇和文化会館や俵津文楽会館で行われるコンサートや文楽公演を鑑賞しています。</li> </ul>
	<b>働く場</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柑橘栽培や養殖業のブランド化が成功し、全国各地へ販売するため、広く従業員を雇用しています。</li> </ul>
	<b>医療・福祉</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宇和地域の市立西予市民病院までは、地域で支えるバスが各地区を結び、お年寄りも気軽に通院出来るようになっています。</li> </ul>

## 4. 部門別・地域づくりの方針

全体構想の「部門別・まちづくりの方針」の体系に基づき、各地域で具体的に実施する都市計画・まちづくりの施策を位置づけます。

### 1) 土地利用

---

#### (1) 集落・農地ゾーンの整備方針

##### ①高山地区及び俵津地区の整備

- ・高山地区及び俵津地区は、明浜地域の中心となる拠点として、公共公益機能や生活を支えるサービス機能等の充実・整備を図ります。
- ・高山地区では、移転新築した明浜支所を中心に生活サービス施設の維持を図ります。
- ・移転新築した明浜支所周辺の道路のバリアフリー化等に努めます。

##### ②集落環境の整備

- ・明浜地域の集落は、海岸部に立地する漁村集落が発展したものであり、比較的密集した住宅地が形成されています。既存集落において、生活道路の維持・管理、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。
- ・集落は、地震・津波による被害が想定されていることから、ハード対策・ソフト対策の両面から、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・防災・減災対策を十分に講じながら、集落で増加しつつある空き家・空き地の発生抑制、活用対策に努めます。

##### ③小さな拠点の整備

- ・公民館（集会所）や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。
- ・明浜地域の小学校再編に伴い廃校となった校舎は、企業や住民団体による利活用を促し、地域の活力向上につなげていきます。
- ・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における自治センターの整備を検討します。
- ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。

#### (2) 森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

- ・海岸や河川、森林など、明浜地域の豊かな自然の適切な保全と活用を図ります。

### 2) 都市施設

---

#### (1) 道路・交通ネットワークの整備方針

##### ①道路の整備

##### ア) 広域連携軸の整備

- ・一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外、さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。
- ・国道 378 号の改良を継続して要望・実施するとともに、道路管理者と連携して主要幹線道路を適切に維持します。

#### イ) 拠点間連携軸の整備

- ・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。
- ・主要地方道宇和明浜線は、臨海部と内陸部をつなぐ路線として、自転車文化の推進に向けた、県が推めているブルーラインの整備、緑地の保全等を検討します。

#### ウ) 地域間連携軸の整備

- ・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。

#### エ) 生活道路の整備

- ・避難路や防災上重要な市道、地区の幹線道路など、道路の適切な維持管理を図ります。
- ・市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から維持・管理及び整備を推進することにより、日常生活の利便性の向上に努めます。

#### オ) 歩道の確保

- ・歩行者の安全な通行を確保するため、主要な道路において歩道を整備中であり、引き続き歩道の整備を推進します。
- ・また、国道 378 号沿いの海岸沿いを通る区間において、遊歩道の整備を検討します。

### ②公共交通網の構築

- ・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。
- ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。
- ・主要な交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。

## (2) 公園・緑地の整備方針

- ・あけはまシーサイドサンパーク等の既存施設をはじめ、既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。
- ・明浜運動場等、一定規模以上の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。
- ・明浜地域の海岸は地域の憩いの場となっており、「四国西予ジオパーク」の取組と一体となって、公園・緑地として利用できるよう、海岸・海浜の保全整備を図ります。

## (3) 下水道・河川の整備方針

### ①下水道の整備

- ・漁村集落等において、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄

化槽の設置促進等に努めます。

②河川の整備

- ・明浜地域は、宇和海に直接流出する河川の水系となっており、内水氾濫等を防ぐため、河川の浚渫や適切な維持管理に取り組みます。

(4) その他の都市施設の整備方針

①医療施設・社会福祉の整備

- ・既存の診療所や高齢者福祉施設、児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。

②教育文化施設の整備

- ・図書館明浜分館や明浜歴史民俗資料館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。
- ・小・中学校の既存施設の充実や現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。

③その他の施設の整備

- ・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。

3) 自然・景観

---

(1) 自然の保全・整備の方針

①水辺の保全・整備

- ・海域は、稚魚放流活動の支援により漁業資源の保全・確保を図るとともに、小型合併処理浄化槽の設置等を促進し、水質汚濁の防止を図ります。
- ・臨海部においては、「あけはまシーサイドサンパーク」の拠点形成を推進するとともに、マリンスポーツやアウトドアイベントの開催等によるレクリエーション機能の強化を図ります。
- ・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。
- ・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止に取り組みます。

②農地の保全・整備

- ・明浜地域の農地としては、傾斜地に大きく広がる柑橘園が中心であり、市街地以外の代表的な土地利用となっています。
- ・柑橘園は適切に維持管理されることが土砂災害の防止にもつながっていることから、営農活動の支援や地域活動の支援、耕作放棄地の対策を行うとともに、「四国西予ジオパーク」の取組と一体となって、石積みや段々畑、果樹園の保全・育成に努めます。
- ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策、南予用水施設の長寿命化等に取り組みます。



### ③森林の保全・整備

- ・森林は、傾斜地に広がる柑橘園の上部の尾根線一帯に分布しています。適期伐採による森林機能の保全を図るとともに、路網整備により適切な森林の整備に努めます。
- ・集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。

### ④自然の活用

- ・四国西予ジオパークの「サイト」をはじめ、あけはまシーサイドサンパークや温泉施設等の観光資源と一体となって、自然資源の活用を図ります。
- ・県立自然公園（大崎鼻公園、お伊勢山公園）は、北の佐田岬半島から南の戸島、さらに晴れた日には遠く九州まで眺めることができる眺望スポットとしてPRします。
- ・ジオスポットを活用したフットパスコースを整備し、ジオパークの新たな楽しみ方を提供します。

## (2) 景観の保全・整備の方針

### ①自然景観の保全・整備

- ・森林、海浜・河川、果樹園等は、本市の景観の骨格となることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。
- ・狩浜地区の全域及びその地域に接する海域の一部が、重要文化的景観「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」に選定されており、これら石積みの段々畑の景観を守り、継承するため、「西予市明浜町狩浜地区景観計画」（平成30年12月策定）等による景観の維持、形成を図ります。
- ・漁村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の果樹園を海域や山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。
- ・県立自然公園（大崎鼻公園、お伊勢山公園）からの眺望を守るため、周辺環境の保全・整備に努めます。
- ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について引き続き検討を行います。

## 4) 防災・減災

### ①防災・減災体制の確立

- ・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。
- ・整備が完了した防災行政無線の有効活用に取り組みます。
- ・大規模災害の発生時に備えて、国道378号の改良を継続して要望します。
- ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。

- ・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣市町と連携した広域的な避難の受入れや応援について検討します。

## ②集落の防災対策

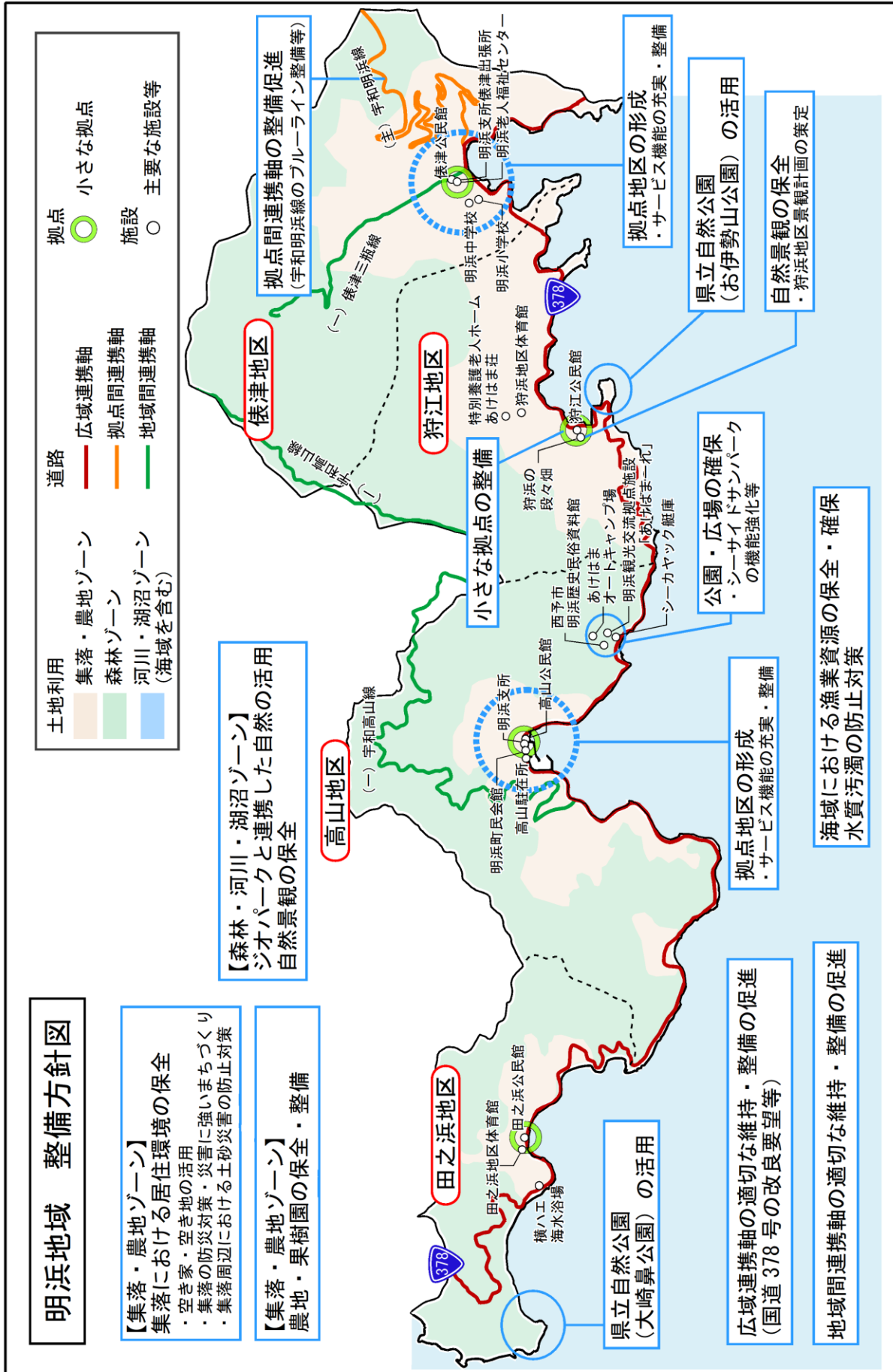
- ・明浜地域では、海岸部に立地する漁村集落が発展して現在の集落が形成されており、地震・津波による甚大な被害が懸念されていることから、災害時の安全確保が課題です。津波から短時間で避難が可能となる避難路や緊急避難場所の確保を図ります。
- ・また、集落内では住宅密集地が多く分布しており、道路の確保・整備、建築物の耐震・耐火構造化や老朽住宅の改修・更新の促進により、地震や火災による宅地災害の防止に努めます。
- ・主要な幹線が国道 378 号のみの宇和海沿いの集落は、災害時に孤立する恐れがあり、万が一に備えて、集落が孤立した場合の情報通信や避難・救助手段の確保、孤立集落への支援物資の供給等について、あらかじめ検討を行います。

## ③土砂災害の防止

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。

## ④事前復興計画の策定

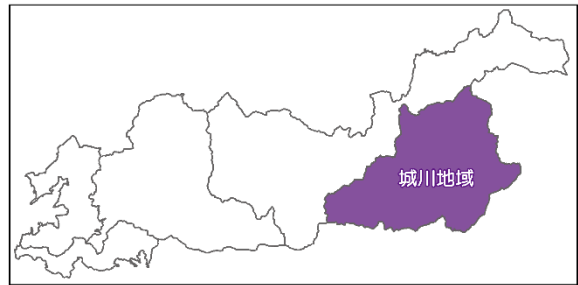
- ・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。



## 第5 城川地域

### 1. 地域の現況

城川地域は、市の東部に位置します。地域内を縦断するように国道197号が、地域内を横断するように主要地方道城川禰原線、野村城川線が走り、周辺他地域（野村地域）、他市町（鬼北町、高知県禰原町）と接続しています。



■位置図

城川地域に都市計画区域の指定はありません。

城川地域の西部に位置し、野村地域と接する魚成地区は、城川地域の生活を支える拠点として、公共公益機能や生活を支えるサービス機能が一定立地しています。

城川地域は、肱川及び支流の黒瀬川等に沿って集落が展開し、集落の背後は急傾斜地となる典型的な中山間地域です。黒瀬川の支流の田穂川に沿って集落が展開している田穂地区では、「日本の棚田100選」に選ばれた美しい堂の坂の棚田が広がっています。



■堂の坂の棚田



■城川歴史民俗資料館



■ギャラリーしろかわ

地域の主な施設や地域資源等		
道路	一般国道	国道 197 号
	主要地方道 ・一般県道	城川檮原線、野村城川線、大茅辰ノ口線、日向谷高野子線、土居魚成線、
主要な施設		城川支所、土居診療所、特別養護老人ホーム寿楽苑、道の駅きなはいや、城川歴史民俗資料館、ギャラリーしろかわ、クアテルメ宝泉坊、城川文書館、城川どろんこ祭り保存館 等
地域資源		堂の坂の棚田、奇岩百景・岩上田、穴神鍾乳洞、龍澤寺、茶堂等
都市計画		—

## 2. 地域の課題

- ・市全体と同様に、城川地域でも高齢化・人口減少傾向が続いています。
- ・空き家・空き地が増加傾向であり、また、商業施設の撤退による空き店舗の発生もみられます。空き家・空き地・空き店舗の発生抑制、活用が必要です。
- ・耕作放棄地の増加や鳥獣被害の発生があり、これらの対策とともに、棚田の美しい景観を保全していくことが必要です。
- ・県道など主要な生活道路及び市道の整備が遅れ、災害時に孤立する恐れのある集落があることから、この対策が必要です。また、身近な生活道路の維持・充実が必要です。
- ・国道・主要地方道を民営路線バス（宇和島自動車）が運行しています。また、中山間地域の集落をデマンド乗合タクシーが運行していますが、地域住民に利用方法が周知されていないこともあり、利用者数が少ない状況です。公共交通の利便性向上と合わせて、利用方法の周知・利用の促進を検討することが必要です。
- ・城川地域の山間・中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、台風や地震等による豪雨や土砂災害の被害が懸念されていることから、災害時の安全確保が必要です。

### 3. 地域づくりの目標

地域づくりの目標では、城川地域の将来像と地域づくりの方針を示すとともに、『こうなったら良いな』、『こうなりたい』と思う「城川地域の暮らし」の姿を展望します。

<p>将来像</p>	<p style="text-align: center;"><b>『芸術と健康のまち』</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 芸術や温泉が楽しめるまち</li> <li>■ 気軽に自然を散策できるまち</li> </ul>	
<p>地域づくりの方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 城川支所周辺は、城川地域の拠点として、生活サービス施設、行政、文化施設等の維持を図ります。</li> <li>・ 小さな拠点（魚成、土居、高川、遊子川）は、日常生活に必要な機能の維持・確保を図るとともに、野村生活拠点への交通ネットワークを維持・充実します。</li> <li>・ 地域コミュニティが円滑に機能し、地域活性化の活動等を行っています。</li> <li>・ 優良農地や畜産環境の保全に努め、田園景観を維持します。</li> <li>・ 三滝溪谷、穴神鍾乳洞等、四国西予ジオパークの自然環境を保全します。</li> </ul>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">城川地域の暮らし (展望)</p>	<p>観光</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高川地区を中心としたフットパスを活用したウォーキングが、地域住民と観光客が一緒に楽しむ観光イベントとして定着し、フットパス観光客を対象とした店舗や休憩施設が立地しています。</li> <li>・ 雨包山や三滝溪谷等の地域資源を活かす観光が盛んになるとともに、龍澤寺が重要文化財に指定され、再び注目を集めています。</li> <li>・ クアテルメ宝泉坊と宝泉坊ロッジには、市内外から多くの人々が訪れ、近年は外国人の観光客も多く、宿泊施設も賑わっています。</li> </ul>
	<p>買い物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各小さな拠点に日用品の販売を行う商店があり、毎日の買い物には困らないです。</li> <li>・ 城川地域の特産品が道の駅「きはは屋」で扱われており、また、通信販売等も活用し、全国に販売されています。</li> <li>・ 以前は大洲市へ行っていた週1回程度の大きな買い物には、宇和地域に整備されたショッピングセンター（西予の特産品や生活用品等が集まり市民と観光客が交流できるような施設）に家族で訪れ、買い物を楽しんでいます。</li> </ul>
	<p>文化・教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ギャラリーしろかわを拠点として、全国からアーティストが移住しており、活気が戻ってきました。</li> <li>・ 年に1～2回程度、西予市文化会館で行われるコンサートを鑑賞しています。</li> <li>・ 伝統的な地域の祭りが様々なアイデアにより維持されています。</li> </ul>
	<p>働く場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代々受け継がれている農林業は、生産環境や後継者育成体制が整備され、国内外を問わずあらゆる地域から若者が担い手として集まっています。</li> <li>・ ハムやソーセージの畜産加工品のブランド化が成功し、全国各地へ販売するため、地域の従業員を雇用しています。</li> <li>・ 農産物や林産物の加工により新たな雇用を生み出しています。</li> </ul>
	<p>医療・福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野村病院までは、地域で支えるバスが各地区を結び、お年寄りも気軽に通院出来るようになってきました。</li> </ul>

## 4. 部門別・地域づくりの方針

全体構想の「部門別・まちづくりの方針」の体系に基づき、各地域で具体的に実施する都市計画・まちづくりの施策を位置づけます。

### 1) 土地利用

---

#### (1) 集落・農地ゾーンの整備方針

##### ①魚成地区の整備

- ・魚成地区の城川小・中学校周辺及び城川支所周辺は、城川地域の中心となる拠点として、公共公益機能や生活を支えるサービス機能等の維持・充実を図ります。
- ・城川支所周辺に立地する「ギャラリーしろかわ」や「城川歴史民俗資料館」、新たに整備する「四国西予ジオミュージアム」などを活かし、本市の歴史・文化・芸術の拠点としても充実を図ります。

##### ②集落環境の整備

- ・城川地域の谷筋には、農地と一体となって農村集落が形成されています。田園的な環境の保全を基本として、生活道路や公園広場の維持・管理、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。
- ・城川地域の山間・中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、集落の安全性を確保するため、土砂災害対策事業の継続、防災訓練の支援、総合防災マップの配布等による災害情報の周知等に取り組みます。

##### ③小さな拠点の整備

- ・公民館（集会所）や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。
- ・城川地域の小学校再編に伴う、学校施設の充実に努めるとともに、廃校となった学校跡地の利活用を検討し、地域の活力向上につなげていきます。
- ・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における、自治センターの整備を検討します。
- ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。

#### (2) 森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

- ・森林や河川、湖沼など、城川地域の豊かな自然の適切な保全と活用を図ります。

## 2) 都市施設

### (1) 道路・交通ネットワークの整備方針

#### ①道路の整備

##### ア) 広域連携軸の整備

- ・一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。

##### イ) 拠点間連携軸の整備

- ・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、県と連携して整備・機能維持を図ります。

##### ロ) 地域間連携軸の整備

- ・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しています。大規模林道に繋がる主要な県道（城川橿原線及び日向谷高野子線）について、県と連携した整備の促進と機能維持を図り、集落まで大型車が通行可能となる道路網の構築に努めます。また、災害時等における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。

##### ハ) 生活道路の整備

- ・主要な市道など地区の幹線道路の適切な維持管理を図るとともに、災害時等における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。
- ・市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から維持・管理及び整備を推進することにより、日常生活の利便性の向上に努めます。
- ・地域住民が協力して行う身近な道路の清掃活動を促進します。

##### ニ) 歩道の確保

- ・歩行者の安全な通行を確保するため、主要な道路において歩道等の維持・管理を推進します。

#### ②公共交通網の構築

- ・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。
- ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。
- ・主要な交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、市のデマンド乗合タクシーの改善及び利用方法の周知・利用促進、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。

### (2) 公園・緑地の整備方針

- ・既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。
- ・城川総合運動公園等、一定規模以上の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。

### (3) 下水道・河川の整備方針

#### ①下水道の整備

- ・集落において、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の



設置促進等に努めます。

## ②河川の整備

- ・ 肱川は、臨海部を除く本市の大半の地域を流域としており、城川地域においても肱川の支流が流れています。
- ・ 城川地域において、肱川支流の河川環境の保全に努めるとともに、水辺を活かした地域住民に親しまれる憩いの場や親水空間の確保を検討します。

## (4) その他の都市施設の整備方針

### ①医療施設・社会福祉の整備

- ・ 既存の診療所や高齢者福祉施設、児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。

### ②教育文化施設の整備

- ・ 図書館城川分館やギャラリーしろかわ、城川歴史民俗資料館、新たに整備予定の四国西予ジオミュージアム等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。
- ・ 小・中学校の既存施設の充実や現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。

### ③その他の施設の整備

- ・ 公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。

## 3) 自然・景観

---

### (1) 自然の保全・整備の方針

#### ①水辺の保全・整備

- ・ 城川地域の水辺環境としては、肱川の支流が地域を流れるとともに、農業用ため池が分布します。水辺環境の保全整備を図るとともに、河川沿いの親水空間の整備について検討を行います。
- ・ 県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。
- ・ 老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止に取り組みます。

#### ②農地の保全・整備

- ・ 城川地域の谷筋においては、農村集落と一体的に形成された整備済みの優良農地が開発しており、農地の保全と農村環境の調和、農道や水路の整備や維持管理に取り組みます。
- ・ 農地の多面的機能の維持・発揮に向けて、営農活動の支援や地域活動の支援に取り組みます。
- ・ 農村集落における優良農地を適切に維持・保全するとともに、担い手による農地整備

を促進します。

- ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策等に取り組みます。

### ③森林の保全・整備

- ・森林は、保全・育成を図ることを基本とし、住宅開発や工場立地等の開発抑制を図ります。
- ・森林の多面的機能の維持・発揮に向けて、担い手の育成に取り組むとともに、環境教育やレクリエーションの場として、森林の活用に努めます。
- ・集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。

### ④自然の活用

- ・温泉施設、四国西予ジオパークの「サイト」等、観光資源と一体となって自然資源の活用を図ります。
- ・地域住民と連携しながら、ジオサイトを活用したフットパスコースを整備し、自然資源の活用や四国西予ジオパークの新たな楽しみ方の提供を図ります。

## (2) 景観の保全・整備の方針

### ①自然景観の保全・整備

- ・森林、河川・水面、田園等は、本市の景観の骨格となることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。
- ・かねてから城川地域が標榜してきた「わがむらは美しく」をキャッチフレーズに、景観保全活動に取り組みます。
- ・田穂地区における豊かな緑に囲まれた谷間の棚田と、営農を継続する集落とを一体的に保全するため、「城川町田穂地区景観計画」に基づく建築物・工作物の規制・誘導、開発の抑制により、市民と協働しながら、景観づくりを進めます。
- ・農山村集落においては、集落内の宅地と周辺の農地を山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。
- ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について検討を行います。

### ②歴史的風致の維持向上

- ・龍澤寺周辺の歴史・文化を地域住民とともに保全し、地域づくりに活用するため、歴史的風致維持向上計画等の策定を検討します。

## 4) 防災・減災

### ①防災・減災体制の確立

- ・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。
- ・整備が完了した防災行政無線の有効活用に取り組みます。

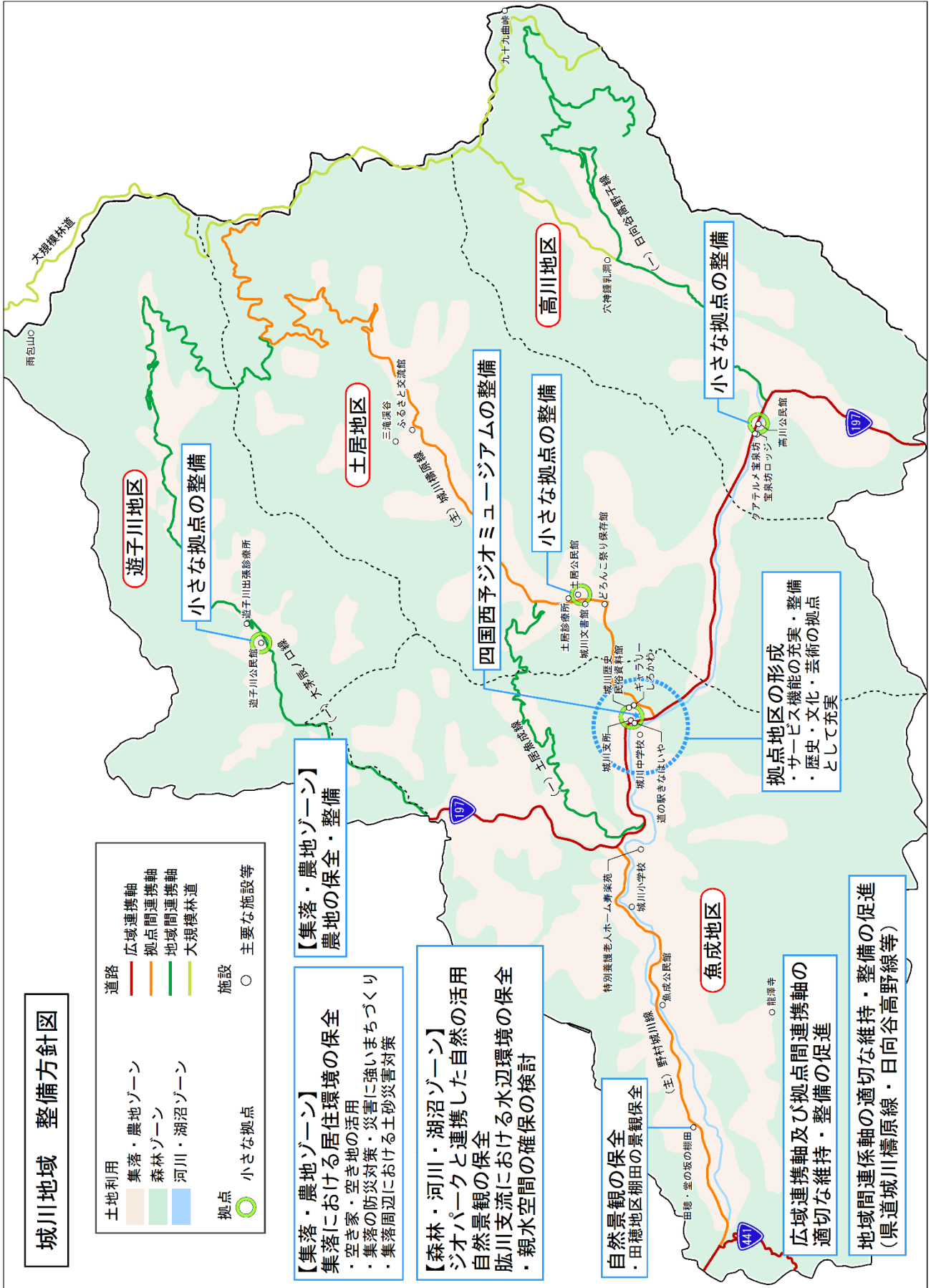
- ・市民に対する防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。
- ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。
- ・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣他市町と連携した広域的な避難の受入れや応援について検討します。

## ②土砂災害の防止

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。
- ・森林整備事業等を用いて、土砂災害の一因となっている放置林対策に取り組み、山林を保全します。
- ・土砂災害が懸念される地区については、国道や県道、主要な市道等を、避難路を兼ねた道路として整備・維持管理を行うことにより、集落の孤立を防ぐように努めます。
- ・中山間地域の集落は、豪雨や地震時の孤立等の方が一に備えて、集落が孤立した場合の情報通信や避難・救助手段の確保、孤立集落への支援物資の供給等について、あらかじめ検討を行います。

## ③事前復興計画の策定

- ・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。



## 第4編 實現化方策

---



## 第1章 都市計画マスタープラン実現化の基本的な考え方

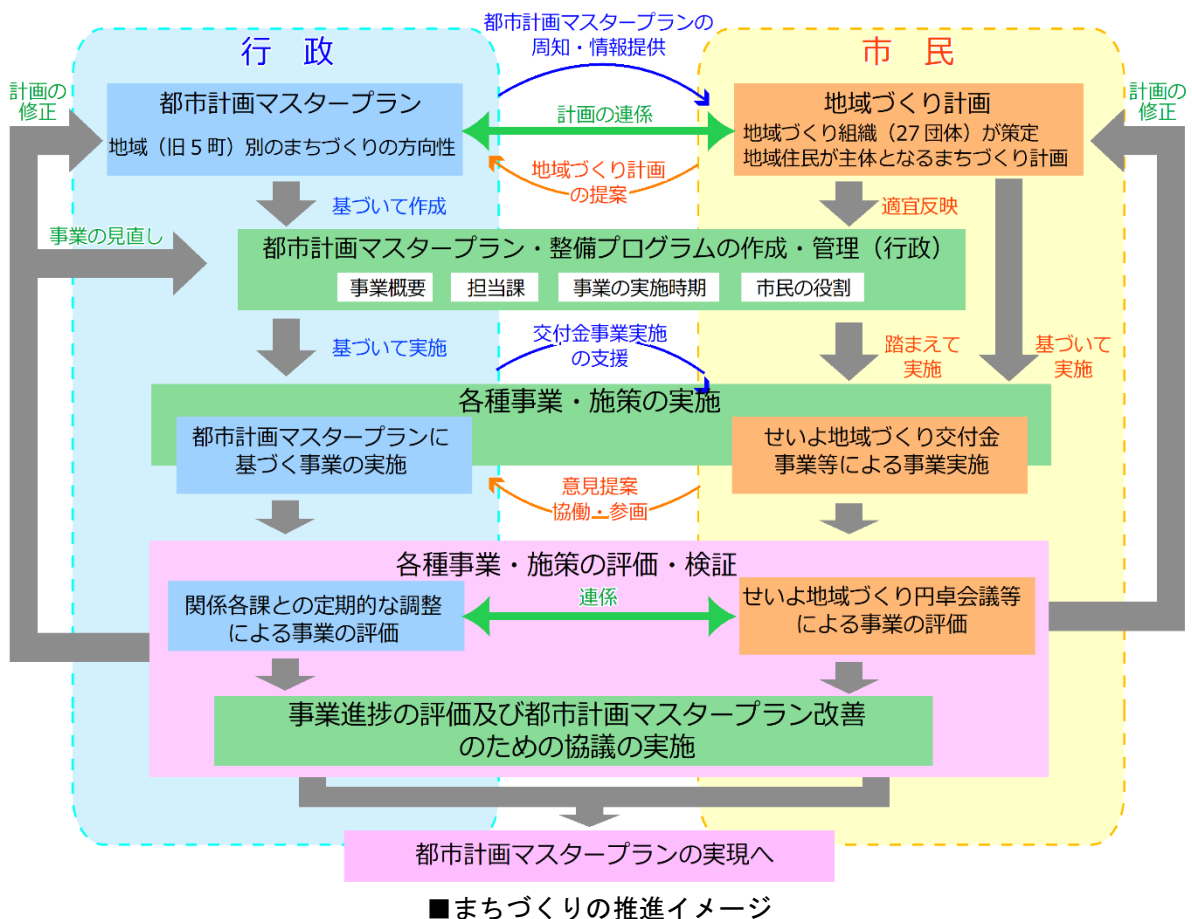
本計画に掲げた将来像である「豊かな風土を育むまち ～いつもずっと ちょうどいい 西予の暮らし～」の実現に向けて、社会情勢の変化や市民の価値観の多様化等に柔軟に対応しながら、超少子高齢型・人口減少社会における持続可能なまちづくりを進めていきます。

本計画では、持続可能なまちづくりを進めるため、「西予市立地適正化計画」と連携した中心市街地の求心力の向上に向けた施策を位置づけています。また、都市計画区域外も含めた既存集落の維持に向けて、旧小学校区を基本とした「小さな拠点」の形成を図ることとしています。

人口減少が進行していく状況では、既存集落の維持を図ることはとても難しい課題です。このような背景の中で、本市では、旧小学校区を基本とした市民が主体となる「地域づくり組織」を既に設置しており、それぞれの地域で個性ある独自のまちづくり・地域づくりが展開されています。

これらの地域住民が主体となるまちづくりを効果的に進めるため、本計画の内容を行政と市民関係者が共有し、地域づくり組織が主体となって「地域づくり計画（地域が主体となるまちづくり計画）」を立案し、実際に各種の取組を支援していきます。

また、都市計画マスタープランで位置づけている各種施策・事業を「整備プログラム」として整理し、これをもとに各種事業を推進します。



## 第2章 実現化方策

### (1) 制度活用による計画推進

#### ①関連する分野別計画の一体的な推進

本計画に関連する分野別の各種マスタープラン・各種計画についても、まちの空間として一体となって相乗効果を発揮するよう、連携しながら取組を進めます。

立地適正化計画や地域公共交通網形成計画、住宅マスタープラン、景観計画等の策定や見直しにあたっては、本計画の方向性と整合を図ります。

#### ②関係法令の運用

本計画に示した将来像を実現するため、都市計画法をはじめとする関係法令に基づく制度を、地域の実情に合わせて、地域の意見を尊重しながら適切に運用していきます。

また、地域住民主体のまちづくりを進めるにあたって、都市計画法に基づく都市計画提案制度を活用できるよう、助言や支援を行います。

#### ③各種事業手法の活用による財源確保

事業実施の財源を確保するため、国や県における補助事業など、各種補助制度の動向を把握し、適切な活用に努めます。また、施設整備にあたっては、民間活力の導入等を検討し、整備を行います。

さらに、現在市が実施している「せいよ地域づくり交付金事業」が本計画の方向性に沿って地域住民に活発に活用されるよう、地域づくり組織に働きかけていきます。

### (2) 協働による計画推進

持続可能なまちづくりを進めるにあたっては、市民、事業者（NPO）・大学、行政等の多様な主体が協働することで、“現在のまち”を、“誰もが『こうありたい』と望むまち”に近づけることができます。

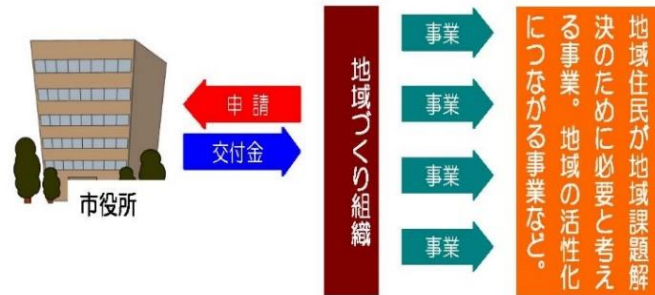
そのためには、行政はもとより市民や事業者が、自らの行動がまち全体に及ぼす影響を常に意識することが大切です。そして、お互いがパートナーであると考えて尊重し合い、それぞれの立場や専門性を活かして協働することで、まちをより望ましい方向へ変えていくことができます。

こうしたまちづくりにおいて、特に市民は、地区レベルの様々な問題や福祉・地域交通などの生活に身近な問題を解決するために、主体的にきめ細かいまちづくりを担っていく必要があります。そのためには、みんなでより良いまちの姿について考え、それを実現するために必要な活動を積極的に展開していくことが重要です。

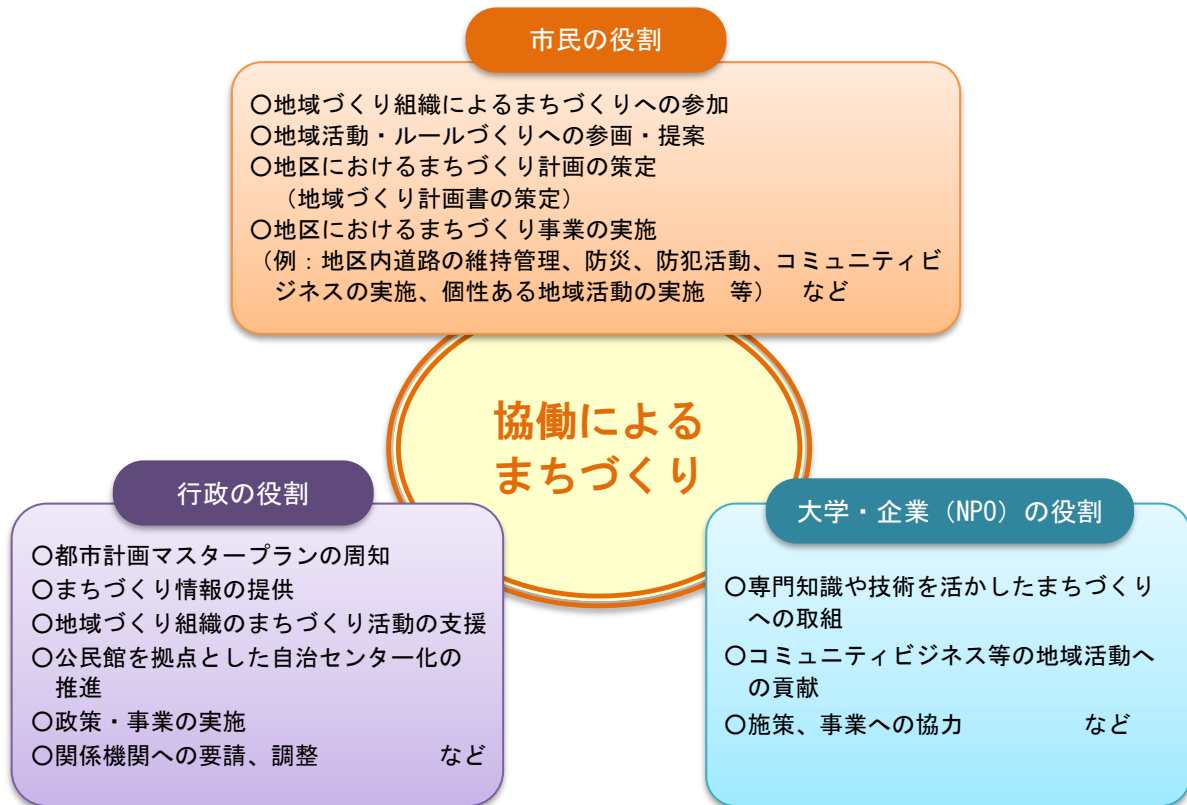


本市では、市民主体のまちづくりを行政が支援するため、「せいよ地域づくり交付金事業」を実施しており、現在、旧小学校区を基本単位とした27の「地域づくり組織」が設置され、それぞれの地域で事業が実施されています。

今後も、市民が当事業を積極的に活用するように努め、市民が主体となったまちづくりを支援していきます。



■せいよ地域づくり交付金事業の仕組み



■協働によるまちづくりにおける各主体の主な役割

(3) 計画の適切な進捗管理

①整備プログラムの活用

本計画の実現に向けて、全体構想や地域別構想で位置づけた施策・事業を「整備プログラム」として整理し、各種事業を推進します。

整備プログラムは、短期（概ね5年）、中期（概ね10年）、長期（10年以降）に区分し、定期的に事業の進捗をチェックしていきます。

西予市都市計画マスタープラン（H30年3月策定） 整備プログラム

第1 宇和地域

No	都市計画マスタープラン		施策・事業	役割分担		実施時期		
	地域別構想の 施策体系	部門別・地域づくりの方針		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期
<b>1.土地利用</b>								
1	(1)生活サービス機能ゾーンの整備方針	①中心拠点周辺の整備 ・JR卯之町駅及び市役所本庁舎周辺は、宇和地域の拠点のみならず、市全体の中心拠点として、求心力の高い拠点の形成を図ります。 ・拠点の求心力を高めるため、「卯之町」は「はちのじ」まちづくり整備事業」を推進するとともに、既存の生活サービス施設の維持・更新、ショッピングセンター等新たな商業施設等の誘導に努めます。	卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業 ・駅舎改築 ・複合施設新築（郵便局・観光交流センター・事務所等） ・駐車場整備（立体駐車場・駅前駐車場） ・駅前広場整備 ・無電柱化（市道旧町地区326線） ・卯之町駅自由通路 ・駐輪場 ・情報板	政策推進課	・事業の参加・協力	→		
			空き店舗活用事業 ・西予市新規出店者店舗改修補助事業 ・西予市店舗リニューアル補助事業	経済振興課	・制度・事業の活用 ・空き店舗等の情報提供	→	→	→
			市道旧町地区212号線（支障設備移転工事） ・図書館棟解体 ・第二別館一部改築（農業指導班、ハローワーク仮移転用）	財政課	・事業の参加・協力	→		
			都市再生整備計画事業 ・市道旧町地区212号線 ・都市機能誘導区域の指定による、都市機能施設の誘導	建設課	・事業の参加・協力	→		
			建設課	-	→	→	→	
2		旧宇和病院跡地は、JR卯之町駅や市役所本庁舎に近いという利便性を活かし、市民と協働しながら、図書館と地域交流センターとの複合施設、福祉施設、子育て支援施設等の整備を進めます。	うわまち東保育園とうわまち南保育園を統合した認定こども園と、学童保育の機能を有した複合施設の整備に対する支援	子育て支援課	・事業の参加・協力	→	→	→
			都市再生整備計画事業 ・複合施設新築（図書館・地域交流センター） ・市道旧町地区187号線他5路線整備事業 ・広場 ・駐車場	建設課	・事業の参加・協力	→		
3		中心拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組みます。	卯之町駅周辺エリア「はちのじエリア」の“資源”を一体的に捉え、市外・県外・国外からの観光促進、定住促進やコミュニティ促進、地域の方々にとっての利便性の向上、さらには未来の環境面等も視野に入れながら、エリアマネジメントの視点を持った新たなまちづくりの実施	政策推進課 建設課	・事業の参加・協力 ・エリアマネジメント活動への参加	→	→	→

■整備プログラムの例

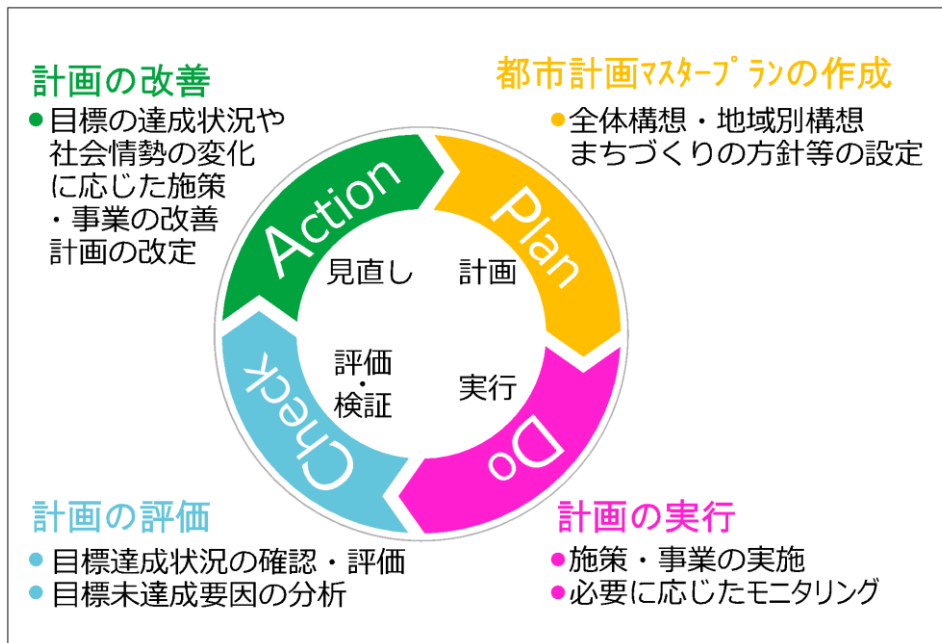
### ②関係各課との定期的な調整

本計画を推進するためには、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があります。そのためには、関係各課との意識の共有が不可欠です。

関係各課との定期的な調整・意思疎通に努め、本計画に基づく施策の実施状況を定期的に確認し、庁内で横断的な連携体制を構築しながら各種事業を推進します。

### ③事業進捗の確認及び計画の修正

本計画の進捗を適切に管理するため、PDCAサイクルを構築し、関係機関や市民などと協力して、定期的に施策・事業の進捗状況を確認します。その結果、改善が必要な施策については、対策を検討し、施策の方向を修正します。



■PDCAサイクルのイメージ

## 第3章 これからの地域づくりに向けて（市民の役割）

超少子高齢型・人口減少社会において、持続可能なまちづくりを進めていくには、行政だけに頼らないで、市民がそれぞれの地域の風土を活かし、主体となってまちづくりを進めていくことが重要です。

本市において、地域それぞれが豊かな風土を持ち、これらを育みながらまちづくりを進めていくため、市民が主体となるこれからの地域づくりの考え方を以下に示します。

### これからの地域づくりの考え方(市民の役割)

- (1)常によりよい社会を志す(プランニングを継続する)
- (2)市民実践型のアプローチを行う
- (3)西予のみらいを考え、実践する人を育む
- (4)風土を活かしたまちづくりの実践

#### (1)常によりよい社会を志す（プランニングを継続する）

今後、都市計画マスタープランで示したまちの将来像を目指す中で、自然・社会状況の変化に対応していくためには、市民の誰もが常に本市のまちがどうすれば良くなるということを思い続ける（プランニングを継続する）ことが重要になります。

このため、市全体や地域でより良いまちとするための議論や、勉強会などを積極的に行っていくことが必要です。

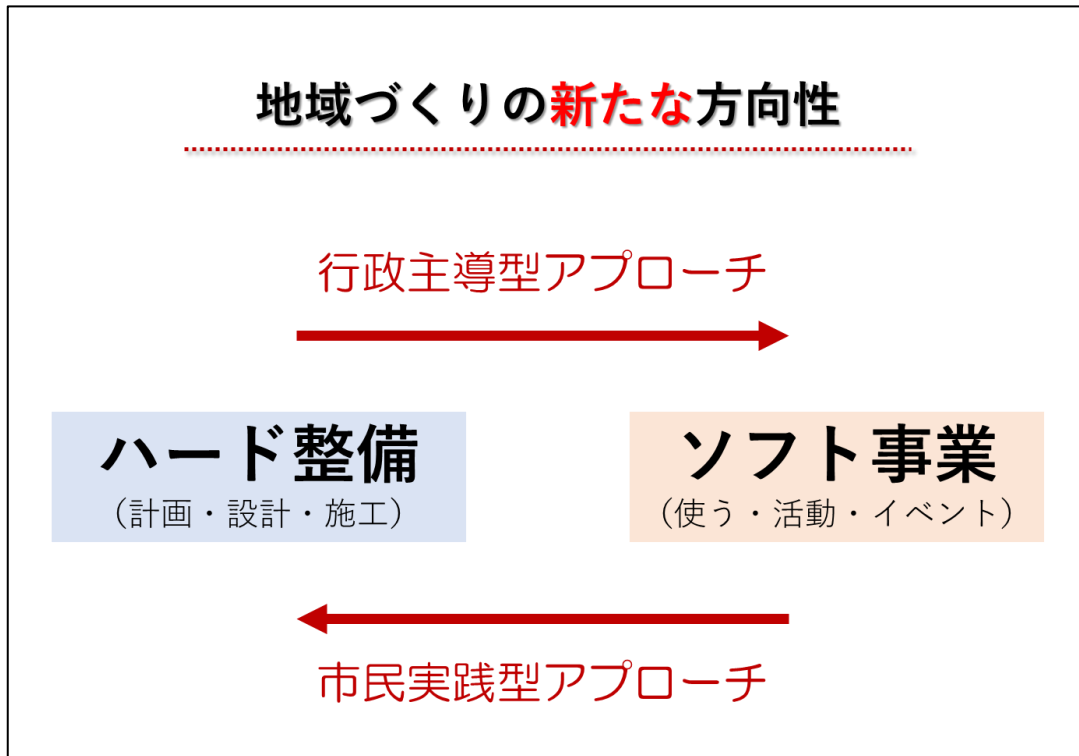
#### (2)市民実践型のアプローチを行う

まちづくりがうまくいかず、地域が衰退する悪循環に陥っているまちが全国で多く見られます。このような地域衰退の罠からどう抜け出せるかが、地域に問われている課題といえます。

こういった地域衰退の悪循環の傾向は、これまでのまちづくりが“行政主導によるアプローチ”のみに頼ってきたことが一つの要因といえます。今後は、“行政主導によるアプローチ”だけではなく、“市民実践型のアプローチ”を進めていくことが必要です。これは、市全体といった大きなスケールではなく、自分たちが住んでいるエリア、それぞれの場所で、“市民活動”や“業（なりわい）”を起こし、それぞれが独自のアイデアや創意工夫でまちづくり活動を展開していくアプローチと言えます。

一方で、行政がリーダーシップとり、公平性を原則とした“行政主導型のアプローチ”を進めていくことも重要です。

このため、ソフト施策等が中心となる“市民実践型のアプローチ”から、行政主導型のハード整備につなげていけるような取組の流れを作っていくことが重要です。



資料：「西予みらい構想シンポジウム これからの地域づくりの考え方～西予市  
都市計画マスタープランの試み～愛媛大学 羽鳥剛史」基調講演資料

### (3) 西予のみらいを考え、実践する人を育む

“市民実践型のアプローチ”を促進させるためには、身近なところから、できるところから地域の魅力創出、課題解決に役立つことを実践し、地域の中で普及させていくことができる人を育てていくことが重要です。

そのためには、大学などと連携し、外部の専門家のアドバイスを聞いたり、市民同士がコミュニケーションをしながら様々なアイデアを出し合ったりするなど、地域で学習する文化を創造していくことが必要です。

また、小学校等と連携し子供の頃から地域づくりに参画してもらい、地域に愛着と誇りをもつ子供たちを育むことで、地域に住み続けてくれる、または将来、地域に戻ってきてくれる人を増やしていくことも必要です。

(4) 風土を活かしたまちづくりの実践

本計画では、「豊かな風土を育むまち」を将来像にかかげ、5つの地域それぞれに豊かな風土を持ち、それぞれが個性を活かしたまちづくりを進めていくことを目指しています。

本市では、四国西予ジオパーク等、豊かな自然資源を活かしたまちづくりを進めています。これら豊かな自然資源は、本市の豊かな風土であり、他にはない価値を持っています。

“市民実践型アプローチ”のまちづくりにおいても、これら本市の豊かな風土を活かし、新たな価値を生み出すことが必要です。



四国西予ジオパーク  
SHIKOKU SEIYO GEOPARK



資料：四国西予ジオパークホームページ

四国西予ジオパークでは、地形や地質、そこで共生する人々の暮らしといった本市が持つ「地域性」を有し、大地の特徴を活かしたストーリー性やオリジナリティ、市場性、安全性など高い基準をクリアした逸品を「四国西予ジオの至宝」として認定しています。これらの取組を活用しながらまちづくりを行うことが重要です。



四国西予  
ジオの至宝  
THE PRIDE OF  
SHIKOKU SEIYO GEOPARK

## 都市計画マスタープラン策定の経緯

日 時	区 分
平成 28 年 10 月	▲都市計画マスタープランに関する市民意向調査（アンケート）
平成 29 年 1 月 23 日	●第 1 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 29 年 2 月 14 日	●第 1 回西予市都市計画マスタープラン等庁内検討委員会
平成 29 年 3 月 7 日	●第 2 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 29 年 4 月	●第 2 回西予市都市計画マスタープラン等庁内検討委員会 （データ会議）
平成 29 年 4 月 27 日	●第 3 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 29 年 6 月	●第 3 回西予市都市計画マスタープラン等庁内検討委員会 （データ会議）
平成 29 年 6 月 28 日	●第 4 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 29 年 9 月 ～10 月	●第 4 回西予市都市計画マスタープラン等庁内検討委員会 （データ会議）
平成 29 年 10 月	▲都市計画マスタープランに関する地域づくり組織（27 団体） へのヒアリング
平成 29 年 12 月 5 日	●第 5 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 30 年 1 月 18 日	●第 6 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 30 年 2 月 18 日	▲西予市みらい構想シンポジウム
平成 30 年 4 月 23 日	●第 7 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 30 年 6 月 8 日	▲都市計画マスタープランの説明会
平成 31 年 1 月 18 日 ～平成 31 年 2 月 18 日	▲都市計画マスタープランのパブリックコメント
平成 31 年 2 月 28 日	■西予市都市計画審議会
平成 31 年 3 月 29 日	■都市計画マスタープランの公表
令和元年 12 月 20 日	★第 1 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会 （野村地区の見直し）※平成 30 年 7 月豪雨の災害を受けた見直し検討
令和 2 年 1 月 30 日	★第 2 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会 （野村地区の見直し）
令和 2 年 3 月 26 日	★第 3 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会 （野村地区の見直し）※コロナウイルスの影響により、書面にて実施

## 西予市都市計画マスタープラン等検討委員会委員名簿

	区 分	氏 名	所属等	備 考
1	学識経験者	羽鳥 剛史	愛媛大学社会共創学部 環境デザイン学科准教授	※委員長
2	まちづくりに関係する 団体に属する者	酒井 宇之吉	都市計画審議会会長	
3		小野 庸	西予市商工会女性部	
4	女性で構成する団体に 属する者	河野 深淑	せいよ女性の会会長	
5	関係行政機関	中島 稔淳	西予土木事務所長	
6	市職員	岩瀬 不二夫	建設部部長	
7	その他市長が必要と 認める者	井上 真季	イノウエデザイン事務所 代表	
8		清家 浩之	西予総合福祉会代表 理事長	
9		成瀬 嘉宏	なるせ不動産代表	
10	各地域代表者	安藤 芳夫	明浜地域・推薦	
11		和氣 桂子	野村地域・推薦	
12		水野 正一	城川地域・推薦	
13		西園寺 良徳	三瓶地域・推薦	

(異動などにより途中で退任された委員)

	区 分	氏 名	所属等	備 考
1	まちづくりに関係する 団体に属する者	原田 静	西予市商工会女性部	
2	女性で構成する団体に 属する者	本多 東子	せいよ女性の会	
3	関係行政機関	青野 正人	西予土木事務所長	
4	関係行政機関	清家 伸二	西予土木事務所長	
5	市職員	二宮 紀夫	産業建設部部長	
6	市職員	山岡 薫彦	産業建設部部長	



## 西予市都市計画マスタープラン等検討委員会（野村地区の見直し）

### 委員名簿

番号	区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	羽鳥 剛史	愛媛大学社会共創学部 環境デザイン学科准教授 西予市都市計画審議会会長	※委員長
2	まちづくりに関係する団体に属する者	大塚 晶司	野村地域自治振興協議会会長	
3	女性で構成する団体に属する者	谷本 寿子	西予市商工会女性部 野村支部長	
4	関係行政機関	中島 稔淳	西予土木事務所長	
5	市職員	清水 昭広	西予市建設部長	
6		土居 眞二	野村支所長	
7	その他市長が必要と認める者	井関 陽一	野村地区河川整備促進協議会 会長	
8		大塚 俊次	野村町専務区長会会長	
9		米田 直	西予市観光協会 野村支部長	